

## (参考訳)

本比較版は、専ら情報提供を目的とするものであり、また、法的助言として依拠されるべきものではありません。ISDAは、本比較版がどのように使用されてもその責任を負いません。本比較版を作成するにあたり注意を払ってはおりますが、本比較版は、2003 ISDA Credit Derivatives Definitionsの各種追加条項に関連するあらゆる論点又は検討の指針又は説明となるものではなく、またそのようにみなされるべきものでもありません。したがって、当事者は、各自でデュー・ディリジェンスを行い、かつ、各自が適切であると考えられる法律その他のアドバイザーと協議してください。ISDAは本比較版に含まれる情報の正確性又は完全性について表明保証をせず、また、ISDAは当該情報の正確性と完全性について何ら責任を負いません。

注：

本書は、(a) 2009年7月14日に発表された2003年版ISDAクレジット・デリバティブ定義集2009年ISDAクレジットデリバティブ決定委員会、入札決済およびリストラクチャリング追加条項(2009 ISDA Credit Derivatives Determinations Committees, Auction Settlement and Restructuring Supplement to the 2003 ISDA Credit Derivatives Definitions) (以下、「2009年7月追加条項」という。)及び(b) 2003年版ISDAクレジット・デリバティブ定義集2003年5月追加条項(May 2003 Supplement to the 2003 ISDA Credit Derivatives Definitions) (以下、「2003年5月追加条項」という。)による2003年版クレジット・デリバティブ定義集(2003 ISDA Credit Derivatives Definitions)の修正を示すものである。2009年7月追加条項により挿入された文言は青の下線(例)で表示され、削除は赤の取り消し線(例)で表示されている。2003年5月追加条項により挿入された文言は紫の下線(例)で表示され、削除は緑の取り消し線(例)で表示されている。

本書は2005年3月7日に発表された2005マトリックス追加条項(2005 Matrix Supplement)を含んでいないため、本書には第11章は含まれていない。また、本書には、2009年7月追加条項と、2009年3月12日に発表された2003年版ISDAクレジット・デリバティブ定義集2009年ISDAクレジットデリバティブ決定委員会および入札決済追加条項(2009 ISDA Credit Derivatives Determinations Committees and Auction Settlement Supplement to the 2003 ISDA Credit Derivatives Definitions) (以下、「2009年3月追加条項」という。)の相違点は表示されていない。2009年7月追加条項と2009年3月追加条項の比較版は、<http://www.isda.org>で閲覧できる。

本書のページ番号と脚注番号は、2003年版クレジット・デリバティブ定義集及び2009年7月追加条項で用いられるそれらの番号とは異なる。目次と索引に記載されるページ番号は、本書のページ番号である。

# 目次

序文.....	ix
第1章 一般的な定義	
Section 1.1 クレジットデリバティブ取引.....	1
Section 1.2 コンファメーション.....	1
Section 1.3 期間.....	1
Section 1.4 開始日.....	1
Section 1.5 取引日.....	1
Section 1.6 予定終了日.....	1
Section 1.7 終了日.....	2
Section 1.8 事由発生決定日.....	2
Section 1.9 通知交付期間.....	5
Section 1.10 通知に関する要件.....	5
Section 1.11 猶予期間延期日.....	5
Section 1.12 (a) 猶予期間.....	6
Section 1.12 (b) 猶予期間営業日.....	6
Section 1.13 潜在的支払不履行.....	7
Section 1.14 カルキュレーション・エージェント.....	7
Section 1.15 カルキュレーション・エージェント・シティー.....	8
Section 1.16 営業日.....	8
Section 1.17 カルキュレーション・エージェント・シティー営業日.....	8
Section 1.18 2002年版 ISDA マスター契約.....	8
Section 1.19 買い手.....	8
Section 1.20 売り手.....	8
Section 1.21 TARGET 決済日.....	8
Section 1.22 クレジットデリバティブ決定委員会.....	9
Section 1.23 クレジットイベント基準日.....	9
Section 1.24 クレジットイベント決議要請日.....	9
Section 1.25 延期日.....	9
Section 1.26 行使期限日.....	11
Section 1.27 DC 関連当事者.....	11
Section 1.28 決議.....	12
Section 1.29 DC 決議.....	12
Section 1.30 DC クレジットイベント発生発表.....	12

Section 1.31	DC クレジットイベント不発生発表	12
Section 1.32	関連都市営業日	12
Section 1.33	最終リスト	12
第2章 クレジットデリバティブ取引に関わる一般的な条項		
Section 2.1	参照組織	12
Section 2.2	承継者決定のための条項	13
Section 2.3	参照債務	18
Section 2.4	参照価格	18
Section 2.5	固定金額	18
Section 2.6	固定金利支払人	18
Section 2.7	固定金利支払人計算金額	18
Section 2.8	固定金利支払人計算期間最終日	18
Section 2.9	固定金利支払人計算期間	18
Section 2.10	固定金利支払人支払日	19
Section 2.11	営業日調整	19
Section 2.12	変動金利支払人	19
Section 2.13	変動金利支払人計算金額	19
Section 2.14	オブリゲーション	19
Section 2.15	引渡可能債務	20
Section 2.16	リストラクチャリング対象引渡可能ソブリン債務	20
Section 2.17	除外債務	20
Section 2.18	除外引渡可能債務	21
Section 2.19	オブリゲーションの決定方法	21
Section 2.19 (a)	オブリゲーションの種類	21
Section 2.19 (a) (i)	支払債務	21
Section 2.19 (a) (ii)	借入債務	21
Section 2.19 (a) (iii)	参照債務のみ	21
Section 2.19 (a) (iv)	債券	21
Section 2.19 (a) (v)	ローン	21
Section 2.19 (a) (vi)	債券またはローン	21
Section 2.19 (b)	オブリゲーションの性質	21
Section 2.19 (b) (i)	非劣後	21
Section 2.19 (b) (ii)	指定通貨	22
Section 2.19 (b) (iii)	ソブリン以外の貸手	22
Section 2.19 (b) (iv)	外国通貨	22

Section 2.19 (b) (v) 外国法準拠.....	22
Section 2.19 (b) (vi) 上場.....	22
Section 2.19 (b) (vii) 外国発行 .....	22
Section 2.20 引渡可能債務の決定方法 .....	23
Section 2.20 (a) 引渡可能債務の種類.....	23
Section 2.20 (b) 引渡可能債務の性質 .....	23
Section 2.20 (b) (i) 偶発事由によらずに金額確定可能 .....	23
Section 2.20 (b) (ii) 譲渡可能ローン .....	23
Section 2.20 (b) (iii) 同意を要するローン .....	23
Section 2.20 (b) (iv) 直接ローンパーティシペーション .....	23
Section 2.20 (b) (v) 譲渡可能 .....	24
Section 2.20 (b) (vi) 最長満期 .....	24
Section 2.20 (b) (vii) 期限の利益喪失または期限の到来 .....	24
Section 2.20 (b) (viii) 非持参人払式 .....	24
Section 2.21 規定の解釈 .....	24
Section 2.22 適格パーティシペーション売り手.....	26
Section 2.23 適格保証.....	26
Section 2.24 適格関係会社保証 .....	26
Section 2.25 関係子会社と議決権株式 .....	26
Section 2.26 ソブリン .....	26
Section 2.27 ソブリン機関 .....	27
Section 2.28 国際機関.....	27
Section 2.29 国内通貨.....	27
Section 2.30 代替参照債務 .....	27
Section 2.31 参照組織と売り手の合併 .....	29
Section 2.32 リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務 .....	29
Section 2.33 修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務.....	31
Section 2.34 リストラクチャリング満期期限日および修正リストラクチャリング満期期限日に関する用語.....	33
 第3章 決済条件	
Section 3.1 決済 .....	33
Section 3.2 決済条件.....	34
Section 3.3 クレジットイベント通知 .....	36
Section 3.4 現物決済通知 .....	37
Section 3.5 公開情報.....	38

Section 3.6	公開情報の通知.....	39
Section 3.7	公開情報源.....	40
Section 3.8	指定された数.....	40
Section 3.9	リストラクチャリング後のクレジットイベント通知.....	40
第4章 クレジットイベント		
Section 4.1	クレジットイベント.....	41
Section 4.2	バンククラブシー.....	41
Section 4.3	オブリゲーション・アクセレレーション.....	42
Section 4.4	オブリゲーション・デフォルト.....	42
Section 4.5	支払不履行.....	42
Section 4.6	履行拒否/支払猶予.....	43
Section 4.7	リストラクチャリング.....	45
Section 4.8	クレジットイベントに関わる定義.....	46
Section 4.9	4.7条に関連したオブリゲーションの制限.....	47
第5章 固定金額		
Section 5.1	固定金額の計算.....	47
Section 5.2	固定金利.....	47
Section 5.3	固定金利日数計算式.....	47
Section 5.4	固定金利支払人支払と固定金利支払人計算期間の関係.....	48
Section 5.5	イニシャルペイメント.....	48
Section 5.6	イニシャルペイメント支払人.....	48
Section 5.7	イニシャルペイメント金額.....	49
Section 5.8	イニシャルペイメント支払日.....	49
第6章 決済に関わる条項		
Section 6.1	決済方法.....	49
Section 6.2	決済日.....	49
Section 6.3	決済通貨.....	49
Section 6.4	代替決済方法.....	49
Section 6.5	決済の停止.....	49
第7章 現金決済に関わる条件		
Section 7.1	現金決済.....	50
Section 7.2	現金決済日.....	50
Section 7.3	現金決済金額.....	50

Section 7.4	最終価格.....	50
Section 7.5	評価方法.....	50
Section 7.6	市場価値.....	52
Section 7.7	クォーターション.....	52
Section 7.8	評価日.....	54
Section 7.9	クォーターション方法.....	54
Section 7.10	フル・クォーターション.....	55
Section 7.11	加重平均クォーターション.....	55
Section 7.12	クォーターション金額.....	55
Section 7.13	最低クォーターション金額.....	55
Section 7.14	評価時間.....	55
Section 7.15	ディーラー.....	55
Section 7.16	代表金額.....	56
第8章 現物決済に関わる条件		
Section 8.1	現物決済.....	56
Section 8.2	引渡す.....	57
Section 8.3	引渡日.....	57
Section 8.4	現物決済日.....	57
Section 8.5	現物決済金額.....	58
Section 8.6	現物決済期間.....	58
Section 8.7	転換債務、交換可能債務、償還金遡増債務.....	58
Section 8.8	期限到来金額.....	59
Section 8.9	他通貨相当金額.....	59
Section 8.10	通貨レート.....	60
Section 8.11	エスクロー.....	60
Section 8.12	修正通貨レート.....	61
Section 8.13	次回通貨確定時点.....	61
Section 8.14	通貨レート情報源.....	61
第9章 当事者の追加的表明および誓約		
Section 9.1	当事者の追加的表明および誓約.....	61
Section 9.2	現物決済に関する追加的表明および合意.....	65
Section 9.3	履行不能または違法事由による部分現金決済.....	67
Section 9.4	同意を要するローンの部分現金決済.....	68
Section 9.5	譲渡可能ローンの部分現金決済.....	68

Section 9.6	パーティシペーションの部分現金決済 .....	69
Section 9.7	最終現物決済可能日 .....	69
Section 9.8	部分現金決済条項 .....	69
Section 9.9	引渡されない債券のバイ・イン .....	73
Section 9.10	引渡の行われないローンに関する代替手続 .....	74
第 10 章 ノベーション条項		
Section 10.1	ノベーション .....	75
Section 10.2	ノベーション取引 .....	76
Section 10.3	譲渡人 .....	76
Section 10.4	譲受人 .....	76
Section 10.5	残留当事者 .....	76
Section 10.6	旧取引 .....	76
Section 10.7	新取引 .....	76
Section 10.8	旧契約 .....	76
Section 10.9	新契約 .....	76
Section 10.10	ISDA マスター契約 .....	77
Section 10.11	旧コンファメーション .....	77
Section 10.12	ノベーション金額 .....	77
Section 10.13	ノベーション契約 .....	77
第 12 章 入札決済に関する条項		
Section 12.1	入札決済 .....	78
Section 12.2	入札 .....	78
Section 12.3	入札決済日 .....	78
Section 12.4	入札決済金額 .....	78
Section 12.5	入札最終価格 .....	78
Section 12.6	入札最終価格決定日 .....	78
Section 12.7	並行入札最終価格決定日 .....	78
Section 12.8	クレジットデリバティブ入札決済条項 .....	78
Section 12.9	取引入札決済条項 .....	79
Section 12.10	並行入札決済条項 .....	79
Section 12.11	入札対象取引 .....	79
Section 12.12	入札不実施発表日 .....	79
Section 12.13	入札中止日 .....	79
Section 12.14	並行入札中止日 .....	79

Section 12.15	並行入札 .....	79
Section 12.16	並行入札決済日 .....	79
Section 12.17	移動オプション .....	80
Section 12.18	許容引渡可能債務 .....	80
Section 12.19	変更オプション行使期限日 .....	80
Section 12.20	移動オプション行使通知 .....	80
Section 12.21	引渡可能債務条件 .....	81
Section 12.22	引渡可能債務条項 .....	81
索引	.....	82



## 序文

2003年版 ISDA クレジットデリバティブ定義集（以下、「本定義集」という。）は、International Swaps and Derivatives Association, Inc.（以下、「ISDA」という。）公表の1992年版 ISDA マスター契約、または2002年版 ISDA マスター契約等の契約に基づく個別のクレジットデリバティブ取引のコンファメーション（以下、「コンファメーション」という。）において使用することが意図されている。ISDA マスター契約の写しは ISDA 事務局、または ISDA ウェブサイト ([www.isda.org](http://www.isda.org))より入手が可能である。本定義集と共に使用するコンファメーションのサンプルひな型は、本定義集の添付資料 A として添付されている。

本定義集は、主として1999年版 ISDA クレジットデリバティブ定義集とその追加条項を発展、修正するものである。本定義集は、相対クレジットデリバティブ取引におけるドキュメンテーションの基本的枠組みを提供する。本定義集のいくつかのセクションでは、使い勝手を考慮し、当事者がコンファメーションで別途指定しなかった場合に取引に適用されるフォールバック条項を規定している。

本定義集を使用して相対クレジットデリバティブ契約を締結する当事者は、ISDA 公表の他商品向け定義集の場合と同様に、当事者間で合意された個別の経済的条件に基づき、本定義集に規定されている標準的条項を採用、または補足することが出来る。

本定義集は独立で機能することが意図されており、よって、ほとんどの取引において、（2000年版 ISDA 定義集といった）他の ISDA 定義集をクレジットデリバティブ取引のコンファメーションに取り込む必要はない。

ISDA は、相対クレジットデリバティブ取引のコンファメーション作成において当事者が使用出来る一般的な条項一式を提供することにより、クレジットデリバティブ市場が円滑かつ合理的に機能することに助力するべく、本定義集を提供している。しかし、個別取引の的確なドキュメンテーションは、関連当事者自身の責務である。ISDA は、相対クレジットデリバティブ取引に関連した利用、その他本定義集のいかなる利用によるどのような責をも負わない。本定義集を参照、または適用するコンファメーションにより証される取引の各当事者は、当事者間の取引上の意図を反映するため、当該取引に本定義集が適していること、当該取引のコンファメーションにおいて本定義集が適切に使用、または参照されていること、並びに当該コンファメーションが全体的に適切に作成されていることを自身で確認しなければならない。なお、1999年版 ISDA クレジットデリバティブ定義集を参照するコンファメーションは、引き続き1999年版 ISDA クレジットデリバティブ定義集に準拠することに注意すべきである。本定義集を使用してクレジットデリバティブ取引

を文書化することにより、1999年版 ISDA クレジットデリバティブ定義集のいずれかの条項の意味に対して影響を及ぼすことはない。

本序文は、本定義集の一部を構成するものではなく、本定義集に関する解釈として提供されるものでもない。本定義集において参照される通知は、添付資料において示される形式を取らずともよい。

## 2003年版 ISDA クレジットデリバティブ定義集

以下のいずれか、またはすべての定義および条項は、(International Swaps and Derivatives Association, Inc. (以下、「ISDA」という。)公表の) 2003年版 ISDA 定義集 (以下、「本定義集」という。)に依拠する旨を文書内にて示すことにより、当該文書に取り入れることができる。かかる方法により文書内に取り入れられたすべての定義および条項は、当該文書において別段の定めのない限り当該文書に適用され、また本定義集において定義されたすべての用語、および当該文書に取り入れられた定義または条項において使用されるすべての用語は、当該文書において別段の定めのない限り本定義集において定められた意味を持つものとする。通貨の定義は、2000年版 ISDA 定義集においてこれらの用語に付与された意味を持つものとする。文書中に使用される用語は、一方当事者の名と併せて使用される場合、当該当事者に関してのみ意味を持つものとする。

用語	定義集	翻訳
第1章 一般的な定義		
Credit Derivative Transaction (クレジットデリバティブ取引)	1.1	「クレジットデリバティブ取引」とは、コンファメーションにクレジットデリバティブ取引として特定されている取引、または、本定義集を引用している取引をいう。
Confirmation (コンファメーション)	1.2	「コンファメーション」とは、クレジットデリバティブ取引に関し、当事者間において交換される一通または複数の書面やその他の確認手段、または他の有効な方法でクレジットデリバティブ取引のすべての取引条件を確認もしくは証明するものをいう。
Term (期間)	1.3	「期間」とは、クレジットデリバティブ取引の開始日 (当日を含む。) から終了日 (当日を含む。) までの期間をいう。
Effective Date (開始日)	1.4	「開始日」とは、関連するコンファメーションにおいて特定される日であり、クレジットデリバティブ取引の期間の初日となる日をいう。当事者がコンファメーションにおいて特定の営業日調整に従い開始日が調整されると規定しない限り、開始日は営業日調整により調整されない。
Trade Date (取引日)	1.5	「取引日」とは、関連するコンファメーションにおいて特定される、当事者がクレジットデリバティブ取引を締結した日をいう。
Scheduled Termination Date (予定終了日)	1.6	「予定終了日」とは、関連するコンファメーションにおいて特定される日をいう。当事者がコンファメーションにおいて特定の営業日調整に従い予定終了日が調整されると規定しない限り、予定終了日は営業日調整により調整されない。
Termination Date	1.7 <sup>1</sup>	「終了日」とは、(a)1.11条 (猶予期間延期日)、3.4条 (現物決済通知)、4.6

<sup>1</sup> 2009年7月追加条項 I.1条により修正。

(終了日)		<p>条(b) (履行拒否/支払猶予評価日)、7.2条 (現金決済日)、8.4条 (現物決済日)、9.2条(c) (ii) (現物決済に関する追加表明および合意)、9.3条 (履行不能または違法事由による部分現金決済)、<del>もしくは</del>9.8条 (部分現金決済条項) <del>もしくは</del> <u>12.3条 (入札決済日)</u> (関係のある場合) により決定された日、または(b) 前述のいずれの条項も該当しない場合、<u>予定終了日</u>をいう。</p>
Event Determination Date (事由発生決定日)	1.8 <sup>2</sup> (a)	<p>「<u>事由発生決定日</u>」とは、<u>あるクレジットイベントに関し、以下のいずれかを意味する。</u><del>クレジットイベント通知および(適用がある場合)公開情報の通知の双方が有効となった最初の日をいう。</del></p> <p>(i) <u>本1.8条(a) (ii)に定める場合を除き、DCクレジットイベント発生発表またはDCクレジットイベント不発生発表のいずれも生じていない場合、クレジットイベント通知及び(公開情報の通知が決済条件として指定されている場合には) 公開情報の通知が、通知当事者によって他方の当事者に交付され、かつそれらが下記のいずれかの期間内で有効となった最初の日をいう。</u></p> <p>(A) <u>通知交付期間</u></p> <p>(B) <u>(I) 関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、1.24条(a)及び(b)に規定する事項について、決定しないことを決議した旨、ISDAが公表した日(当日を含む。)から、(II) その14暦日後の日(当日を含む。)までの期間(関連するクレジットイベント決議要請日が通知交付期間の最終日以前に生じた場合(取引日より前に生じた場合を含む。)に限る。)</u></p> <p>(ii) <u>本1.8条(a) (i)にかかわらず、DCクレジットイベント発生発表が生じた場合、以下のいずれかの日とする。</u></p> <p>(A) <u>以下のいずれかのときは、クレジットイベント決議要請日とする。</u></p> <p>(I) <u>以下のすべての要件を満たすとき</u></p> <p>(1) <u>関連するコンファメーションにおいて、通知当事者が「買い手または売り手」と指定されていること、または関連するコンファメーションにおいて、通知当事者としていずれの当事者も指定されていないこと</u></p> <p>(2) <u>関連するクレジットイベントがリストラクチャリングでないこと</u></p> <p>(3) <u>以下のいずれかであること</u></p> <p><u>(y) 関連するコンファメーションにおいて、決済方法として「入札決済」が指定されている場合、取引日が、入札最終価格決定日、入札中止日または入札不実施発表日</u></p>

<sup>2</sup> 2009年7月追加条項I.2条により修正。

		<p><u>の 21 暦日後の日（それぞれ当日を含む。）までに生じていること</u></p> <p><u>(z) 関連するコンファメーションにおいて、決済方法として「入札決済」が指定されていない場合、取引日が、関連するDCクレジットイベント発生発表以前に生じていること</u></p> <p>(II) <u>以下のすべての要件を満たすとき</u></p> <p>(1) <u>以下のいずれかに該当すること</u></p> <p><u>(y) 関連するコンファメーションにおいて、「買い手」または「売り手」のみが通知当事者であると指定され、かつ、関連するコンファメーションにおいて、決済方法として「入札決済」が指定されていること</u></p> <p><u>(z) 関連するクレジットイベントがリストラクチャリングであること</u></p> <p>(2) <u>クレジットイベント通知が通知当事者により他方の当事者に交付され、かつ行使期限日以前に有効となったこと</u></p> <p>(B) <u>以下のいずれかのときは、クレジットイベント通知が通知当事者により他方の当事者に交付され、かつそれらが、(I) 通知交付期間、または(II) 関連するDCクレジットイベント発生発表があったことをISDAが公表した日（当日を含む。）から、その 14 暦日後の日（当日を含む。）までの期間（関連するクレジットイベント決議要請日が通知交付期間の最終日以前に生じた場合（取引日より前に生じた場合を含む。）に限る。）で有効となった最初の日をいう。</u></p> <p>(I) <u>以下のすべての要件を満たすとき</u></p> <p>(1) <u>関連するコンファメーションにおいて、通知当事者が「買い手または売り手」と指定されていること、または関連するコンファメーションにおいて、通知当事者としていずれの当事者も指定されていないこと</u></p> <p>(2) <u>関連するクレジットイベントがリストラクチャリングでないこと</u></p> <p>(3) <u>関連するコンファメーションにおいて、決済方法として「入札決済」と指定されていないこと</u></p> <p>(4) <u>取引日が関連するクレジットイベント発生発表の後に生じていること</u></p> <p>(II) <u>以下のすべての要件を満たすとき</u></p>
--	--	--

		<p>(1) <u>関連するコンファメーションにおいて、「買い手」または「売り手」の一方が通知当事者であると指定されていること</u></p> <p>(2) <u>以下のいずれかに該当すること</u></p> <p><u>(y) 関連するコンファメーションにおいて、決済方法として「入札決済」が指定されていないこと</u></p> <p><u>(z) 関連するコンファメーションにおいて、決済方法として「入札決済」が指定されている場合、クレジットイベント通知が、通知当事者から他方の当事者に交付され、かつ行使期限日後に有効となったこと</u></p> <p><u>但し、本 1.8 条(a) (ii)は、以下のすべての条件が満たされている場合に限り適用されるものとする。</u></p> <p><u>(X) 当該 DC クレジットイベント発生発表が行われた日以前に、現物決済日または終了日が生じていないこと</u></p> <p><u>(Y) 当該 DC クレジットイベント発生発表が行われた日において、評価日または引渡日が既に生じていた場合、事由発生決定日は、評価日または引渡日が生じていない変動金利支払人計算金額の一部分についてのみ生じたものとみなされること</u></p> <p><u>(Z) リストラクチャリングのみがクレジットイベントである旨記載されたクレジットイベント通知が、それ以前に通知当事者から他方当事者に交付されていないこと。但し、(aa) 当該クレジットイベント通知に記載されたリストラクチャリングが、クレジットイベント決議要請日を生ぜしめた ISDA への通知の対象であった場合、または(bb)当該クレジットイベント通知に定められた行使金額が残存する変動金利支払人計算金額未済である場合を除く。</u></p>
	1.8(b)	<p><u>本 1.8 条(a)に基づき、変動金利支払人計算金額の異なる部分について異なる事由発生決定日が定められた場合、当事者間の権利義務は、当該事由発生決定日以降、かかる各部分に対応する複数のクレジットデリバティブ取引を行っていたかのように解釈されるものとする。</u></p>
	1.8(c)	<p><u>9.1 条(c) (iii) (B) (III)に従うことを条件として、入札最終価格決定日、評価日、現物決済日（もしくは、より早く到来する場合には引渡日）、または終了日より前に、関連する参照組織またはそのオブリゲーションに関して DC クレジットイベント不発生発表日が生じた場合、事由発生決定日は生じないものとし、それ以前に、ある事由に関して定められた事由発生決定日は生じなかったものとみなされる。</u></p>

	1. 8(d)	上記の各規定に基づき、(i) 事由発生決定日の決定後に、事由発生決定日が、(A) 事由発生決定日と当初決定された日とは異なる日に生じたものとみなされる場合、もしくは(B) 生じなかったものとみなされる場合、または(ii) 事由発生決定日が、先立つ固定金利支払人支払日より前に生じたものとみなされる場合、カルキュレーション・エージェントは、(I) 関連するコンファメーション第 V 条に基づき、それ以前に計算され、もしくは支払われた（または計算されて支払われた）金額に対する必要な修正を反映するために支払われるべき調整金額があれば、その金額、(II) かかる調整金額がある場合、その支払日、および(III) かかる調整金額がある場合、その支払義務を負う関連するクレジットデリバティブ取引の当事者を決定するものとする。なお、かかる調整金額の計算に当たっては、利息の発生は考慮しないものとする。
Notice Delivery Period (通知交付期間)	1. 9 <sup>3</sup>	「通知交付期間」とは開始日取引日（当日を含む）から、 <del>延期日 (a) 予定終了日、(b) (i) コンファメーションに猶予期間延長の適用ありと規定されており、(ii) クレジットイベント通知の対象となっているクレジットイベントが予定終了日後に発生した支払不履行であり、かつ (iii) 当該支払不履行にかかる潜在的支払不履行が予定終了日以前に発生している場合には、猶予期間延期日、または (e) (i) クレジットイベント通知の対象となっているクレジットイベントが予定終了日後に発生した履行拒否/支払猶予であり、(ii) 当該履行拒否/支払猶予にかかる潜在的履行拒否/支払猶予が予定終了日以前に発生し、かつ (iii) 履行拒否/支払猶予延長条件が充たされている場合には、履行拒否/支払猶予評価日、</del> の各々14 暦日後の日（当日を含む）までの期間をいう。
Requirements Regarding Notices (通 知に関する要件)	1. 10	カルキュレーション・エージェント・シティー営業日の午後 4 時（カルキュレーション・エージェント・シティー時間）以前に交付された通知は、かかるカルキュレーション・エージェント・シティー営業日に効力を生じる。カルキュレーション・エージェント・シティー営業日の午後 4 時（カルキュレーション・エージェント・シティー時間）より後に交付された通知は、その交付方法にかかわらず翌カルキュレーション・エージェント・シティー営業日に効力を生じるものとする。前二文に関して、電話による通知は電話における会話が行われた時点に交付されたものとする。通知が電話により行われた場合、その通知後 1 営業日以内にかかる通知の内容を確認する書面が作成され、交付されるものとする。書面による通知が行われなかった場合でも、電話による通知の効力は影響をうけない。カルキュレーション・エージェントがクレジットデリバティブ取引の当事者でない場合、一方当事者から他方当事者に対し交付されるべき通知は、カルキュレーション・エージェントにも交付されるものとする。但し、かかる状況においてカルキュレーション・エージェントへの通知が行われなかった場合でも、他方当事者に対する通知の効力は影響をうけない。
Grace Period Extension Date (猶予期間延期日)	1. 11 <sup>4</sup>	「猶予期間延期日」とは、(a) コンファメーションにおいて猶予期間延長の適用があると指定され、かつ(b) 潜在的支払不履行が予定終了日以前に発生した場合（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 年 3 月 7 日に ISDA により公表された 2005 Matrix Supplement to the 2003 ISDA Credit Derivatives Definitions（「2005 マトリックス追加条項」）により定義される

<sup>3</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 3 条により修正。

<sup>4</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 4 条により修正。

		<p>意味とする。)である場合には、東京時間)により行われる。)、当該潜在的支払不履行日後かかる猶予期間の日数を経過した日をいう。猶予期間延長がコンファメーションに適用ありと指定されていない場合、当該クレジットデリバティブ取引に猶予期間延長は適用されない。(i) 猶予期間延長が当該コンファメーションに適用ありと指定され、(ii) 潜在的支払不履行が予定終了日以前に発生し(当該判断は、グリニッジ標準時(または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」(2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。))である場合には、東京時間)により行われる。)、さらに(iii) 通知交付期間の最終日(当日を含む。)まで(取引日より前も含む。)内にその支払不履行に関する事由発生決定日が発生しなかった場合には、<b>猶予期間延期日</b>(支払不履行が予定終了日後に発生したとしても) <b>予定終了日または猶予期間延期日のうち、いずれか遅く到来する日</b>を終了日とする。</p>
Grace Period (猶予期間)	1. 12(a) <sup>5</sup>	<p>「猶予期間」とは、以下を意味する。</p> <p>(i) 下記(ii)および(iii)の規定に該当しない限り、<del>取引日、あるいは</del>当該<b>オブリゲーション</b>が発行または負担された日<b>のいずれか遅い方の日</b>において有効な当該<b>オブリゲーション</b>の条件に基き、かかる<b>オブリゲーション</b>に基づく支払について適用のある<b>猶予期間</b>をいう。</p> <p>(ii) <b>猶予期間延長</b>が関連するコンファメーションにおいて適用ありと指定される場合、<b>予定終了日</b>以前に<b>潜在的支払不履行</b>が発生し(当該判断は、グリニッジ標準時(または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」(2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。))である場合には、東京時間)により行われる。)、かつ適用のある<b>猶予期間</b>が、その条件に従えば<b>予定終了日</b>以前に満了しない場合(当該判断は、グリニッジ標準時(または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」(2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。))である場合には、東京時間)により行われる。)、<b>猶予期間</b>は、適用のある<b>猶予期間</b>もしくは関連するコンファメーションにおいて特定される期間(特定されていない場合には30 暦日間)のいずれか短い方の期間とする。</p> <p>(iii) <del>取引日または</del><b>オブリゲーション</b>が発行または負担された日<b>のいずれか遅い方の日</b>において有効な当該<b>オブリゲーション</b>の条件によれば支払について<b>猶予期間</b>の適用がないか、3 <b>猶予期間営業日</b>よりも短い支払に関する<b>猶予期間</b>の適用がある場合、当該<b>オブリゲーション</b>について、3 <b>猶予期間営業日</b>の<b>猶予期間</b>の適用があるものとみなされる。但し、関連するコンファメーションにおいて<b>猶予期間延長</b>が適用ありと指定されていない限り、かかる<b>みなし猶予期間</b>は<b>予定終了日</b>より遅くなることなく終了するものとする。</p>
Grace Period Business Day (猶予期間営業日)	1. 12(b)	<p>「<b>猶予期間営業日</b>」とは、当該<b>オブリゲーション</b>について特定される場所および期日において、場所の特定がされていない場合には<b>オブリゲーション通貨</b>の通用地域において、商業銀行および外国為替市場が一般的に支払決済のために営業を行っている日をいう。</p>

<sup>5</sup> 2009 年 7 月追加条項 I.5 条により修正。



Potential Failure to Pay (潜在的支払不履行)	1.13	<p>「潜在的支払不履行」とは、参照組織が、単一または複数のオブリゲーションについて、その期限において、その支払をなすべき時点における当該オブリゲーションの条件に従って、総額で<b>最低支払不履行額</b>以上の金額の支払をしないことをいい、その際、当該オブリゲーションに適用される<b>猶予期間</b>、または<b>猶予期間</b>の開始の前提条件は考慮されない。</p>
Calculation Agent (カルキュレーション・エージェント)	1.14	<p>「カルキュレーション・エージェント」とは、関連するコンファメーションにおいて指定される<b>クレジットデリバティブ取引</b>の一方当事者（または第三者、指定がない場合には、<b>売り手</b>）であり、必要に応じて、関連するコンファメーションに規定される条件に従い、以下の責任を負う者をいう。</p> <p>(a) <b>承継者</b>の決定および 2.2 条においてなされるべきその他の決定をすること。</p> <p>(b) (i) <b>参照債務</b>の総額が償還またはその他の理由（予定分割償還、アモチゼーションまたは期限前弁済の場合を除く）により著しく減少したか否かの判定。</p> <p>(ii) <b>参照債務</b>が、<b>参照組織</b>の<b>適格保証</b>を伴う<b>原オブリゲーション</b>であるか否かの判定、および<b>クレジットイベント</b>の存在または発生以外の理由によって、<b>適格保証</b>がその条件に従って履行強制可能な、<b>参照組織</b>の有効かつ拘束力のある債務ではなくなったか否かの判定。</p> <p>(iii) 上記(i)または(ii)以外の理由で、かつ<b>クレジットイベント</b>の存在または発生以外の理由により<b>参照債務</b>が<b>参照組織</b>の債務ではなくなったか否かの判定。</p> <p>(c) （当事者との協議の上）<b>代替参照債務</b>の指定および決定。</p> <p>(d) <b>リストラクチャリングクレジットイベント</b>に関して複数の<b>クレジットイベント通知</b>が 3.9 条に従って交付された場合には、（当事者との協議の上）同条において要求されている修正を行うこと。</p> <p>(e) <b>クォーテーション</b>を取得し（および、必要に応じて、当事者との協議の上かかる<b>クォーテーション</b>が未払経過利息を含むか否かを決定し）、適用のある<b>評価方法</b>に従った<b>最終価格</b>の決定をすること。</p> <p>(f) <b>クォーテーション金額</b>の<b>オブリゲーション通貨</b>への換算。</p> <p>(g) （当事者との協議の上）<b>ディーラー</b>（コンファメーションに指定がない場合）および、<b>代替ディーラー</b>を決定すること。</p> <p>(h) <b>通貨レート</b>の決定。</p> <p>(i) （当事者との協議の上）<b>代表金額</b>を決定すること。</p> <p>(j) （当事者との協議の上）各<b>現物決済期間</b>の<b>営業日日数</b>を決定すること。</p>

		<p>(k) 引渡可能債務について「経過利息を含む」と関連するコンファメーションに指定されている場合、(当事者との協議の上)未払経過利息を決定すること。</p> <p>(1) 償還金通増債務の償還金通増後金額を決定すること。</p> <p>カルキュレーション・エージェントが行動したり判断を示すことを求められる場合には、誠実に、かつ商業的に合理的な方法で行うものとする。カルキュレーション・エージェントは(a)から(1)に規定された決定を行った後、実務上可能な限り速やかに、当該決定を当事者に通知するものとする。さらに各当事者は、カルキュレーション・エージェントがクレジットデリバティブ取引に関わるその責務について、当該当事者の受託者あるいはアドバイザーとして行為するものではないことに合意する。</p>
Calculation Agent City (カルキュレーション・エージェント・シティー)	1. 15	「カルキュレーション・エージェント・シティー」とは、関連するコンファメーションにおいて指定された都市、または、指定されていない場合には、当該クレジットデリバティブ取引のカルキュレーション・エージェントの営業所が所在する都市をいう。
Business Day (営業日)	1. 16	「営業日」とは、関連するコンファメーションに特定される場所および期日において、商業銀行および外国為替市場が一般的に支払決済のために営業を行っている日、(「TARGET」もしくは「TARGET 決済日」とコンファメーションに指定されている場合は) TARGET 決済日、または場所もしくはかかる条件が特定されていない場合には、変動金利支払人計算金額の表示通貨の通用地域において商業銀行および外国為替市場が一般的に支払決済のために営業を行っている日をいう。
Calculation Agent City Business Day (カルキュレーション・エージェント・シティー営業日)	1. 17	「カルキュレーション・エージェント・シティー営業日」とは、カルキュレーション・エージェント・シティーにおいて商業銀行および外国為替市場が一般的に支払決済のために営業を行っている日をいう。
2002 ISDA Master Agreement (2002年版 ISDA マスター契約)	1. 18	「その他の終了事由」「事由発生当事者」「事由発生取引」「関係会社」「クローズアウト金額」「印紙税」「租税」の各用語は2002年版 ISDA マスター契約(「2002年版 ISDA マスター契約」)の雛形において定められている意味を有する。
Buyer (買い手)	1. 19	「買い手」とは、固定金利支払人をいう。
Seller (売り手)	1. 20	「売り手」とは、変動金利支払人をいう。
TARGET Settlement Day (TARGET 決済日)	1. 21 <sup>6</sup>	「TARGET 決済日」とは、TARGET <sup>2</sup> (the Trans-European Automated Real-time Gross settlement Express Transfer system)が稼動している日をいう。

<sup>6</sup> 2009年7月追加条項 I.6 条により修正。

<u>Credit Derivatives Determinations Committees(クレジットデリバティブ決定委員会)</u>	<u>1. 22<sup>7</sup></u>	<u>「クレジットデリバティブ決定委員会」とは、クレジットデリバティブ取引に関連して DC 決議を得る目的で ISDA により設置された委員会であり、その詳細は ISDA によりそのウェブサイト (www.isda.org またはその承継ウェブサイト) においてその時々公表される Credit Derivatives Determination Committees Rules (その規定に基づき修正されたものを含む。) (DC ルール) に規定されるものをいう。</u>
<u>Credit Event Backstop Date(クレジットイベント基準日)</u>	<u>1. 23<sup>8</sup></u>	<u>「クレジットイベント基準日」とは、(a) 関連するクレジットデリバティブ取引に関するクレジットイベントを構成する事由 (または、履行拒否/支払猶予について 4.6 条(a)(ii)に定める事由) に関して、DC 決議により決定される場合、クレジットイベント決議要請日の 60 暦日前の日をいい、(b) その他の場合、(i) <u>クレジットイベント通知および (公開情報の通知が決済条件として指定されているときは) 公開情報の通知の双方が、通知当事者により他方の当事者に交付され、かつ通知交付期間内で有効となった最初の日、または(ii) (A) 1.24 条(a)および(b)に定める事由について決議するためにクレジットデリバティブ決定委員会を開催する条件が DC ルールに従って満たされ、(B) クレジットデリバティブ決定委員会が、かかる事由について決定しないことを決議し、かつ(C) クレジットイベント通知および (公開情報の通知が決済条件として指定されているときは) 公開情報の通知が、通知当事者により他方の当事者に交付され、かつ関連するクレジットデリバティブ決定委員会がかかる事由について決定しないことを決議したことを ISDA が公表した日から 14 暦日以内にかかる通知が有効となった場合におけるクレジットイベント決議要請日、のいずれか早く到来する日の 60 暦日前の日をいう。クレジットイベント基準日は営業日調整に従った調整は行われない。</u> </u>
<u>Credit Event Resolution Request Date(クレジットイベント決議要請日)</u>	<u>1. 24<sup>9</sup></u>	<p><u>「クレジットイベント決議要請日」とは、下記の事項について決議を行うためにクレジットデリバティブ決定委員会の開催を要請する、DC ルールに従って交付された ISDA への通知について、関連するクレジットデリバティブ決定委員会によって、かかる通知が有効となり、かつ DC ルールに従い本 1.24 条(a)および(b)に定める DC 決議に関する公開情報を入手した最初の日として決議された日であって ISDA によって公表されたものをいう。</u></p> <p>(a) <u>関連するクレジットデリバティブ取引についてクレジットイベントを構成する事由が、関連する参照組織またはそのオブリゲーションについて生じたか否か</u></p> <p>(b) <u>関連するクレジットイベント決定委員会が、かかる事由が生じたことを決議した場合、当該事由が発生した日</u></p>
<u>Extension Date (延期日)</u>	<u>1. 25<sup>10</sup></u>	<p><u>「延期日」とは、以下のうち最も遅く到来する日をいう。</u></p> <p>(a) <u>予定終了日、</u></p>

<sup>7</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 7 条により追加。

<sup>8</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 8 条により追加。

<sup>9</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 9 条により追加。

<sup>10</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 10 条により追加。

- |  |   |
|--|---|
|  | <p>(b) <u>(i) 関連するコンファメーションにおいて、猶予期間延長の適用があると指定され、(ii) クレジットイベント通知もしくはクレジットイベント決議要請日を生ぜしめた ISDA への通知の対象であるクレジットイベントが、予定終了日後に生じた支払不履行（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）であり、かつ(iii) 当該支払不履行に関する潜在的支払不履行が予定終了日以前に生じた（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）場合における猶予期間延期日</u></p> <p>(c) <u>(i) クレジットイベント通知もしくはクレジットイベント決議要請日を生ぜしめた ISDA への通知の対象であるクレジットイベントが、予定終了日後に 4.6 条(a)(ii)に定める事由が生じたことによる履行拒否／支払猶予（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）であり、(ii) 当該履行拒否／支払猶予に関する潜在的履行拒否／支払猶予が予定終了日以前に生じた（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）場合であって、かつ(iii) 履行拒否／支払猶予延長条件が満たされた場合における履行拒否／支払猶予評価日</u></p> |
|--|---|

<p><u>Exercise Cut-off Date</u> (行使期限日)</p>	<p>1. 26<sup>11</sup></p>	<p>「行使期限日」とは、あるクレジットイベントに関し、以下のいずれかの日をいう。</p> <p>(a) <u>当該クレジットイベントがリストラクチャリングでない場合（または、当該クレジットイベントがリストラクチャリングであるが、関連するコンファメーションで「リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり」と「修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり」のいずれも指定されていないクレジットデリバティブ取引に関して、当該リストラクチャリングが生じた場合）、以下のいずれかのうち該当する日。</u></p> <p>(i) <u>入札最終価格決定日の前関連都市営業日</u></p> <p>(ii) <u>入札中止日の前関連都市営業日</u></p> <p>(iii) <u>入札不実施発表日の 21 暦日後の日</u></p> <p>(b) <u>当該クレジットイベントが、関連するコンファメーションで「リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり」または「修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり」のいずれかが指定されているクレジットデリバティブ取引に関するリストラクチャリングである場合であって、かつ以下のいずれかに該当するときは、それぞれ以下に定める日。</u></p> <p>(i) <u>関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、取引入札決済条項もしくは並行入札決済条項（またはその双方）が公表されることを決議したときは、ISDA が、DC ルールに従い当該クレジットデリバティブ入札決済条項に適用される最終リストを公表した日から (A) 2 関連都市営業日後（クレジットイベント通知が売り手によって交付された場合）、または (B) 5 関連都市営業日後（クレジットイベント通知が買い手によって交付された場合）の日。但し、売り手がクレジットイベント通知を売り手に適用される行使期限日以前に交付し、かつ買い手がクレジットイベント通知を買い手に適用される行使期限日以前に交付した場合には、売り手によって売り手に適用ある行使期限日以前に交付されたクレジットイベント通知が優先するものとする。</u></p> <p>(ii) <u>入札不実施発表日が 12. 12 条 (a) に基づき生じたときは、当該入札不実施発表日の 21 暦日後の日</u></p>
<p><u>DC Party (DC 関連当事者)</u></p>	<p>1. 27<sup>12</sup></p>	<p>「DC 関連当事者」とは、DC ルールで定められる意味を有する。</p>

<sup>11</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 11 条により追加。

<sup>12</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 12 条により追加。

<a href="#">Resolve (決議)</a>	<a href="#">1. 28<sup>13</sup></a>	<a href="#">「決議」とは、DC ルールで定められる意味を有し、「決議された」、「決議する」などの用法も同様に解釈されるものとする。</a>
<a href="#">DC Resolution (DC 決議)</a>	<a href="#">1. 29<sup>14</sup></a>	<a href="#">「DC 決議」とは、DC ルールで定められる意味を有する。</a>
<a href="#">DC Credit Event Announcement (DC クレジットイベント発生発表)</a>	<a href="#">1. 30<sup>15</sup></a>	<a href="#">「DC クレジットイベント発生発表」とは、ある参照組織について、関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、(a) 関連するクレジットデリバティブ取引について、クレジットイベントを構成する事由が当該参照組織（もしくはそのオブリゲーション）に関して生じたこと、および(b) かかる事由が、クレジットイベント基準日以後（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）、かつ延期日以前（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）に生じたことを決議した旨の ISDA による公表をいう。(i) クレジットイベントに関するクレジットイベント決議要請日が通知交付期間の最終日以前（取引日前を含む。）に生じ、かつ(ii) 取引日が、入札最終価格決定日、入札中止日、または、入札不実施発表日の 21 暦日後の日（いずれも当日を含む。）までに生じた場合を除き、あるクレジットデリバティブ取引に関し、DC クレジットイベント発生発表は生じなかったものとみなされる。</a>
<a href="#">DC No Credit Event Announcement (DC クレジットイベント不発生発表)</a>	<a href="#">1. 31<sup>16</sup></a>	<a href="#">「DC クレジットイベント不発生発表」とは、ある参照組織について、関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、クレジットイベント決議要請日の後、当該クレジットイベント決議要請日を生ぜしめた ISDA への通知の対象であった事由が、関連するクレジットデリバティブ取引について、当該参照組織（もしくはそのオブリゲーション）に関するクレジットイベントを構成しないと決議した旨の ISDA による公表をいう。</a>
<a href="#">Relevant City Business Day (関連都市営業日)</a>	<a href="#">1. 32<sup>17</sup></a>	<a href="#">「関連都市営業日」とは、DC ルールで定められる意味を有する。</a>
<a href="#">Final List (最終リスト)</a>	<a href="#">1. 33<sup>18</sup></a>	<a href="#">「最終リスト」とは、DC ルールで定められる意味を有する。</a>
<b>第 2 章 クレジットデリバティブ取引に関わる一般的な条項</b>		
<a href="#">Reference Entity (参照組織)</a>	<a href="#">2. 1<sup>19</sup></a>	<a href="#">「参照組織」とは、関連するコンファメーションにおいて特定される組織をいう。(a) 2.2 条に従ってカルキュレーション・エージェントにより、取引日以後に決定される参照組織の承継者、または(b) 関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、承継事由決議要請日に関して承継者を決議した旨を取引日以</a>

<sup>13</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 13 条により追加。

<sup>14</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 14 条により追加。

<sup>15</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 15 条により追加。

<sup>16</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 16 条により追加。

<sup>17</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 17 条により追加。

<sup>18</sup> 2009 年 7 月追加条項 I. 18 条により追加。

<sup>19</sup> 2009 年 7 月追加条項 II. 1 条により修正。

		<p>後に ISDA が公表した場合の参照組織の承継者は、関連するクレジットデリバティブ取引もしくは <a href="#">2.2 条に従って定められた新クレジットデリバティブ取引の参照組織</a>となる。</p>
<p>Provisions for Determining a Successor (承継者決定のための条項)</p>	<p>2.2 <a href="#">(a)</a> <a href="#">20</a></p>	<p>ソブリンではない参照組織に関して「承継者」とは以下の組織をいう。</p> <p>(i) 1つの組織が承継事由を経て参照組織の該当オブリゲーションの 75% 以上を直接または間接的に承継した場合、その組織がそのクレジットデリバティブ取引全体について唯一の承継者となる。</p> <p>(ii) 1つの組織が承継事由を経て参照組織の該当オブリゲーションの 25% 超 75%未満を直接または間接的に承継し、25%未満が参照組織に残る場合、25%超を承継するその組織がそのクレジットデリバティブ取引全体について唯一の承継者となる。</p> <p>(iii) 2つ以上の組織が承継事由を経てそれぞれ参照組織の該当オブリゲーションの 25%超を直接または間接的に承継し、25%未満が参照組織に残る場合、25%超を承継するそれらの組織全てが 2.2 条 (e) に従いそれぞれ新クレジットデリバティブ取引の承継者となる。</p> <p>(iv) 1つまたは複数の組織が承継事由を経てそれぞれ参照組織の該当オブリゲーションの 25%超を直接または間接的に承継し、25%超が参照組織に残る場合、各組織と参照組織が 2.2 条 (e) に従いそれぞれ新クレジットデリバティブ取引の承継者となる。</p> <p>(v) 1つまたは複数の組織が承継事由を経てそれぞれ参照組織の該当オブリゲーションの一部を直接または間接的に承継するものの、いずれも 25% 超を承継せず、参照組織が存続する場合、承継事由の結果として承継者はなく、参照組織およびクレジットデリバティブ取引に変更はない。</p> <p>(vi) 1つまたは複数の組織が承継事由を経てそれぞれ参照組織の該当オブリゲーションの一部を直接または間接的に承継するものの、いずれも 25% 超を承継せず、参照組織が存続しない場合、もっとも大きな割合を引き継いだ組織（もし 2つ以上の組織が該当オブリゲーションの等しい割合を承継した場合、それらの組織で参照組織の債務のもっとも大きな割合を承継した組織）を唯一の承継者とする。</p> <p>カルキュレーション・エージェントは、<a href="#">関連する承継事由</a>の発生を確認後（<a href="#">関連する承継事由</a>が法的効力を有することになる日の 14 暦日後の日以降で）合理的、実務的に速やかに、上記の当該基準が満たされたか、または 2.2 条 (a) (vi) が適用される場合において、どの組織が該当するかを決定する。その決定の効果は、承継事由が法的効力を有することとなった日に生じるものとする。<a href="#">但し、(A) 2.2 条 (a)、(j) (i) 及び (j) (ii) (A) に定められた事項について決議するためにクレジットデリバティブ決定委員会を開催する条件が DC ルールに従って満たされた旨 ISDA が公表していた場合（その後、関連するクレジットデリバティブ決定委員会が承継者を決定しないと決議した旨 ISDA が公表した場合は、その時点までとする。）、または (B) 関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、</a></p>

<sup>20</sup> [2009 年 7 月追加条項 II.2 条により修正。](#)

		<p>関連するクレジットデリバティブ取引について承継事由を構成する事由が生じていないと決議した旨を ISDA が公表していた場合、カルキュレーション・エージェントはかかる決定を行うことができない。上記の当該基準が満たされたか、または 2.2 条(a) (vi)が適用される場合においてどの組織が該当するかを決定する上で使用する割合の計算に際しては、その計算に含まれる該当オペレーションに関して、カルキュレーション・エージェントは入手可能な最良情報に掲載されたかかる該当オペレーションに関する負債額を用い、その計算を当事者に通知するものとする。</p>
	2.2 (b) <sup>21</sup>	<p>「承継事由」とは、(i) <u>ソブリンではない参照組織に関しては、法律、または契約に基づき、一方の組織の債務を他方の組織が承継する吸収合併、合併、新設合併、債務の譲渡、分割、分離その他の方法をいい、(ii) ソブリンである参照組織に関しては、併合、統一、分離、分割、消滅、統合、再編その他の事由であって、当該参照組織の直接又は間接の継承者を生ぜしめることをいう。</u>前文に拘らず、(A) <u>参照組織の債務の保有者が他の組織の債務とその債務を交換する場合であって、その交換が合併、新設合併、吸収合併、債務の譲渡、分割、分離その他の方法に関連して発生していないとき、または(B) 問題となる事由についての法的効力が生じた日 (ソブリンである参照組織の場合、かかる事由が生じた日) が、承継事由基準日前 (当該判断は、グリニッジ標準時 (または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」(2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。)) である場合には、東京時間) により行われる。) に生じた場合、なければ「承継事由」にその事由を含まない。</u></p>
	2.2 (c)	<p>2.2 条の目的において「承継」とは、参照組織とその該当オペレーション (または適用あれば、債務) に関して、(i)参照組織とは別の組織が法律、または契約に基づき、それらの該当オペレーション (または適用あれば、債務) を引受けもしくは負担する、または(ii) 該当オペレーション (または適用あれば、債務) と引き換えに債券を発行することを意味し、そのいずれの場合でも参照組織がその該当オペレーション (または適用あれば、債務) の債務者 (主債務者、二次的債務者として) または保証人ではなくなることをいう。債務の交換の申し込みの場合、2.2 条(a)に基づいてなされる決定は、交換において提供され受諾された該当オペレーションの残存元本金額に基づいてされるべきであり、該当オペレーションと交換した債券の残存元本金額に基づきなされるものではない。</p>
	2.2 (d)	<p>(i) クレジットデリバティブ取引に関して参照債務の特定があり、 (ii) 1つ以上の承継者が決まり、かつ、 (iii) いずれかの承継者が参照債務を引き継がない場合、</p> <p>それぞれの該当するクレジットデリバティブ取引に関して 2.30 条に従って代替参照債務が決められる。</p>

<sup>21</sup> [2009 年 7 月追加条項 II.3 条により修正。](#)



2.2(e)	<p>2.2 (a) (iii)または(iv)により、2 つ以上の<b>承継者</b>が決定された場合、<b>クレジットデリバティブ取引</b>は、以下の条件に従って、<b>承継者数</b>と同数の新しい<b>クレジットデリバティブ取引</b>（「<b>新クレジットデリバティブ取引</b>」）に分割される。</p> <p>(i) 各<b>承継者</b>はそれらの<b>新クレジットデリバティブ取引</b>のうちの1つにおける<b>参照組織</b>となる。</p> <p>(ii) <b>新クレジットデリバティブ取引</b>に関して、<b>固定金利支払人計算金額</b>（もしあれば）、<b>変動金利支払人計算金額</b>および（もし<b>変動金利支払人計算金額</b>がなければ）<b>現金決済金額</b>は、当初の<b>クレジットデリバティブ取引</b>の<b>固定金利支払人計算金額</b>、<b>変動金利支払人計算金額</b>および<b>現金決済金額</b>のうち該当するものを<b>承継者数</b>で除した金額とする。</p> <p>(iii) 当初の<b>クレジットデリバティブ取引</b>の他の条件はそれぞれの<b>新クレジットデリバティブ取引</b>においてそのまま適用される。但し、<b>新クレジットデリバティブ取引</b>において（全体として考えて）当初の<b>クレジットデリバティブ取引</b>の<b>経済効果</b>を保つために<b>カルキュレーション・エージェント</b>により（当事者と協議の上）決定される修正が必要な場合を除く。</p>
2.2(f)	<p>「<b>該当オブリゲーション</b>」とは、<b>承継事由</b>が法的効力を有することとなる日直前に残存する<b>参照組織</b>の<b>オブリゲーション</b>で<b>債券</b>または<b>ローン</b>であるものうち、<b>参照組織</b>とその<b>関係会社</b>の間の債務を除くものを指し、<b>カルキュレーション・エージェント</b>が決定する。<b>カルキュレーション・エージェント</b>は、<b>入手可能な最良情報</b>に基づき、<b>該当オブリゲーション</b>をどの組織が承継したかを決定する。<b>入手可能な最良情報</b>が入手可能になるかまたは提出された日が、<b>承継事由</b>が法的に効力を有することとなる日よりも前になる場合、<b>入手可能な最良情報</b>における組織間での債務の配分に関する仮定は、<b>承継事由</b>が法的に効力を有することとなる日の時点で実現したものとみなす。</p>
2.2(g)	<p>「<b>入手可能な最良情報</b>」とは、</p> <p>(i) <b>参照組織</b>が、<b>承継事由</b>発生を想定した非連結ベースの定型的な財務情報を主たる証券監督当局や証券取引所に届け出る場合、または、そのような情報を株主、債権者その他の<b>承継事由</b>に対する承諾が要求されている者へ提供した場合には、その情報を指す。非連結ベースの定型的な財務情報が出された後、<b>カルキュレーション・エージェント</b>が2.2条に関する決定を行う前に、<b>参照組織</b>が書面にて主たる証券監督当局や証券取引所、株主、債権者その他の<b>承継事由</b>に対する承諾が要求されている者へ他の関連する情報を伝えた場合には、その情報も指す。</p> <p>(ii) <b>参照組織</b>が主たる証券監督当局や証券取引所に、上記(i)のような情報を届けず、株主、債権者その他の<b>承継事由</b>に対する承諾が要求されている者へも提供しない場合には、<b>カルキュレーション・エージェント</b>が2.2条の決定をするために利用可能な最良の公開情報を指す。</p> <p><b>承継事由</b>が法的に効力を有することになる日から14 暦日を経過した後に利用可能となった情報は<b>入手可能な最良情報</b>とはならない。</p>

	2.2(h) <sup>22</sup>	<p>ソブリンの参照組織の「承継者」とは、その継承者が参照組織の債務を負担するか否かに関わらず、<u>承継事由によって参照組織の直接または間接の継承者となった各組織的に引き継ぐ承継者</u>を指す。</p> <p><u>カルキュレーション・エージェントは、関連する承継事由の発生を確認後(関連する承継事由が法的効力を有することになる日の 14 暦日後の日以降で)合理的、実務的に速やかに、本 2.2 条(h)を満たすソブリンもしくは組織(または双方)を決定する。その決定の効果は、承継事由が生じた日に生じるものとする。但し、(A) 2.2 条(h)、(j) (i) 及び(j) (ii) (B)に定められた事項について決議するためにクレジットデリバティブ決定委員会を開催する条件が DC ルールに従って満たされたと ISDA が公表していた場合(その後、関連するクレジットデリバティブ決定委員会が承継者を決定しないと決議した旨 ISDA が公表した場合は、その時点までとする。)、または(B) 関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、関連するクレジットデリバティブ取引について承継事由を構成する事由が生じていないと決議した旨を ISDA が公表していた場合、カルキュレーション・エージェントはかかる決定を行うことができない。</u></p>

<sup>22</sup> 2009 年 7 月追加条項 II.4 条により修正。

<p>2.2(i) 23</p>	<p>「<u>承継事由基準日</u>」とは、以下のいずれかの日をいう。当事者が、<u>コンファメーション</u>において、<u>承継事由基準日</u>が特定の<u>営業日調整</u>によって調整される旨を明記しない限り、<u>承継事由基準日</u>は、<u>営業日調整</u>の対象とはならないものとする。</p> <p>(A) <u>関連するクレジットデリバティブ取引</u>についての<u>承継事由</u>を構成する事由に関し、<u>承継事由決議要請日</u>の90 暦日前の日（当該判断は、<u>グリニッジ標準時</u>（または、関連する<u>参照組織</u>の Transaction Type が「<u>Japan Corporate</u>」もしくは「<u>Japan Sovereign</u>」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）として <u>DC 決議</u>により定められる日</p> <p>(B) その他の場合、(I) <u>承継事由通知</u>が有効となった日、または(II) (1) 2.2 条(j) (i) 及び(j) (ii) に定められた事項について<u>決議</u>するために<u>クレジットデリバティブ決定委員会</u>を開催する条件が<u>DC ルール</u>に従って満たされ、(2) <u>関連するクレジットデリバティブ決定委員会</u>が当該事項について決定しないと<u>決議</u>した場合であって、かつ(3) <u>関連するクレジットデリバティブ決定委員会</u>がかかる事項を決定しないと<u>決議</u>した旨 <u>ISDA</u> が公表した日から 14 暦日後の日以前に一方当事者から他方当事者に<u>承継事由通知</u>が交付された場合における<u>承継事由決議要請日</u>、のうち、いずれか早く到来する日の90 暦日前の日</p>
<p>2.2(j) 24</p>	<p>「<u>承継事由決議要請日</u>」とは、下記の事項について<u>決議</u>を行うために<u>クレジットデリバティブ決定委員会</u>の開催を要請する、<u>DC ルール</u>に従って交付された <u>ISDA</u> への通知について、関連する<u>クレジットデリバティブ決定委員会</u>によって、かかる通知が有効となった日として<u>決議</u>された日であって <u>ISDA</u> によって公表されたものをいう。</p> <p>(i) <u>関連するクレジットデリバティブ取引</u>について<u>承継事由</u>を構成する事由が、関連する<u>参照組織</u>について生じたか否か</p> <p>(ii) <u>関連するクレジットデリバティブ決定委員会</u>が、かかる事由が生じたことを<u>決議</u>した場合、(A) <u>ソブリン</u>ではない<u>参照組織</u>について、かかる事由の法的効力発生日、または(B) <u>ソブリン</u>である<u>参照組織</u>について、かかる事由の発生日</p>

<sup>23</sup> 2009 年 7 月追加条項 II.5 条により追加。

<sup>24</sup> 2009 年 7 月追加条項 II.6 条により追加。

	<a href="#">2.2(k) 25</a>	<p><u>「承継事由通知」とは、承継事由基準日以後（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）に生じた承継事由について記載された、クレジットデリバティブ取引の一方当事者から、他方当事者およびカルキュレーション・エージェントへの取消不能な通知（かかる通知は書面（ファクシミリ、電子メールを含む。）もしくは電話、またはこれらの双方の方法によることができる。）をいう。</u></p> <p><u>承継事由通知には、(i) 承継事由が生じたか否か、および(ii) 必要な場合には承継者の特定について、2.2 条(a)または(h)に基づき決定するために関連する事実を合理的な限度で詳細に記載するものとする。1.10 条に定める通知に関する要件は、承継事由通知に適用されるものとする。</u></p>
Reference Obligation (参照債務)	2.3	「参照債務」とは、関連するコンファメーションに特定された、あるいはその種類が指定された各債務（特定または指定があれば）および代替参照債務をいう。
Reference Price (参照価格)	2.4	「参照価格」とは、関連するコンファメーションに特定された価格（百分率）を意味し、特定がない場合、100%とする。
Fixed Amount (固定金額)	2.5	「固定金額」とは、クレジットデリバティブ取引および固定金利支払人について適用のある条件が成就している場合、固定金利支払人支払日に固定金利支払人により支払われるべき金額で、関連するコンファメーションに特定されるものをいう。金額の特定がない場合には、本定義集の第5章の定めるところまたは当事者によって合意された他の方法に従い決定される金額をいう。
Fixed Rate Payer (固定金利支払人)	2.6	「固定金利支払人」とは、クレジットデリバティブ取引に関し、関連するコンファメーションに特定される単一のまたは複数の固定金額を支払う義務を負っている当事者をいう。
Fixed Rate Payer Calculation Amount (固定金利支払人計算金額)	2.7	「固定金利支払人計算金額」とは、関連するコンファメーションに規定される金額を意味し、特定がない場合は変動金利支払人計算金額をいう。
Fixed Rate Payer Period End Date (固定金利支払人計算期間最終日)	2.8	「固定金利支払人計算期間最終日」とは、関連するコンファメーションに特定される日を意味し、特定されない場合は、関連するコンファメーションに固定金利支払人支払日として特定される各日をいう。
Fixed Rate Payer Calculation Period (固定金利支払人計算期間)	2.9	「固定金利支払人計算期間」とは、固定金利支払人計算期間最終日（当日を含む。）から、その次の固定金利支払人計算期間最終日（当日を含まない。）までの各期間をいう。但し、(a)最初の固定金利支払人計算期間は開始日（当日を含む。）に開始し、(b)最後の固定金利支払人計算期間は、予定終了日か事由発生決定日のいずれか早い方（当日を含む。）に終了するものとする。
Fixed Rate Payer Payment Date	2.10	「固定金利支払人支払日」は、関連するコンファメーションに特定される取引期間内の各日を意味する。但し、事由発生決定日が発生した場合には、終了日

<sup>25</sup> [2009年7月追加条項 II.7 条により追加。](#)

(固定金利支払人支払日)		とその事由発生決定日に関するクレジットイベントについての最初の決済日のうち早く到来する日が、最終の固定金利支払人支払日となる。
Business Day Convention (営業日調整)	2. 11 (a)	<p>「営業日調整」とは、当該日が非営業日である場合の調整のための慣行をいう。下記の用語は、「営業日調整」およびある期日とともに用いられる場合、当該期日が非営業日である場合調整が行われることを意味する。</p> <p>(i) 「翌営業日」と指定される場合、当該期日は翌営業日となる。  (ii) 「修正翌営業日」「修正」と指定される場合、当該期日は翌営業日となる。但し、当日が翌暦月の日となってしまう場合、当該期日は直前の営業日となる。  (iii) 「前営業日」と指定される場合、当該日は直前の営業日となる。</p>
	2. 11 (b) <a href="#">26</a>	コンファメーションに営業日調整に従い調整が行われると規定された期日に関して、適用される営業日調整は、当該期日に対して適用があると指定された営業日調整であり、当該期日に関する営業日調整の指定はないが、クレジットデリバティブ取引に関するコンファメーションに営業日調整の指定がある場合には、1. 4 条と、1. 6 条、 <a href="#">1. 23 条</a> 、 <a href="#">2. 2 条(i)</a> および <a href="#">2. 34 条(b)</a> にいう場合を除き、クレジットデリバティブ取引に関するコンファメーションで指定された営業日調整が適用される。また、当該期日に関してもコンファメーションにおいても営業日調整が指定されていない場合、1. 4 条、 <a href="#">と</a> 1. 6 条、 <a href="#">1. 23 条</a> および <a href="#">2. 2 条(i)</a> にいう場合を除き、「翌営業日」の営業日調整が当該期日に適用されるものとする。
	2. 11 (c) <a href="#">27</a>	1. 9 条、1. 12 条(a) (ii)、 <a href="#">1. 26 条</a> 、2. 2 条(a)、2. 2 条(g)、3. 2 条( <a href="#">dc</a> )、3. 4 条、4. 2 条(d) (ii)、4. 2 条(g)、9. 7 条または定義集の他の条項において暦日にて計算される期間の最終日が非営業日である場合には、当該日は適用ある営業日調整に従い調整が行われるものとする。 <a href="#">但し、クレジットイベント基準日または承継事由基準日がある期間の最終日である場合、当該最終日は、いかなる営業日調整によっても調整されないものとする。</a>
Floating Rate Payer (変動金利支払人)	2. 12	「変動金利支払人」とは、クレジットデリバティブ取引について関連するコンファメーションに特定される当事者をいう。
Floating Rate Payer Calculation Amount (変動金利支払人計算金額)	2. 13	「変動金利支払人計算金額」とは、関連するコンファメーションに特定される金額をいう。
Obligation (オブリゲーション)	2. 14	「オブリゲーション」とは、(a)2. 19 条に定める方法に従い決定される参照組織の債務（直接の、もしくは適格関係会社保証の提供者としての債務、または関連するコンファメーションですべての保証が適用されると規定される場合には、適格保証の提供者としての債務）（但し、除外債務を除く。）、(b) 関連するコンファメーションにおいて除外債務として指定されていない限り、各参照債務、および(c) 関連するコンファメーションに特定される参照組織のその他の債務をいう。

[26 2009 年 7 月追加条項 II. 8 条により修正。](#)

[27 2009 年 7 月追加条項 II. 9 条により修正。](#)

Deliverable Obligation (引渡可能債務)	2. 15	<p>「引渡可能債務」とは、2. 32 条(a)および 2. 33 条(a)の諸条件の下、以下の意味を有する。</p> <p>(a) 2. 20 条に定める方法に従い決定される<b>参照組織</b>の債務（直接の、もしくは<b>適格関係会社保証</b>の提供者としての債務、または関連する<b>コンファメーション</b>ですべての<b>保証</b>が適用されると規定される場合には、<b>適格保証</b>の提供者としての債務。）（但し、<b>除外引渡可能債務</b>は除く。）で、(i)当該<b>残存元本金額</b>または<b>期限到来金額</b>で支払われるべきもので、(ii)<b>参照組織</b>または<b>原債務者</b>による反対請求権、抗弁権（4. 1 条(a)-(d)に規定されている理由による抗弁以外のもの。）または<b>参照組織</b>もしくは<b>原債務者</b>の相殺権の主張をうけないもので、かつ、(iii)<b>適格関係会社保証</b>以外の<b>適格保証</b>の場合、<b>引渡日</b>において、その保有者またはその代理人が<b>参照組織</b>に少なくとも<b>残存元本金額</b>または<b>支払期日の到来した金額の引渡</b>を主張または請求できるもの。その際、不払いの通知や同様の手続的な要件を除き、直ちに主張または請求ができるものでなければならない。これに関して、<b>原オペレーション</b>の期限の利益喪失は手続的な要件とはみなさないものとする。</p> <p>(b) 2. 20 条(b)(i)の第 2 パラグラフの条件の下、関連する<b>コンファメーション</b>において<b>除外引渡可能債務</b>と指定されていない限り、各<b>参照債務</b>。</p> <p>(c) <b>ソブリンのリストラクチャリング</b>に関してのみ、<b>リストラクチャリング対象引渡可能ソブリン債務</b>（<b>除外引渡可能債務</b>を除く。）で、(i)当該<b>残存元本金額</b>または<b>期限到来金額</b>で支払われるべきもので、(ii)<b>参照組織</b>による反対請求権、抗弁権（4. 1 条(a)-(d)に規定されている理由による抗弁以外のもの。）または<b>参照組織</b>もしくは<b>原債務者</b>の相殺権の主張をうけないもので、かつ(iii)<b>適格関係会社保証</b>以外の<b>適格保証</b>の場合、<b>引渡日</b>において、その保有者またはその代理人が<b>参照組織</b>に少なくとも<b>残存元本金額</b>または<b>支払期日の到来した金額の引渡</b>を主張または請求できるもの。その際、不払いの通知や同様の手続的な要件を除き、直ちに主張または請求できるものでなければならない。これに関して、<b>原オペレーション</b>の期限の利益喪失は手続的な要件とはみなさないものとする。および、</p> <p>(d) 関連する<b>コンファメーション</b>に特定される<b>参照組織</b>のその他の債務をいう。</p>
Sovereign Restructured Deliverable Obligation (リストラクチャリング対象引渡可能ソブリン債務)	2. 16	<p>「<b>リストラクチャリング対象引渡可能ソブリン債務</b>」とは、<b>ソブリン</b>である<b>参照組織</b>の<b>オペレーション</b>で、(a)<b>クレジットイベント通知</b>の対象となっている<b>リストラクチャリング</b>が発生し、(b)<b>リストラクチャリング</b>が法的効力を有することとなる日の直前において、関連する<b>コンファメーション</b>により指定されている<b>引渡可能債務の種類</b>に属しており、2. 21 条(c)の条件の下、関連する<b>コンファメーション</b>に指定された<b>引渡可能債務の性質</b>がある場合、その<b>引渡可能債務の性質</b>を満たすものをいう。その<b>オペレーション</b>が<b>リストラクチャリング</b>後にかかる<b>引渡可能債務の種類</b>とかかる<b>引渡可能債務の性質</b>を満たすか否かは考慮しないものとする。</p>
Excluded Obligation (除外債務)	2. 17	<p>「<b>除外債務</b>」とは、関連する<b>コンファメーション</b>において特定された、または種類が規定された<b>参照組織</b>の債務をいう。</p>
Excluded Deliverable	2. 18	<p>「<b>除外引渡可能債務</b>」とは、関連する<b>コンファメーション</b>において特定された、</p>

Obligation (除外引渡可能債務)		または種類が規定されている <b>参照組織</b> の債務をいう。
Method for Determining Obligation (オブリゲーションの決定方法)	2. 19 <sup>28</sup>	2. 14 条(a)の適用にあたって、「オブリゲーション」は、 <u>クレジットイベント通知またはクレジットイベント決議要請日を生ぜしめた ISDA への通知</u> の対象であるクレジットイベントを構成する事由が起こった日において、関連するコンファメーションで指定されたオブリゲーションの種類に該当し、また、関連するコンファメーションに指定がある場合は、それらのオブリゲーションの性質を有する各 <b>参照組織</b> の債務として定義される。以下の用語はそれぞれ以下の意味を有する。
Obligation Category (オブリゲーションの種類)	2. 19(a)	「オブリゲーションの種類」とは、 <b>支払債務、借入債務、参照債務のみ、債券、ローン、債券またはローン</b> であり、関連するコンファメーションにはいずれか一つを指定する。
Payment (支払債務)	2. 19(a) (i)	「 <b>支払債務</b> 」とは、(現在あるいは将来の、偶発的であるか否かを問わず) 金銭の支払または返済の債務であり、 <b>借入債務</b> を含むがこれに限らない。
Borrowed Money (借入債務)	2. 19(a) (ii)	「 <b>借入債務</b> 」とは、借入金(預金および信用状に基づく貸付実行により発生する返済債務を含むがこれらに限らない。)の支払または返済の債務をいう(但し、 <b>リボルビング型の信用供与枠で弁済されていない残高のないものを除く</b> 。)
Reference Obligation Only (参照債務のみ)	2. 19(a) (iii)	「 <b>参照債務のみ</b> 」とは、 <b>参照債務</b> である債務を意味し、 <b>参照債務のみ</b> に関しては <b>オブリゲーションの性質</b> に関する条項は適用されない。
Bond (債券)	2. 19(a) (iv)	「 <b>債券</b> 」とは、 <b>債券</b> または <b>証券</b> (ローンに基づいて交付される約束手形を除く)の形式による債務、債務証券、その他の債務証券の形式による「 <b>借入債務</b> 」に含まれる種類の債務を意味し、その他の種類の <b>借入債務</b> を含まない。
Loan (ローン)	2. 19(a) (v)	「 <b>ローン</b> 」とは、 <b>タームローン、リボルビングローン</b> その他類似の与信契約により契約書が作成されている「 <b>借入債務</b> 」に含まれる種類の債務を意味し、その他の種類の <b>借入債務</b> を含まない。
Bond or Loan (債券またはローン)	2. 19(a) (vi)	「 <b>債券またはローン</b> 」とは、 <b>債券</b> または <b>ローン</b> のいずれかの債務をいう。
Obligation Characteristics (オブリゲーションの性質)	2. 19(b)	「 <b>オブリゲーションの性質</b> 」とは、「 <b>非劣後</b> 」「 <b>指定通貨</b> 」「 <b>ソブリン以外の貸手</b> 」「 <b>外国通貨</b> 」「 <b>外国法準拠</b> 」「 <b>上場</b> 」「 <b>外国発行</b> 」のうちのいずれかまたは複数をいう。
Not Subordinated (非劣後)	2. 19(b) (i)	(A) <sup>29</sup> 「 <b>非劣後</b> 」とは、(i) 最も支払優先順位が上位である <b>参照債務</b> または(ii) <u>関連するコンファメーションに参照債務の特定がない場合には、参照組織の劣後ではない借入債務のいずれかに対して、劣後性を有しない債務をいう。但し、すべての参照債務に関して 2. 30 条(a)に定める事由のいずれかが生じた場合、または参照債務に 2. 2 条(d)が適用される場合であって(いずれの場合についても、各参照債務を「事前参照債務」という。)</u> 、債務が「 <b>非劣後</b> 」という <b>オブリゲーションの性質</b> または <b>引渡可能債務の性質</b> を満たすか否かの決定を行う時点

<sup>28</sup> 2009 年 7 月追加条項 II. 10 条により修正。

<sup>29</sup> 2009 年 7 月追加条項 II. 11 条により修正。

		<p>において、<u>事前参照債務のいずれについても代替参照債務が定められていないときは、「非劣後」とは、最も支払優先順位が上位である事前参照債務に対して劣後性を有していなかったであろう債務をいうものとする。</u>債務が「非劣後」というオブリゲーションの性質や引渡可能債務の性質を満たすか否かを決定するに当たり、各参照債務または各事前参照債務の支払優先順位は、<del>(1) コンファメーションに規定される取引日と(2) 当該関連する参照債務または事前参照債務</del>が発行された日または生じた日のうち遅い方の日において決定され、かつ以降の支払優先順位の変更を反映しない。</p> <p>(B) 「劣後性」とは、参照組織の「劣後オブリゲーション」とその比較対象となる「シニア・オブリゲーション」に関する契約上、信託上の、またはこれに類する取り決めで、(i) 参照組織の清算、解散、再建、または会社の清算において、シニア・オブリゲーションの保有者の請求が、劣後オブリゲーションの保有者より先に満たされること、または(ii) 劣後オブリゲーションの保有者が、参照組織のシニア・オブリゲーションが支払遅延もしくはデフォルト状態になっている際に、参照組織から支払を受ける資格をもたないことをいう。「劣後性を有する」も以上の文脈に従って解釈される。劣後性が存在しているか、または比較対象となる他の債務に対して劣後性があるかを判断する目的においては、法律や担保、クレジットサポート、その他の信用補完契約等により生じる優先的債権者の存在は考慮されない。但し、上記にかかわらず、参照組織がソブリンの場合のみ、法律による優先順位は考慮される。</p>
Specified Currency (指定通貨)	2. 19(b) (ii)	「指定通貨」とは、コンファメーションに指定される通貨（または、オブリゲーションの性質として指定通貨が指定してあるが、通貨の指定がない場合には、カナダ、日本、スイス、英国および米国の法定通貨、並びにユーロ（及び各通貨の承継通貨）を意味し、「標準指定通貨」としてコンファメーションにおいて総称される。）により支払可能な債務をいう。
Not Sovereign Lender (ソブリン以外の貸手)	2. 19(b) (iii)	「ソブリン以外の貸手」とは、ソブリンあるいは国際機関を主たる債権者とする債務以外の債務をいう（一般的に「パリクラブデット」として知られる債務を含むがこれに限らない。）。
Not Domestic Currency (外国通貨)	2. 19(b) (iv)	「外国通貨」とは、国内通貨以外の通貨による支払いが可能な債務をいう。
Not Domestic Law (外国法準拠)	2. 19(b) (v)	「外国法準拠」とは、(A) 参照組織がソブリンの場合、当該参照組織の法律、または(B) 参照組織がソブリンでない場合、当該参照組織の設立地の法律に準拠していない債務をいう。
Listed (上場)	2. 19(b) (vi)	「上場」とは、取引所において値付、上場または通常売買されている債務をいう。
Not Domestic Issuance (外国発行)	2. 19(b) (vii)	「外国発行」とは、発行（もしくは再発行）または債務が負担された時点において、主として当該参照組織の国内市場において販売の勧誘が行われる予定のない債務をいう。国外市場で売り出すために登録されたり、その要件を充足した債務は（国内市場において同様の登録や要件を充足しているか否かに関わらず）、主として国内で売り出す意図があるものとはみなされない。
Method for Determining	2. 20	2. 15 条に関して、「引渡可能債務」という用語は、引渡日において、関連する



Deliverable Obligation (引渡可能債務の決定方法)		コンファメーションに指定される引渡可能債務の種類に属し、かつ、関連するコンファメーションに規定されていれば、その引渡可能債務の性質をすべて備えた(但し2.21(c)条に該当する場合は、それに従う。)各参照組織の各債務として定義することができる。以下の用語はそれぞれ以下の意味を有する。
Deliverable Obligation Category (引渡可能債務の種類)	2.20(a)	「引渡可能債務の種類」とは、「支払債務」「借入債務」「参照債務のみ」「債券」「ローン」「債券またはローン」(いずれも2.19条(a)に定義されている。但し、引渡可能債務の決定においては、2.19(a)(iii)条(参照債務のみ)は、引渡可能債務の性質に関する条項は適用されないと読み替えるものとする。)のいずれか一つをいう。
Deliverable Obligation Characteristics (引渡可能債務の性質)	2.20(b)	「引渡可能債務の性質」とは、「非劣後」「指定通貨」「ソブリン以外の貸手」「外国通貨」「外国法準拠」「上場」「偶発事由によらずに金額確定可能」「外国発行」「譲渡可能ローン」「同意を要するローン」「直接ローンパーティシペーション」「譲渡可能」「最長満期」「期限の利益喪失または期限の到来」「非持参人払式」のうちいずれか(単一または複数)をいう。
Not Contingent (偶発事由によらずに金額確定可能)	2.20(b) (i)	「偶発事由によらずに金額確定可能」とは、引渡日においておよびそれ以降常に継続して、当該債務の条件に従い(支払以外の)事由または事情の発生または未発生により減額されることのない残元本金額、または借入債務以外の債務の場合は期限到来金額、をもつ債務をいう。転換債務、交換可能債務、および償還金通増債務は、それらの転換債務、交換可能債務、および償還金通増債務が前述の要件を満たすならば、引渡可能債務の性質「偶発事由によらずに金額確定可能」を充足する。但し、転換債務および交換可能債務については、以下の権利が引渡日以前(当日を含む。)において、行使されていない(または、かかる行使を無効とする有効な合意がなされた)場合に限る。(A)転換もしくは交換する権利、または(B)(発行体を買戻金または償還金を支払う権利を行使した、もしくは行使できる場合)当該発行体を買戻しまたは償還を要求する権利。
		参照債務が転換債務または交換可能債務の場合、当該参照債務は2.20条(b)(i)(A)および(B)に参照される権利が行使されていない(または、かかる行使を無効とする有効な合意がなされた)場合においてのみ引渡可能債務に含まれる。
Assignable Loan (譲渡可能ローン)	2.20 (b)(ii)	「譲渡可能ローン」とは、参照組織または当該ローンの保証人(もしくは参照組織が当該ローンの保証人の場合には、関係する主債務者)またはエージェントの同意を必要とせず、少なくとも、当該時点において貸し手または貸付シンジケートのメンバーではない商業銀行または金融機関(設立された法域を問わない)に譲渡または更改することのできるローンをいう。
Consent Required Loan (同意を要するローン)	2.20(b) (iii)	「同意を要するローン」とは、参照組織、または当該ローンの保証人(もしくは参照組織が当該ローンの保証人の場合には関係する主債務者)またはエージェントの同意を得て譲渡または更改できるローンをいう。
Direct Loan Participation (直接ローンパーティシペーション)	2.20(b) (iv)	「直接ローンパーティシペーション」とは、パーティシペーション契約に基づき、買い手が売り手のために、契約上の権利を創設する、または、創設させることができるローンをいう。当該パーティシペーション契約では、パーティシペーションの売り手が当該ローンについて受領する支払について、売り手があらかじめ定めた割合での請求権を有する旨規定されるものとする。かつ、かか

		る契約は売り手と (A) 買い手 (買い手が当該時点において貸し手であるか貸し手シンジケートのメンバーである限度において)、または (B) 適格パーティシペーション売り手 (もしあれば) (適格パーティシペーション売り手がその時点における貸し手であるか貸し手シンジケートのメンバーである限度において) のいずれかとの間で締結される。
Transferable (譲渡可能)	2. 20 (b) (v)	「譲渡可能」とは、契約、法令、規制による制限 (但し、下記の事由は除く。) を受けずに機関投資家に対して譲渡することができる債務をいう。  (A) 契約、法令または規制による制限で米国の 1933 年証券法上の Rule 144A あるいは Regulation S (その後の修正を含む。) に基づく再売買の適格性を規定している場合 (および、再売買の適格性に関して同様の効果を有する、その他の地域の法律に基づいた契約上、法令上または規制上の制限)。  (B) 保険会社および年金基金への法令または規制による投資制限等運用制限に関する規制。
Maximum Maturity (最長満期)	2. 20 (b) (vi)	「最長満期」とは、その残存期間が、現物決済日から起算し関係するコンファメーションに特定される期間以内である債務をいう。
Accelerated or Matured (期限の利益喪失または 期限の到来)	2. 20 (b) (vii)	「期限の利益喪失または期限の到来」とは、負担する総額が、満期の到来、期限の利益喪失、解約その他理由の如何を問わず、(遅延利息、損失補償、課税によるグロスアップ、その他類似の金額を除き) 引渡日、またはそれ以前に当該債務の条件に従い期限が到来する債務、または、適用のある倒産法により課される制限がなければ、もしくは、そのような制限を考慮せずに判断したならば、期限が到来していたであろう債務をいう。
Not Bearer (非持参人払式)	2. 20 (b) (viii)	「非持参人払式」とは、持参人払式の証書以外の債務をいう。但し、かかる持参人払式証書の持分がユーロクリアー、クリアストリームインターナショナルその他国際的に認知されている決済機関を通じて決済されている場合は「非持参人払式」とする。
Interpretation of Provisions (規定の解釈)	2. 21 <sup>30</sup>	あるクレジットデリバティブ取引に関し、関連するコンファメーションに記述することにより明確に本 2. 21 条が適用されない旨が合意されていない限り以下のように解釈される。  (a) コンファメーションにおいてオブリゲーションの性質として「上場」が適用されると指定される場合、当該コンファメーションについて「上場」は「債券」についてのオブリゲーションの性質としてのみ指定されたものとして解釈されるものとし、かつ、「債券」が選択されたオブリゲーションの種類に含まれている場合にのみ適用される。  (b) (i) コンファメーションにおいて引渡可能債務の性質として「上場」または「非持参人払式」が指定される場合、当該コンファメーションについて「上場」または「非持参人払式」は「債券」についての引渡可能債務の性質としてのみ指定されたものとし、かつ、「債券」が選択された引渡可能債務の種

<sup>30</sup> 2003 年 5 月追加条項 II 条により修正。

類に含まれている場合にのみ適用される、(ii)コンファメーションにおいて引渡可能債務の性質「譲渡可能」が指定される場合、当該コンファメーションについて「譲渡可能」は「ローン」以外の引渡可能債務についての引渡可能債務の性質としてのみ指定されたものとし（かつ、ローン以外の債務が選択された引渡可能債務の種類に含まれている場合に限り適用される。）、また(iii)コンファメーションにおいて引渡可能債務の性質として「譲渡可能ローン」「同意を要するローン」「直接ローンパーティシペーション」のいずれかが指定される場合、当該コンファメーションについて「譲渡可能ローン」「同意を要するローン」または「直接ローンパーティシペーション」は「ローン」についての引渡可能債務の性質としてのみ指定されたものとし、かつ、「ローン」が選択された引渡可能債務の種類に含まれている場合にのみ適用される。

(c) 「支払債務」「借入債務」「ローン」「債券またはローン」のいずれかが引渡可能債務の種類として指定されており、「譲渡可能ローン」「同意を要するローン」「直接ローンパーティシペーション」のうち複数引渡可能債務の性質として指定される場合、引渡可能債務は、その指定される引渡可能債務の性質のいずれか一つを充足するものであれば足り、すべての引渡可能債務の性質を充足する必要はないものとする。

(d) オブリゲーションまたは引渡可能債務が適格保証である場合、以下が適用される。

(i) オブリゲーションの種類、または引渡可能債務の種類適用については、適格保証は原オブリゲーションと同じ種類を充足するものとみなされる。

(ii) オブリゲーションの性質、または引渡可能債務の性質適用については、適格保証と原オブリゲーションの双方が、確認の必要がある日において、以下のリストのうち（もしあれば）関連するコンファメーションにおいて指定され適用のある個々のオブリゲーションの性質、または引渡可能債務の性質を充足する必要がある：「非劣後」「指定通貨」「ソブリン以外の貸手」「外国通貨」「外国法準拠」。上記の目的上、別途コンファメーションで規定しない限り(A)カナダ、日本、スイス、英国および米国の法定通貨、並びにユーロは国内通貨とはならず、かつ、(B)英国法およびNY州法は国内法とはならないものとする。[訳注：「国内法 (Domestic Law)」は単独では特に定義されていない。但し、2.19(b)(v)(Not Domestic Law)参照。]

~~(iii) オブリゲーションの性質、または引渡可能債務の性質適用については、オブリゲーションの性質または引渡可能債務の性質として「非劣後」がコンファメーションにおいて規定される場合、適格保証のみが確認の必要がある日において、これを充足すれば足りる。~~

~~(iii)~~(iv) オブリゲーションの性質または引渡可能債務の性質適用については、原オブリゲーションのみが、確認の必要がある日において、以下のリストのうち（もしあれば）関連するコンファメーションにおいて指定され適用のある個々のオブリゲーションの性質、または引渡可能債務の性質を充足すれば足りる：「上場」「偶発的事由によらずに金額確定可能」「外国発行」「譲渡可能ローン」「同意を要するローン」「直接ローンパーティシペーション」「譲渡可能」「最長

		<p>満期」「期限の利益喪失または期限の到来」「非持参人払式」。</p> <p>(iv)(v) 原オブリゲーションへのオブリゲーションの性質または引渡可能債務の性質の適用については、「参照組織」は「原債務者」と読み替える。</p> <p>(v)(vi) (他の条項 (9.8条(a)と9.8条(g)を含むがこれらに限らない。)において使用されている)「残存元本金額」および「期限到来金額」の語は適格保証に関連して使用される場合、適格保証により信用補完される原オブリゲーションの「残存元本金額」または「期限到来金額」として解される。</p>
Qualifying Participation Seller (適格パーティシペーション売り手)	2. 22	「適格パーティシペーション売り手」とは、関連するコンファメーションに規定される条件を満たすパーティシペーションの売り手をいう。そのような条件の規定がない場合、適格パーティシペーション売り手はないものとする。
Qualifying Guarantee (適格保証)	2. 23 <sup>31</sup>	<p>「適格保証」とは、参照組織が、他の当事者が債務者(「原債務者」という。)である債務に関し、支払義務のあるすべての金額(「原オブリゲーション」という。)を(支払保証またはこれに相当する約定により)支払うことを取消不能のかたちで合意する取り決めで、書面により証されるものであり、かつクレジットイベント時において、原債務者のいかなる非劣後の借入債務に対しても劣後していない(「劣後性」の定義における「参照組織」に関する記述は「原債務者」に関するものとみなす)ものをいう。</p> <p>適格保証は次のいかなる取決めをも含まない。</p> <p>(i) 保証証券(surety bond)、金融保証保険証券、信用状その他類似的法的取り決めとして組成されるもの。</p> <p>(ii) かかる取決めに基づき、参照組織の支払債務が(支払を除く)事由または事象の発生または未発生により免除、減免、<del>譲渡あるいは</del> <u>は</u>その他変更 <u>または譲渡(法律上当然に生じるものを除く。)</u> されるもの。</p> <p>適格保証の利益は原オブリゲーションとともに引渡しをすることが可能でなければならない。</p>
Qualifying Affiliate Guarantee (適格関係会社保証)	2. 24	「適格関係会社保証」とは、参照組織が自己の関係子会社の原オブリゲーションに関し提供する適格保証をいう。
Downstream Affiliate and Voting Shares (関係子会社と議決権株式)	2. 25 <sup>32</sup>	<p>(a) 「関係子会社」とは、クレジットイベント通知の対象となったクレジットイベント発生時、引渡日、または(適用のある場合)代替参照債務決定時において適格保証が発行または提供された日において、参照組織により50%を超える発行済み議決権株式の50%以上を直接または間接的に保有されている組織をいう。</p> <p>(b) 「議決権株式」とは、組織の取締役会または類似の統治機関を選任する権限を持つ株式その他の権益をいう。</p>
Sovereign (ソブリン)	2. 26	「ソブリン」とは、主権国家、政治的下部機構もしくは政府またはそれらの機関、省庁、部門その他の当局(中央銀行を含むがこれに限らない。)をいう。
Sovereign Agency	2. 27	「ソブリン機関」とは、ソブリンの機関、省庁、部門その他の当局(これらの

<sup>31</sup> 2003年5月追加条項 III 条により修正。

<sup>32</sup> 2003年5月追加条項 I 条により修正。

(ソブリン機関)		内容を限定することなく、中央銀行を含む。)をいう。
Supranational Organization (国際機関)	2. 28	「 <b>国際機関</b> 」とは、条約または複数のソブリン間もしくは複数のソブリンのソブリン機関間でなされたその他の取決めに基づいて設立された主体または組織を意味し、国際通貨基金、欧州中央銀行、国際復興開発銀行、欧州復興開発銀行を含むが、これに限らない。
Domestic Currency (国内通貨)	2. 29	「 <b>国内通貨</b> 」とは、関連するコンファメーションにおいて指定される通貨およびその承継通貨をいう。そのような通貨の指定がない場合、 <b>国内通貨</b> とは、(a) <b>参照組織</b> がソブリンの場合、当該 <b>参照組織</b> の、あるいは(b) <b>参照組織</b> がソブリンではない場合、当該 <b>参照組織</b> が設立された法域の法定通貨およびその承継通貨をいう。承継通貨（本条において「当該承継通貨」という。）がカナダ、日本、スイス、英国もしくは米国の法定通貨またはユーロ（またはそれらの通貨の承継通貨）である場合には、いかなる場合においても、 <b>国内通貨</b> は当該承継通貨を含まない。
Substitute Reference Obligation (代替参照債務)	2. 30	<p>「<b>代替参照債務</b>」とは、<b>参照組織の参照債務</b>を代替する単一のまたは複数の（直接の、もしくは<b>適格関係会社保証</b>の提供者としての、または関連するコンファメーションにおいて、「<b>すべての保証</b>」が適用されると規定される場合、<b>適格保証</b>の提供者としての）債務であり、下記の手続に従い<b>カルキュレーション・エージェント</b>により指定されたものをいう。</p> <p>(a) (i) <b>参照債務</b>が全額償還され、あるいは(ii) <b>カルキュレーション・エージェント</b>の意見として (A) (定期的な予定分割償還、アモチゼーションまたは期限前弁済による場合をのぞき) 償還その他の事由によりいずれかの<b>参照債務</b>の残存元本総額が著しく減少した場合、(B) いずれかの<b>参照債務</b>が<b>参照組織の適格保証付の原オペレーション</b>である場合に、<b>クレジットイベント</b>の存在または発生によることなく、当該<b>適格保証</b>がもはや当該<b>参照組織</b>に対してその条件に従い履行強制可能な有効かつ拘束力のある債務でなくなった場合、または(C) その他理由の如何に拘らず、<b>クレジットイベント</b>の存続または発生による場合を除き、いずれかの<b>参照債務</b>がもはや<b>参照組織</b>の債務でなくなった場合に、<b>カルキュレーション・エージェント</b>が（両当事者との協議の後）当該<b>参照債務</b>に代わるものとして指定した単一のまたは複数の<b>オペレーション</b>をいう。</p> <p>(b) <sup>33</sup><b>代替参照債務</b>は、<b>当該参照債務と (i) 各代替参照債務および当該参照債務と</b>支払順位において同等な <del>(あるいは、そのようなオペレーションが存在しない場合には、買手の選択により、支払順位において優先する)</del> <b>オペレーション</b>であることを要し、<del>(当該参照債務の支払順位とは(A)コンファメーションに規定される取引日と(B)当該参照債務が発行された日または生じた日のうち遅いほうの日において決定され、かつ、以後の支払順位の変更を反映しないものとする。)</del>、かつ、(2ii) 当該<b>クレジットデリバティブ取引</b>における当事者の引渡および支払債務について、経済的に現実的に可能な限りほぼ同等の価値を維持するものとして<b>カルキュレーション・エージェント</b>が（両当事者との協議のうえ）決定した<b>オペレーション</b>であり、かつ(3iii) <b>関連する参照組織</b>の債務であるもの（直接債務を負</p>

<sup>33</sup> 2009年7月追加条項 II. 12条により修正。

う場合であるか、適格関係会社保証の提供者として負う場合であるか、あるいは関連するコンファメーションにおいて「すべての保証」が適用されると指定される場合に適格保証の提供者として負う場合であるかを問わない。) オブリゲーションであることを要する。カルキュレーション・エージェントにより指定される代替参照債務は、その他の行為を必要とせず、当該参照債務に代替するものとする。

- (c) クレジットデリバティブ取引について、複数の特定の参照債務が参照債務として指定されており、2.30条(a)に規定されている事由が単一または複数の、但しすべてではない参照債務について発生し、カルキュレーション・エージェントが(両当事者との協議後)そのいずれかの参照債務について代替参照債務が存在しないと決定した場合、代替参照債務が存在しない参照債務は参照債務ではなくなる。
- (d) クレジットデリバティブ取引について、複数の特定の参照債務が参照債務として指定されており、2.30条(a)に規定されている事由がすべての参照債務について発生し、カルキュレーション・エージェントが(両当事者との協議後)そのいずれかの参照債務について少なくとも一の代替参照債務が存在すると決定した場合、当該参照債務はかかる代替参照債務に代替され、代替参照債務が存在しない参照債務は参照債務ではなくなる。
- (e) <sup>34</sup>(i) クレジットデリバティブ取引について、複数の特定の参照債務が参照債務として指定されており、参照債務のすべてについて2.30条(a)に規定されている事由のいずれかが発生し、カルキュレーション・エージェントが(両当事者との協議後)当該参照債務のいずれについても代替参照債務が存在しないと決定した場合、あるいは、(ii) クレジットデリバティブ取引について1件の特定の参照債務のみが参照債務として指定されており、かかる参照債務について2.30条(a)に規定されている事由のいずれかが発生し、カルキュレーション・エージェントが(両当事者との協議後)当該参照債務について代替参照債務が存在しないと決定した場合、カルキュレーション・エージェントは、~~延期日 予定終了日、猶予期間延期日 (もしあれば)、または履行拒否・支払猶予評価日のいずれか最も遅く到来する日~~まで代替参照債務を指定するための努力を継続する。もし(iA) (I) 関連するコンファメーションにおいて決済方法として「現金決済」が指定されており (もしくは、12.1条に従い、代替決済方法として適用され)、かつ現金決済金額が参照債務について決定される場合、または(ii) 関連するコンファメーションにおいて決済方法として「入札決済」もしくは「現物決済」が指定されており (もしくは、現物決済が、12.1条に従い、代替決済方法として適用され)、かつ参照債務が唯一の引渡可能債務である場合であつて、かつ(B) 延期日以前 (当該判断は、グリニッジ標準時 (または、関連する参照組織のTransaction Typeが「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」 (2005マトリックス追加条項により定義される意味とする。)) である場合には、東京時間) により行われる。) に代替参照債務が指定されなかった場合には、(ii) ~~現物決済が適用され、かつ参照債務が唯一の引渡可能債務である場合で、予定終了日、猶予期間延期日、または履行拒否・支払猶予評価日のいずれか最も遅く到来する日までに代替参照債務が指定~~

<sup>34</sup> 2009年7月追加条項 II.13条により修正。

		<p><del>されなかった場合には、</del>かかるクレジットデリバティブ取引に基づく両当事者の他方に対する債務は、<u>延期日において（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織のTransaction Typeが「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005マトリクス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）当該予定終了日、猶予期間延期日、または履行拒否・支払猶予評価日のいずれか最も遅く到来する日に消滅するものとする。</u></p> <p>(f) 参照債務の認定において、参照債務のCUSIPまたはISIN番号、その他類似の識別番号のいかなる変更も、そののみをもってしては、当該参照債務を他のオブリゲーションに変換するものではない。</p>
Merger of Reference Entity and Seller (参照組織と売り手の合併)	2. 31	<p>売り手が参照組織を他方当事者として、または参照組織が売り手を他方当事者として、新設合併、合併、吸収合併した場合、またはその資産の全部もしくは事実上全部を譲渡した場合、あるいは売り手と参照組織が関係会社になった場合、売り手について、売り手を唯一の事由発生当事者とし、当該参照組織に係る各クレジットデリバティブ取引を事由発生取引とする2002年度版ISDAマスター契約上における「その他の終了事由」が発生したものとみなされる。かかる場合（当事者間のマスター契約において規定される支払方法にかかわらず）クローズアウト金額が適用されるものとし、個々のクレジットデリバティブ取引は2002年度版ISDAマスター契約に定められた規定に従い終了する。</p>
Restructuring Maturity Limitation and Fully Transferable Obligation(リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務)	2. 32 <sup>35</sup>	<p>(a) コンファメーションにおいて「<u>現物決済</u>」および「<u>リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり</u>」が指定されており（<u>または、12.1条に従い代替決済方法として現物決済が適用され、かつ「リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり」がコンファメーションにおいて指定されており</u>）、かつ、リストラクチャリングのみが買い手が交付したクレジットイベント通知に記載されたクレジットイベントである場合、引渡可能債務が(i)完全に譲渡可能な債務であり、かつ、(ii)その最終満期日が適用あるリストラクチャリング満期期限日より遅くないときに限り、<u>かかる引渡可能債務を現物決済通知または現物決済修正通知</u>において指定できる（または9.10条に基づき指定されたとみなされる）。</p> <p>(b) 「完全に譲渡可能な債務」とは、引渡可能債務のうち、債券の場合には、譲渡可能なもの、債券以外の引渡可能債務の場合には、すべての適格譲受人に対し、いかなる人の同意も必要とせず譲渡または更改可能なものをいう。引渡可能債務の受託者、財務代理人、事務管理代理人、決済代理人、または支払代理人に引渡可能債務に関する更改、譲渡または移転の通知をなすいかなる義務も、本2.32条(b)の目的における同意取得義務とはみなされない。</p> <p>引渡可能債務が「完全に譲渡可能な債務」の要件を充足するか否かを決定する目的において、かかる決定は、当該引渡可能債務の引渡日に、引渡可能債務の条件および買い手が入手済みの関連の譲渡書類または同意書のみを考慮して行われる。</p>

<sup>35</sup> 2009年7月追加条項II.14条により修正。

(c) 「リストラクチャリング満期期限日」とは、引渡可能債務について、予定終了日直後（当日を含む。）に到来する期限日をいう。但し、予定終了日が2年半期限日より後である場合、少なくとも1の許可債務が存在するときに限る。上記にかかわらず、いずれかのリストラクチャリング対象債券またはローンのうち最も遅い最終満期日を有するリストラクチャリング対象債券またはローンの最終満期日が2年半期限日より前に到来し（かかるリストラクチャリング対象債券またはローンを「最終満期リストラクチャリング対象債券またはローン」という。）、かつ予定終了日が当該最終満期リストラクチャリング対象債券またはローンの最終満期日より前に到来する場合、リストラクチャリング満期期限日は、当該最終満期リストラクチャリング対象債券またはローンの最終満期日をいう。~~(x) リストラクチャリング有効日より30ヶ月後および(y) リストラクチャリング対象債券またはローンの最も遅い最終満期日のうち早い方の日付をいう。但し、リストラクチャリング満期期限日が予定終了日より早くなること、または予定終了日から30ヶ月後より遅くなることはない。そのような場合は、予定終了日または予定終了日から30ヶ月後がそれぞれリストラクチャリング満期期限日とみなされる。~~

(i) 予定終了日が、(A) 最終満期リストラクチャリング対象債券またはローンの最終満期日もしくは(B) 2年半期限日より後の場合であり、かつ許可債務が存在しない場合、または(ii) 予定終了日が20年期限日より後の場合、リストラクチャリング満期期限日は予定終了日とする。

~~(d) 「リストラクチャリング有効日」とは、リストラクチャリング対象債券またはローンについて、かかるリストラクチャリングを規定する文書における条項に従ってリストラクチャリングが法的に有効となった日をいう。~~

~~(e) 「リストラクチャリング対象債券またはローン」とは、オブリゲーションのうち、債券またはローンであるもので、クレジットイベント通知に記載されたリストラクチャリングが発生したとされるものをいう。~~

~~(f)~~ 「適格譲受人」とは、以下のそれぞれを意味する。

(i) 以下のいずれか

(A) 銀行またはその他の金融機関。

(B) 保険または再保険会社。

(C) ミューチュアル・ファンドまたは同様の集団投資媒体（下記(iii)(A)に記された主体を除く）。

(D) 登録または公認ブローカーまたはディーラー（自然人または個人所有会社を除く）。

但し、それぞれの場合において総資産が最低 USD500,000,000 の主体であること。



		<p>(ii) 前述(i)に記された機関の<b>関係会社</b>。</p> <p>(iii) 株式会社、パートナーシップ、個人所有会社、団体、信託またはその他の主体で、以下のいずれかとする。</p> <p>(A) (1)USD100,000,000以上の総資産を有し、または(2)同一の支配下にある投資媒体のグループのひとつである場合、当該グループがUSD100,000,000以上の合計総資産を有する投資媒体（ヘッジファンド、債権担保証券（CDO）の発行体、コマーシャルペーパー発行体、その他の特別目的会社を含むがこれらに限らない）。</p> <p>(B) 総資産がUSD500,000,000以上のもの。</p> <p>(C) 合意、契約または取引上の債務が、本2.32条(d)(i)、(ii)、(iii)(B)もしくは(iv)に記述された主体により保証されている、あるいはかかる主体の提供する信用状やキープウェル・レター、信用補完契約その他の合意書により信用補完されているもの。</p> <p>(iv) <b>ソブリン、ソブリン機関または国際機関</b>。</p> <p>本2.32条(<del>£</del>d)において米ドルに言及している個所は他通貨における同等金額を含む。</p>
<p>Modified Restructuring Maturity Limitation and Conditionally Transferable Obligation(修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務)</p>	<p>2.33<sup>36</sup></p>	<p>(a) <b>コンファメーション</b>において「<b>現物決済</b>」および「<b>修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり</b>」が指定されており（または、12.1条に従い<b>代替決済方法</b>として<b>現物決済</b>が適用され、かつ「<b>修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり</b>」が<b>コンファメーション</b>において指定されており）、かつ、リストラクチャリングのみが、買い手が交付した<b>クレジットイベント通知</b>に記載された<b>クレジットイベント</b>である場合、<b>引渡可能債務</b>が(i)「<b>条件付譲渡可能債務</b>」であり、かつ、(ii)その最終満期日が適用のある<b>修正リストラクチャリング満期期限日</b>より遅くないときに限り、当該<b>引渡可能債務</b>を<b>現物決済通知</b>または<b>現物決済修正通知</b>において指定できる（または9.10条に基づき指定されたとみなされる）。</p> <p>(b) 「<b>条件付譲渡可能債務</b>」とは、<b>引渡可能債務</b>のうち、<b>債券</b>の場合には、<b>譲渡可能なもの</b>、<b>債券</b>以外の<b>引渡可能債務</b>の場合には、すべての<b>修正適格譲受人</b>に対し、いかなる者の同意も必要とせず<b>譲渡</b>または<b>更改可能なもの</b>をいう。但し、<b>債券</b>以外の<b>引渡可能債務</b>の場合、かかる<b>引渡可能債務</b>の<b>更改</b>、<b>譲渡</b>または<b>移転</b>の際に<b>参照組織</b>、当該<b>債券</b>以外の<b>引渡可能債務</b>の<b>保証人</b>（もしあれば）（<b>参照組織</b>が当該<b>引渡可能債務</b>を保証している場合においては、債務者の）または<b>代理人</b>の同意を必要とする場合であっても、当該<b>引渡可能債務</b>の条件において、かかる同意は合理的理由がない限り保留ないしは遅延してはならないと規定している限り、<b>条件付譲渡可能債務</b>となる。引</p>

<sup>36</sup> [2009年7月追加条項II.15条により修正。](#)

渡可能債務の受託者、財務代理人、事務管理代理人、決済代理人、または支払代理人に引渡可能債務に関する更改、譲渡または移転の通知をなすいかなる義務も、本 2.33 条(b)の目的における同意取得義務とはみなされない。

(i) 関連するコンファメーションにおいて、決済方法として「現物決済」が指定されており（または、12.1 条に従い代替決済方法として現物決済が適用され）、本 2.33 条における修正リストラクチャリング満期期限の適用があり、かつ、引渡可能債務が更改、譲渡または移転の際に同意を必要とする条件付譲渡可能債務の場合、当該必要とされる同意が拒否された場合（かかる拒否につき理由が与えられたか否かを問わず、またその理由の如何にかかわらず）、または現物決済日までに取得されなかった場合（この場合拒否されたとみなされる）、買い手は速やかに売り手に対しかかる拒否（またはみなし拒否）につき報告するものとする。かつ、

(A) 売り手を「指定人」として 9.2 条(c) (iv) が適用される。但し、被指名人は売り手の関係会社でなくともよい。かつ、

(B) 売り手が代替手続開始日（当日を含む）までに引渡しを受ける第三者を指名しない場合、9.10 条が適用される。

(ii) 引渡可能債務が「条件付譲渡可能債務」の要件を充足するか否かを決定するに際しては、かかる決定は、当該引渡可能債務の引渡日に、引渡可能債務の条件および買い手が入手済みの関連の譲渡書類または同意書のみを考慮して行われる。

(c) 「修正リストラクチャリング満期期限日」とは、引渡可能債務について、予定終了日の直後（当日を含む。）に到来する期限日をいう。但し、予定終了日が 2 年半期限日より後である場合、少なくとも 1 の許可債務が存在するときに限る。関連するコンファメーションにおいて「修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり」と指定され、かつ予定終了日が 2 年半期限日より後であるが 5 年期限日より前であるクレジットデリバティブ取引については、リストラクチャリング対象債券またはローンは許可債務とならないものとする。

上記にかかわらず、予定終了日が(i) 2 年半期限日以前である場合、または(ii) 2 年半期限日より後であるが 5 年期限日以前であり、許可債務が存在しない場合、リストラクチャリング対象債券またはローンに関する修正リストラクチャリング満期期限日は、5 年期限日とする。

上記に定める場合を除き、(A) 予定終了日が 2 年半期限日より後の場合であり、かつ許可債務が存在しない場合、または(B) 予定終了日が 20 年期限日より後の場合、修正リストラクチャリング満期期限日は予定終了日とする。以下のうち遅い方の日付を意味する。-(x) 予定終了日、-(y) リストラクチャリング対象債券またはローンに関してはリストラクチャリング有効日から 60 ヶ月後、その他の引渡可能債務に関してはリストラクチャリング有効日から 30 ヶ月後。-

		<p><del>(d) 「リストラクチャリング有効日」とは、リストラクチャリング対象債券またはローンについて、かかるリストラクチャリングを規定する文書における条項に従ってリストラクチャリングが法的に有効となった日をいう。</del></p> <p><del>「リストラクチャリング対象債券またはローン」とは、オブリゲーションのうち、債券またはローンであるもので、クレジットイベント通知に記載されたリストラクチャリングが発生したとされるものをいう。</del></p> <p>(<del>f</del>d) 「修正適格譲受人」とは、ローンの実行、証券その他金融資産への投資や購入を通常行っているか、またはかかる目的のために設立された銀行、金融機関その他の主体をいう。</p>
<p><u>General Term Relating to Restructuring Maturity Limitation Date and Modified Restructuring Maturity Limitation Date (リストラクチャリング満期期限日および修正リストラクチャリング満期期限日に関する用語)</u></p>	<p>2. 34<sup>37</sup></p>	<p>(a) 「許可債務」とは、未払いの引渡可能債務であって、(i) 完全に譲渡可能な債務または条件付譲渡可能債務であり、(ii) その最終満期日が、予定終了日以前、かつ予定終了日直前の期限日より後（または、予定終了日が2年半期限日より前に到来する場合、最終満期リストラクチャリング対象債券またはローンがもしあれば、最終満期リストラクチャリング対象債券またはローンの最終満期日より後）に到来するものをいう。</p> <p>(b) 「期限日」とは、リストラクチャリング有効日から、2年半、5年、7年半、10年、12年半、15年または20年経過した日以後、最初に到来する3月20日、6月20日、9月20日または12月20日のいずれかをいう（2年半経過後の期限日を「2年半期限日」、5年経過後の期限日を「5年期限日」、20年経過後の期限日を「20年期限日」という。）。当事者が、コンファメーションにおいて、期限日が特定の営業日調整によって調整される旨を明記しない限り、期限日は、営業日調整の対象とはならないものとする。</p> <p>(c) 「リストラクチャリング対象債券またはローン」とは、債券またはローンであるオブリゲーションであって、それに関してリストラクチャリングが生じたものをいう。</p> <p>(d) 「リストラクチャリング有効日」とは、リストラクチャリングを律する文書の規定に従って、当該リストラクチャリングが法的に有効となった日をいう。</p>
<p>第3章 決済条件</p>		
<p>Settlement (決済)</p>	<p>3. 1<sup>38</sup></p>	<p>クレジットデリバティブ取引に適用のあるクレジットイベントが発生し、<del>かかるクレジットデリバティブ取引のすべての</del>決済条件が充足された場合、当事者は適用のある決済方法または代替決済方法に従い、各自の債務を履行するものとする。</p>

<sup>37</sup> 2009年7月追加条項 II. 16条により追加。

<sup>38</sup> 2009年7月追加条項 III. 1条により修正。

<p>Conditions Settlement (決済条件)</p>	<p>to 3.2 <sup>39</sup> (a)</p>	<p><del>「決済条件」とは、(i)コンファメーションにおいて現金決済が規定されるクレジットデリバティブ取引については、クレジットイベント通知、および、コンファメーションにおいて適用があると規定される場合には、公開情報の通知であり、(ii)コンファメーションにおいて現物決済が規定されるクレジットデリバティブ取引については、クレジットイベント通知と現物決済通知、およびコンファメーションにおいて適用があると規定される場合には、公開情報による通知である。</del> <u>すべての決済条件は、事由発生決定日が生じたことにより充足されたものとみなされる。但し、かかる事由発生決定日が、その後、入札最終価格決定日、評価日、現物決済日（もしくは引渡日が早く生じた場合は引渡日）、または終了日までに覆されない場合に限る。上記にかかわらず、関連するコンファメーションにおいて、決済方法として「現物決済」が指定されている（または、12.1条に従い代替決済方法として適用される）場合、すべての決済条件は、事由発生決定日の発生以後、現物決済通知を行うという決済条件が充足されたことにより、充足されたものとみなされる。</u></p> <p><del>(b) クレジットイベント通知</del></p> <p><del>クレジットイベント通知を行うという決済条件は以下により充足される。</del></p> <p><del>(i)コンファメーションにおいて「買い手」が通知当事者として規定される場合には、通知交付期間内に有効なクレジットイベント通知を買い手が売り手に対して交付すること。</del></p> <p><del>(ii)コンファメーションにおいて「買い手または売り手」が通知当事者として規定される場合、あるいはいずれの当事者のも規定もない場合には、通知交付期間内に有効なクレジットイベント通知を買い手あるいは売り手から他方当事者に対して交付すること。</del></p>
	<p>3.2 (b)</p>	<p><b>公開情報の通知</b></p> <p><u>公開情報の通知を行うという決済条件は、通知交付期間内に有効な公開情報の通知を、クレジットイベント通知を他方当事者に交付する当事者が公開情報の通知を他方当事者に交付し、それが1.8条(a)(i)に定めるいずれかの期間内に有効となることにより当事者が交付することにより充足される。但し、通知交付期間の最終日以前（取引日前を含む。）に、関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、関連するクレジットデリバティブ取引についてクレジットイベントを構成する事由が、関連する参照組織またはそのオブリゲーションに生じたことを決議したと ISDA が公表した場合、公開情報の通知を行うという決済条件は充足されたものとみなされる。</u></p>

<sup>39</sup> 2009年7月追加条項 III.2条により修正。

	3.2(c)	<p><b>現物決済通知</b></p> <p><u>現物決済通知を行うという決済条件は、<b>買い手から売り手に対する現物決済通知</b>が交付され、かつ以下のいずれかに該当することによって充足される。但し、6.5条が適用される場合、同条の規定に従うものとする。<del>事由発生決定日後30暦日以内に有効な現物決済通知を、買い手が売り手に対して交付することにより充足される。現物決済通知を行うという決済条件が充足されたかどうかの決定には、現物決済通知の交付の効力発生日（その後に変更されたかどうかを問わない）が用いられる。</del></u></p> <p>(i) <u>本3.2条(c)(ii)の場合を除き、当該<b>現物決済通知</b>の交付が以下のいずれかのうち遅い方の日以前に有効になったこと</u></p> <p>(A) <u>事由発生決定日から30暦日目の日（適用ある<b>営業日調整</b>により調整される。）</u></p> <p>(B) <u>(I) 関連する<b>DCクレジットイベント発生発表</b>の日、または(II) 関連する<b>クレジットデリバティブ決定委員会</b>が1.24条(a)および(b)に定める事項について決定しないと<b>決議した旨 ISDA</b>が公表した日から10暦日目の日</u></p> <p>(ii) <u>12.1条(a)または(b)に従って、<b>代替決済方法</b>として「<b>現物決済</b>」が適用される場合、当該<b>現物決済通知</b>の交付が以下のいずれかの日以前に有効になったこと</u></p> <p>(A) <u>関連する<b>クレジットイベント</b>が<b>リストラクチャリング</b>でない場合（または、当該<b>クレジットイベント</b>が<b>リストラクチャリング</b>であるが、関連する<b>コンファメーション</b>で「<b>リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり</b>」と「<b>修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり</b>」のいずれも指定されていない<b>クレジットデリバティブ取引</b>に関して、当該<b>リストラクチャリング</b>が生じた場合)、<b>入札中止日</b>または<b>入札不実施発表日</b>から30暦日目の日</u></p> <p>(B) <u>関連する<b>クレジットイベント</b>が、関連する<b>コンファメーション</b>で「<b>リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり</b>」または「<b>修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可</b></u></p>
--	--------	---

		<p>(C) <u>能債務適用あり</u>」のいずれかが指定されている<u>クレジットデリバティブ取引に関するリストラクチャリング</u>である場合、以下のいずれかの日</p> <p>(I) <u>以下のいずれかの日から 30 暦日目の日</u></p> <p>(1) <u>12. 12 条(a)に基づき生じた入札不実施発表日</u></p> <p>(2) <u>並行入札が行われない場合における 12. 12 条(c)に基づき生じた入札不実施発表日</u></p> <p>(3) <u>入札中止日</u></p> <p>(II) <u>以下のいずれかの場合における、並行入札最終価格決定日</u>  <u>(同日が複数生じる場合には、最後の並行入札最終価格決定日)</u> または <u>並行入札中止日</u> (同日が複数生じる場合には、<u>最後の並行入札中止日</u>) のうち、<u>いずれか遅い方の日直後の関連都市営業日</u></p> <p>(1) <u>12. 12 条(b)に基づき入札不実施発表日が生じ、かつ当該クレジットデリバティブ取引が移動オプションの対象となっていない場合</u></p> <p>(2) <u>12. 12 条(c)に基づき入札不実施発表日が生じ、かつ 1 または複数の並行入札が行われる場合</u></p> <p><u>但し、本 3. 2 条(c) (i) (B) および本 3. 2 条(c) (ii) の場合、関連するクレジットイベント決議要請日は、3. 2 条(c) (i) (A) に規定された日以前に生じていなければならない。</u></p>
	3. 3 (d)	<p><b>通知当事者</b></p> <p>「通知当事者」とは、<del>クレジットデリバティブ取引について、</del>コンファメーションに指定される各当事者、あるいはいずれの当事者の指定もない場合には買手または売り手をいう。</p>
Credit Event Notice (クレジットイベント通知)	3. 3 <sup>40</sup>	<p>「クレジットイベント通知」とは、<u>クレジットイベント基準日以後 (当該判断は、グリニッジ標準時 (または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」(2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。)) である場合には、東京時間) により行われる。)</u>、かつ <u>延期日以前 (当該判断は、グリニッジ標準時 (または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」(2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。)) である場合には、東京時間) により行われる。)</u> <del>開始日のグリニッジ標準時午前 12 時 1 分以降、以下 (a)、(b) および (c) のうち最も遅い日のグリニッジ標準時午後 11 時 59 分以前に発生</del></p>

<sup>40</sup> 2009 年 7 月追加条項 III. 3 条により修正。

		<p>したクレジットイベントを説明した、<u>通知当事者</u>から他方当事者への取消不能の通知 (<u>かかる通知は書面 (ファクシミリ、電子メールを含む。)</u> <u>もしくは電話、またはこれらの双方の方法によることができる。</u> <u>電話による通知を含む</u>) をいう。</p> <p><del>(a) 予定終了日。</del></p> <p><del>(b) (i) コンファメーションに猶予期間延長が規定されており、(ii) クレジットイベント通知の対象となっているクレジットイベントが予定終了日より後に発生した支払不履行であり、かつ (iii) 当該支払不履行にかかる潜在的支払不履行が予定終了日のグリニッジ標準時午後 11 時 59 分以前に発生していた場合には、猶予期間延期日。</del></p> <p><del>(c) (i) クレジットイベント通知の対象となっているクレジットイベントが予定終了日より後に発生した履行拒否/支払猶予であり、(ii) 当該履行拒否/支払猶予にかかる潜在的履行拒否/支払猶予が予定終了日のグリニッジ標準時午後 11 時 59 分以前に発生し、(iii) 履行拒否/支払猶予延長条件が充たされている場合には、履行拒否/支払猶予評価日。</del></p> <p><del>当事者が当該コンファメーションにおいて代替時間を規定していた場合はこの限りでない。</del></p> <p>クレジットイベント通知は、クレジットイベント発生に関する事実を合理的な範囲で詳細に説明するものでなければならない。クレジットイベント通知の対象となっているクレジットイベントは、クレジットイベント通知の効力が生じた日まで継続している必要はない。クレジットイベント通知は 1. 10 条に定められている通知に関する要件に従うものとする。クレジットイベント通知の様式は添付書類 B のとおり。</p>
<p>Notice of Physical Settlement (現物決済通知)</p>	<p>3. 4<sup>41</sup></p>	<p>「<u>現物決済通知</u>」とは、<u>買い手から売り手への通知 (かかる通知は書面 (ファクシミリ、電子メールを含む。)</u> <u>もしくは電話、またはこれらの双方の方法によることができ</u> <u>電話による通知を含み、</u> <u>かつ 1. 10 条に定められた通知に関する要件に従うものとする。)</u> <u>をいい</u> <u>であって、</u> <u>(ia) 買い手がクレジットデリバティブ取引を決済し、</u> <u>決済方法または代替決済方法として現物決済の方法に従った履行を要求する旨を取消不能の形で確認し、</u> <u>かつ (ib) 買い手が 9. 2 条 (c) (i) の適用のある形で売り手に対して引渡す各引渡可能債務についての、</u> <u>引渡されるべき当該各引渡可能債務の残存元本金額あるいはまたは期限到来金額 (いずれか適用のあるものを「未払残高」という。)</u> <u>を含む詳細な説明、</u> <u>かつ</u> <u>および入手可能かつ該当する場合には当該各引渡可能債務の</u> <u>であれば</u> <u>CUSIP または ISIN 番号 (特定された番号が入手可能でない、</u> <u>もしくは該当しない場合には引渡可能債務の利率と期間) を含む詳細な説明が記載され、</u> <u>かつ (c) (i) 関連するクレジットイベントがリストラクチャリングであって、</u> <u>(ii) 関連するコンファメーションに「リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり」</u> <u>または「修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり」</u> <u>の指定があり、</u> <u>かつ (iii) 予定終了日が (A) 最終満期リストラクチャリング対象債券またはローンの最終満期日、</u> <u>または (B) 2 年半期限日より後である場合には、</u> <u>最低 1 の許可債務について、</u> <u>入手可能かつ該当する場合には当該許可債務の CUSIP または ISIN 番号 (特定された番号が入手可能でない場合には利率と</u></p>

<sup>41</sup> 2009 年 7 月追加条項 III. 4 条により修正。

		<p>期間) および当該債務が許可債務であることを証するために必要なその他の情報を含む詳細な説明が記載されているものをいう。買い手は、必要に応じて、<u>現物決済通知</u>または以前の<u>現物決済修正通知</u>で指定された<u>一または複数のつも</u> <u>しくはそれ以上の引渡されるべき引渡可能債務</u> (<u>当該引渡可能債務が以前に引</u> <u>渡されなかった範囲において</u>)の全部もしくは一部 (当該<u>現物決済修正通知</u>が 有効となった日において関連する<u>引渡可能債務が引渡されていない限度で</u>) <u>あ</u> <u>る</u> <u>い</u> またはその詳細な説明を入れ替えるを<u>変更</u>することにつき、<u>(前記上記</u> <u>の方法にて)</u> <u>売り手</u>に通知する (かかる各通知を「<u>現物決済修正通知</u>」という。) こと ができる。<u>現物決済修正通知</u>には、<u>買い手が</u>、9.2条(c)(ii)の適用のある形 で<u>売り手</u>に対して<u>引渡</u>することとなる、<u>入れ替えられた引渡可能債務</u> (各<u>引渡可</u> <u>能債務</u>を「<u>入替新引渡可能債務</u>」という。)について、修正された詳細な説明を 記載し、かつ<u>現物決済通知</u>または以前の<u>現物決済修正通知</u>において特定されて いた<u>入れ替えの対象となる引渡可能債務の未払残高</u> (各<u>引渡可能債務</u>について、 「<u>入替旧引渡可能債務未払残高</u>」という。)を明記するものとする。<u>現物決済修</u> <u>正通知</u>に特定される各<u>入替新引渡可能債務の未払残高</u>は、<u>修正通貨レート</u>を関 連する<u>入替旧引渡可能債務未払残高</u>に当てはめることで決定されるものとする。 <u>が</u>、各<u>現物決済修正通知</u>は (当該<u>現物決済修正通知</u>により生じる変更に関 係なく決定された) <u>現物決済日</u>以前に有効でなくてはならない。上記にかかわ らず、<u>買い手</u>は<u>当該関連する引渡日</u>より前に (<u>前記上記の方法</u>による) <u>売り手</u> への通知により、<u>現物決済通知</u>または<u>現物決済修正通知</u>に記載された各<u>引渡可</u> <u>能債務</u>の詳細な説明における誤りや不一致を訂正することができる<u>ものとし</u>、 かかる訂正の通知は<u>現物決済修正通知</u>とはならないものとする。</p> <p>6.5条の適用を条件として、有効な<u>現物決済通知</u>が3.2条(c)に定める<u>期間内</u> (<u>営</u> <u>業日調整に従い調整された</u>) <u>事由発生決定日後 30 暦日以内</u>に交付されなかった 場合には、<u>かかる期間のうち最も遅いものの最終日</u> <u>かかる 30 暦日</u>を終了日と する。</p> <p>現物決済通知の様式は添付書類Cのとおり。</p>
Publicly Available Information (公開情報)	3.5 <sup>42</sup>	<p>「公開情報」とは、</p> <p>(a) <u>クレジットイベント通知</u>または<u>履行拒否/支払猶予延長通知</u>に記載された <u>クレジットイベント</u>または<u>潜在的履行拒否/支払猶予</u>それぞれの発生を決 定に関連する事実を合理的な範囲で確認する情報をいい、かつ(i) <u>指定され</u> <u>た数以上の公開情報源</u>に公表されている情報 (読者または利用者が当該情 報を入手するために料金を支払っているかどうかは問わないが、当事者の 一方あるいはその<u>関係会社</u>が当該情報の唯一の情報源とされている場合に は、当該当事者または<u>関係会社</u>が<u>オブリゲーション</u>に関する受託者、財務 代理人、事務管理代理人、決済代理人 <u>または</u>、<u>支払代理人</u>、<u>ファシリティ</u> <u>エージェント</u>または<u>エージェント銀行</u>である場合以外は、<u>公開情報</u>とは みなされない)、(ii) (A) 当該<u>クレジットデリバティブ取引</u>の当事者となっ ていない<u>参照組織</u> (<u>参照組織</u>が<u>ソブリン</u>の場合には<u>ソブリン機関</u>) または (B) <u>オブリゲーション</u>の受託者、財務代理人、事務管理代理人、決済代理人、 <u>もしくは支払代理人</u>、<u>ファシリティエージェント</u>もしくは<u>エージェント</u> <u>銀行</u>から受領したかまたはこれにより公表された情報、(iii) <u>参照組織</u>によ</p>

<sup>42</sup> 2009年7月追加条項 III.5条により修正。



		<p>る、またはこれに対する 4.2 条(d)にいう手続を開始するための申立て、または手続開始のための書類に含まれている情報、あるいは(iv)裁判所、審判機関、取引所、規制当局その他の行政、監督または司法機関による命令、判決、通知または提出書類（表現形式の如何を問わない）に含まれているか、またはこれに対して提出された情報をいう。</p> <p>(b) <del>クレジットデリバティブ取引に関して</del>買い手が(i) <u>クレジットイベントが発生した</u> <u>オブリゲーション</u>に関する受託者、財務代理人、事務管理代理人、決済代理人 <del>または、</del> <u>支払代理人、ファシリティーエージェントまたはエージェント銀行</u>として唯一の情報源であり、かつ(ii) <del>クレジットイベントが発生した</del> <u>当該オブリゲーション</u>の債権者である場合の <u>クレジットデリバティブ取引について、</u> <del>には、</del> <u>買い手は、当該オブリゲーション参照組織</u>にかかるクレジットイベントの発生を証明する <u>買い手の</u> マネージング・ディレクター（もしくはその他の実質的に同程度の肩書き）の署名のある証明書を <u>売り手</u> に交付しなければならない。</p> <p>(c) 3.5 条(a) (ii)、(iii)および(iv)に記載されている種類の情報に関し、当該情報を受領する当事者は、かかる情報がいかなる法令、契約、またはかかる情報の機密性に関する合意に違反することなく開示されたものであり、かつ、当該情報を交付する当事者が <u>参照組織</u> または <u>参照組織の関係会社</u> との間で、 <u>当該情報を受領する者</u> <u>第三者</u> への情報開示を行うことを違反とするような行為、契約または合意をしていないと推定することができる。</p> <p>(d) 公開情報は、(i) 2.25 条に関し、 <u>参照組織</u> が直接または間接的に所有する <u>議決権株式</u> の割合および(ii) 当該発生が (A) <u>最低支払不履行額</u> または <u>最低デフォルト額</u> を満たしていること、(B) 適用のある <u>猶予期間</u> を経過していること、または(C) 一定の <u>クレジットイベント</u> に規定される主観的な基準を満たしていることを規定している必要はない。</p>
<p>Notice of Publicly Available Information (公開情報の通知)</p>	<p>3.6<sup>43</sup></p>	<p>「公開情報の通知」とは、<u>クレジットイベント通知</u> または <u>履行拒否/支払猶予延長通知</u> を交付する当事者から他方当事者に対する取消不能の通知 (<u>かかる通知は書面 (ファクシミリ、電子メールを含む。) もしくは電話、またはこれらの双方の方法によることができる。電話による通知を含む</u>) をいい、<u>クレジットイベント通知</u> または <u>履行拒否/支払猶予延長通知</u> に記載された各々の <u>クレジットイベント</u> もしくは <u>潜在的履行拒否/支払猶予</u> の発生を確認する公開情報を記載するものをいう。<u>履行拒否/支払猶予クレジットイベント</u> に関しては、<u>公開情報の通知</u> に <u>履行拒否/支払猶予</u> の定義における (i) および (ii) 両方の発生を確認する公開情報を記載しなければならない。交付される通知は、当該 <u>公開情報</u> の写しまたは合理的な範囲で詳細な説明を含んでいることを要する。<u>公開情報の通知</u> は 1.10 条に定められている通知に関する要件に従うものとする。<u>クレジットデリバティブ取引</u> につき、<u>公開情報の通知</u> の適用があるとされ、かつ <u>クレジットイベント通知</u> または <u>履行拒否/支払猶予延長通知</u> が <u>公開情報</u> を含む場合には、かかる <u>クレジットイベント通知</u> または <u>履行拒否/支払猶予延長通知</u> も <u>公開情報の通知</u> とみなされる。<u>公開情報の通知</u> の様式 (<u>クレジットイベント通知</u> または <u>履行拒否/支払猶予延長通知</u> の様式の一部となり得る) は添付書類 B と D のとおり。</p>

<sup>43</sup> 2009 年 7 月追加条項 XII 条により修正。

Public Source (公開情報源)	3.7	「公開情報源」とは、関連するコンファメーションにおいて特定される公開情報の各情報源をいう（または、情報源の特定がない場合には、それぞれブルームバーグ・サービス、ダウ・ジョーンズ・テレレート・サービス、ロイター・モニター・マネーレート・サービス、ダウ・ジョーンズ・ニュース・ワイヤー、ウォール・ストリート・ジャーナル、ニューヨークタイムス、日本経済新聞、朝日新聞、読売新聞、フィナンシャルタイムズ、トリビューン、レ・ゼコー、オーストラリアン・ファイナンシャル・レビュー（およびその承継出版物）、参照組織が設立された国におけるビジネスニュースの主な情報源およびその他の国際的に認知されている出版または電子通信方法によるニュースの情報源をいう）。
Specified Number (指定された数)	3.8	「指定された数」とは、コンファメーションにおいて指定される公開情報源の数をいう（指定されていない場合には2つとする。）。
Credit Event Notice After Restructuring (リストラクチャリング 後のクレジットイベン ト通知)	3.9 <sup>44</sup>	<p><del>コンファメーションに別途定めのない限り、関連するコンファメーションにおいて「リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり」または「修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり」が指定されているクレジットデリバティブ取引についての期間におけるリストラクチャリングが発生し次第、</del></p> <p>(a) <sup>45</sup>通知当事者は当該リストラクチャリングに係る複数のクレジットイベント通知を交付し、各クレジットイベント通知には、当該クレジットイベント通知の対象となる変動金利支払人計算金額（「行使金額」）を記載する。<u>但し、かかるクレジットイベント通知に行使金額の記載がない場合、変動金利支払人計算金額の残額（その一部ではなく全部）が行使金額として指定されたものとみなされる。</u></p> <p>(b) <sup>46</sup>通知当事者がその時点での残存変動金利支払人計算金額より少ない行使金額を記載したクレジットイベント通知を交付した場合には、当事者の権利義務は、当該クレジットイベント通知が効力を生じた日をもって、あたかも2つのクレジットデリバティブ取引を締結したかのように解釈される。一方は変動金利支払人計算金額が行使金額と同額で、決済条件が充足され次第、適用される決済方法または代替決済方法に従って決済される取引であり、他方は変動金利支払人計算金額を、当該クレジットイベント通知より前に残存していた変動金利支払人計算金額から行使金額を減じたものと同額とし、2つのクレジットデリバティブ取引を合算して考慮した場合の経済的効果を保持するために（当事者との協議の上）カルキュレーション・エージェントが必要と決定した修正を加えて引き続き有効な取引である。</p> <p>(c) リストラクチャリング以外のクレジットイベントを記載しているクレジットイベント通知に関する行使金額は、その時点での残存変動金利支払人計算金額と（その一部ではなく）同額でなければならない。</p>

<sup>44</sup> [2009年7月追加条項 III.6 条により修正。](#)

<sup>45</sup> [2009年7月追加条項 III.7 条により修正。](#)

<sup>46</sup> [2009年7月追加条項 III.8 条により修正。](#)

		(d) リストラクチャリングが記載されたクレジットイベント通知に関する行使金額は、変動金利支払人計算金額の単位となっている通貨の少なくとも100万単位（日本円であれば1億単位）の金額、またはその整数倍、あるいはその時点での残存変動金利支払人計算金額の全額でなければならない。
第4章 クレジットイベント		
Credit Event (クレジットイベント)	4.1	<p>「クレジットイベント」とは、クレジットデリバティブ取引に関し、関連するコンファメーションにおいて指定される、バンクランプシー、支払不履行、オブリゲーション・アクセレレーション、オブリゲーション・デフォルト、履行拒否/支払猶予もしくはリストラクチャリングのいずれか、またはその複数の組合せをいう。ある事由の発生がクレジットイベントに該当する場合、かかるクレジットイベントは、以下の事由の直接または間接の結果発生したか否か、あるいは以下の事由に基づいた抗弁の対象であるか否かを問わず発生したものとす。</p> <p>(a) 参照組織が、いずれかのオブリゲーションを負担する（契約を締結する）、または、該当する場合には、原債務者が原オブリゲーションを負担する（契約を締結する）権限または能力を備えていないまたは備えていないとの主張を受けていること。</p> <p>(b) オブリゲーション、または、該当する場合には、原オブリゲーションのいずれかについて、その表現の方法に拘らず、法的拘束力がないこと、違法、履行不能もしくは無効であることまたはそれらの主張を受けていること。</p> <p>(c) 表現の方法を問わず、適用のある法律、命令、規則、判決もしくは通達、または、管轄権を有するもしくは管轄権を有するとされる裁判所、審判機関、規制当局あるいは類似の行政または司法機関による適用のある法律、命令、規則、判決もしくは通達の制定または解釈の変更。</p> <p>(d) 表現の方法を問わず、通貨当局その他の規制当局による為替管理、資本規制もしくはその他の同様の規制またはその変更。</p>
Bankruptcy (バンクランプシー)	4.2	<p>「バンクランプシー」とは参照組織に以下の事由が発生した場合をいう。</p> <p>(a) 解散した場合（新設合併、合併、または吸収合併に伴う場合を除く）。</p> <p>(b) 債務超過の場合、債務の支払が実行不可能となった場合、または、期限の到来した債務を一般的に支払うことができなかった場合もしくは司法上、監督上、行政上の手続もしくは書類提出において書面にて一般的に支払う能力がないことを認めた場合。</p> <p>(c) 債権者に対して、もしくは債権者の利益のために包括的な譲渡、任意整理または債務免除を行った場合。</p> <p>(d) 支払不能もしくは破産に関する法律、または債権者の権利に影響を及ぼすその他の同様の法律に基づき、支払不能、破産その他救済の決定を求める</p>

		<p>手続の開始を申し立てが行われた場合、あるいは解散もしくは清算の申立てが行われた場合であって、かつ、かかる申立てを受けた場合においてはかかる申立てが (i) 支払不能または破産の裁判、救済命令あるいは解散、清算命令に至った場合、または (ii) その申立てがなされてから 30 暦日以内に棄却、却下、取消、執行停止もしくは差止がなされなかった場合。</p> <p>(e) 解散、公的な管理または清算の決議があった場合（新設合併、合併または吸収合併に伴う場合を除く）。</p> <p>(f) 管理人、仮清算人、保全人、財産保全管理人、管財人、財産管理人その他<b>参照組織</b>またはその資産の全部もしくは実質的に全部を管理する類似の官吏の選任を申し立てた場合、またはかかる選任が行われた場合。</p> <p>(g) 担保権者がその資産の全部もしくは事実上全部を占有した場合、または資産の全部もしくは事実上全部に関して強制履行、強制執行、差押、強制管理またはその他の法的手続が行われた場合であって、かかる担保権者が資産の占有を継続した場合、またはかかる手続に対してその後 30 暦日以内に棄却、却下、取消、執行停止もしくは差止がなされなかった場合。</p> <p>(h) いずれかの適用法令の下に、(a) から (g) の所定の事由と同様の効果を有する事由が発生した場合、またはそのような事由の対象となった場合。</p>
Obligation Acceleration (オブリゲーション・アクセレレーション)	4.3	「 <b>オブリゲーション・アクセレレーション</b> 」とは、 <b>参照組織</b> の単一のまたは複数の <b>オブリゲーション</b> につき、総額で <b>最低デフォルト額</b> 以上の金額に関し、支払債務の履行遅滞以外の、債務不履行、期限の利益喪失事由、または他の同様の状況あるいは事由（表現形式の如何を問わない）が発生し、当該 <b>オブリゲーション</b> の本来の支払期日の前に支払期限が到来した場合をいう。
Obligation Default (オブリゲーション・デフォルト)	4.4	「 <b>オブリゲーション・デフォルト</b> 」とは、 <b>参照組織</b> の単一のまたは複数の <b>オブリゲーション</b> につき、総額で <b>最低デフォルト額</b> 以上の金額に関し、支払債務の履行遅滞以外の債務不履行、期限の利益喪失事由、または他の同様の状況あるいは事由（表現形式の如何を問わない）が発生し、当該 <b>オブリゲーション</b> の本来の支払期日の前に支払期限の到来の宣言を行うことが可能となった場合をいう。
Failure to Pay (支払不履行)	4.5	「 <b>支払不履行</b> 」とは、適用のある <b>猶予期間</b> （かかる <b>猶予期間</b> の開始条件をすべて満たした後）の経過後、 <b>参照組織</b> が単一のまたは複数の <b>オブリゲーション</b> につき、不履行時における当該 <b>オブリゲーション</b> の条件に従って、支払期日に総額で <b>最低支払不履行額</b> 以上の支払を履行しなかった場合をいう。

Repudiation/Moratorium (履行拒否/支払猶予)	4.6(a)	<p>(a) 「<b>履行拒否/支払猶予</b>」とは、以下の(i)および(ii)の両事実の発生をいう。</p> <p>(i) <b>参照組織</b>あるいは<b>政府当局</b>の権限のある官吏が、(x)単一のまたは複数の<b>オブリゲーション</b>につき、総額で<b>最低デフォルト額</b>以上の金額の<b>オブリゲーション</b>の全部もしくは一部を否認、放棄、履行拒否もしくは拒絶し、またはその有効性について異議を申し立てること、あるいは(y)単一のまたは複数の<b>オブリゲーション</b>につき、総額で<b>最低デフォルト額</b>以上の金額に関して、事実上、法律上を問わず、支払猶予、支払停止、ロールオーバーまたは支払繰り延べを宣言もしくは課すこと。</p> <p>(ii)当該<b>オブリゲーション</b>につき、<b>最低支払不履行額</b>に関係なく決定された<b>支払不履行</b>、<b>最低デフォルト額</b>に関係なく決定された<b>リストラクチャリング</b>が<b>履行拒否/支払猶予評価日</b>以前に発生していること。</p>
	4.6(b)– <a href="#">47</a>	<p><b>履行拒否/支払猶予評価日</b></p> <p>「<b>履行拒否/支払猶予評価日</b>」とは、<b>潜在的履行拒否/支払猶予</b>が<b>予定終了日</b>以前（当該判断は、<b>グリニッジ標準時</b>（または、関連する<b>参照組織</b>の<b>Transaction Type</b>が「<b>Japan Corporate</b>」もしくは「<b>Japan Sovereign</b>」（<b>2005マトリックス追加条項</b>により定義される意味とする。）である場合には、<b>東京時間</b>）により行われる。）に発生した場合には、(i)当該<b>潜在的履行拒否/支払猶予</b>が関係する<b>オブリゲーション</b>に<b>債券</b>が含まれる場合、(A)当該<b>潜在的履行拒否/支払猶予</b>後60日目にあたる日または(B)当該<b>潜在的履行拒否/支払猶予</b>後の当該<b>債券</b>の最初の<b>支払日</b>（またはこちらの方が遅ければ、当該<b>支払日</b>に関して適用のある<b>猶予期間</b>の満了日）のいずれか遅い方の日であり、(ii)当該<b>潜在的履行拒否/支払猶予</b>が関係する<b>オブリゲーション</b>に<b>債券</b>が含まれない場合、当該<b>潜在的履行拒否/支払猶予</b>後60日目にあたる日をいう。但し、上記いずれの場合であっても、<b>履行拒否/支払猶予評価日は、履行拒否/支払猶予延長条件が充足されない限り、予定終了日以前に生じるものとする。</b><del>(i)</del> <b>履行拒否/支払猶予</b>延期条件が充足され、<del>(ii)</del> <b>履行拒否/支払猶予</b>に関する<b>事由発生決定日</b>が<b>通知交付期間の最終日以前</b>に発生しない場合には、<b>予定終了日または履行拒否/支払猶予評価日のうち、いずれか遅いほうの日が</b><del>は</del>（<b>履行拒否/支払猶予</b>が<b>予定終了日</b>より後に発生したとしても）<b>終了日</b>となるものとする。</p>
	4.6(c)	<p><b>潜在的履行拒否/支払猶予</b></p> <p>「<b>潜在的履行拒否/支払猶予</b>」とは、<b>履行拒否/支払猶予</b>の定義における(i)に規定された<b>事由</b>の発生をいう。</p>

<sup>47</sup> [2009年7月追加条項IV.1条により修正。](#)

	<p>4.6(d) – 48</p>	<p><b>履行拒否/支払猶予延長条件</b></p> <p>「<u>履行拒否/支払猶予延長条件</u>」は、<u>(i) DC ルールに従い交付され、予定終了日の 14 暦日後の日以前に有効に受領された有効な要請により、関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、関連するクレジットデリバティブ取引について潜在的履行拒否/支払猶予を構成する事由が予定終了日以前（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）に生じた</u>と決議した旨を ISDA が公表した場合、または(ii) それ以外の場合であつて、<u>通知当事者から他方当事者に対して、履行拒否/支払猶予延長通知、および（公開情報の通知が決済条件として指定されている場合には）公開情報の通知が交付され、それらが予定終了日の 14 暦日後の日以前に有効となった場合、履行拒否/支払猶予延長通知の交付によって、かつ当該コンフィメーションに適用ありと規定された場合には、通知交付期間の定義における(a)に規定された期間内に効力を発した通知当事者から他方当事者への公開情報の通知の交付によって</u>充足される。<u>いずれの場合においても、DC ルールに従い交付され、予定終了日の 14 暦日後の日以前に有効に受領された有効な要請により、関連するクレジットデリバティブ決定委員会によって、(A) ある事由が、関連するクレジットデリバティブ取引について、関連する参照組織のオブリゲーションに関する潜在的履行拒否/支払猶予を構成しないこと、または(B) 関連するクレジットデリバティブ取引について潜在的履行拒否/支払猶予を構成する事由が、関連する参照組織のオブリゲーションに関して生じたが、当該事由は予定終了日後（当該判断は、グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）である場合には、東京時間）により行われる。）に生じたこと、が決議された旨を ISDA が公表した場合、履行拒否/支払猶予延長条件は、充足されていない、または充足されうる状態になっていないとみなされる。</u></p>
--	------------------------	--

<sup>48</sup> 2009 年 7 月追加条項 IV.2 条により修正。

	4. 6(e) – <a href="#">49</a>	<p><b>履行拒否/支払猶予延長通知</b></p> <p>「履行拒否/支払猶予延長通知」とは、<u>開始日以降</u> 予定終了日以前（当該判断は、<u>グリニッジ標準時（または、関連する参照組織の Transaction Type が「Japan Corporate」もしくは「Japan Sovereign」（2005 マトリックス追加条項により定義される意味とする。）</u>である場合には、<u>東京時間</u>）により行われる。）に発生した<u>潜在的履行拒否/支払猶予</u>を記載した、<u>通知当事者</u>から他方当事者に対する取消不能の通知（<u>かかる通知は書面（ファクシミリ、電子メールを含む。）もしくは電話、またはこれらの双方の方法によることができる。電話による通知を含む</u>）をいう。<u>履行拒否/支払猶予延長通知は、履行拒否/支払猶予が発生したとの決定に関する事実の合理的な詳細が記載され、かつ発生日が示されなくてはならない。履行拒否/支払猶予延長通知の対象となっている潜在的履行拒否/支払猶予は、履行拒否/支払猶予延長通知の効力が生じた日に継続している必要はない。履行拒否/支払猶予延長通知は 1. 10 条に定められている通知に関する要件に従うものとする。履行拒否/支払猶予延長通知の様式は添付書類 D のとおり。</u></p>
Restructuring (リストラクチャリング)	4. 7 <sup>50</sup>	<p>(a) 「リストラクチャリング」とは、単一のまたは複数の<b>オブリゲーション</b>に関し総額で<b>最低デフォルト額</b>以上を成す<b>オブリゲーション</b>に関し、以下のうち1つ以上の事由が当該<b>オブリゲーション</b>のすべての債権者を拘束する形で発生し、または、当該<b>オブリゲーション</b>のすべての債権者を拘束するのに必要な当該<b>参照組織</b>もしくは<b>政府当局</b>と当該<b>オブリゲーション</b>の十分な数の債権者との間で合意され、または、当該<b>オブリゲーション</b>のすべての債権者を拘束する形で<b>参照組織</b>もしくは<b>政府当局</b>により宣言され（または判決され）、かつ、かかる事由が <u>(i) <b>取引日クレジットイベント基準日</b>または(ii) <b>当該オブリゲーションが発行または負担された日、の開始日</b>のいずれか遅い時点において効力を有していた当該<b>オブリゲーション</b>の条項において明示的に定められていないことをいう。</u></p> <p>(i) 支払金利もしくは支払利息または経過利子の金利減免。</p> <p>(ii) 満期もしくは予定償還期日に支払われるべき元本額またはプレミアムの削減。</p> <p>(iii) (A)利息の支払もしくは発生または(B)元本もしくはプレミアムの支払期日のいずれかに関する延期もしくは繰り延べ。</p> <p>(iv) いずれかの<b>オブリゲーション</b>について支払優先順位の変更を行い、その結果、当該<b>オブリゲーション</b>がその他の<b>オブリゲーション</b>に対し<b>劣後性</b>を有することになった場合、または、</p> <p>(v) 利息もしくは元本の支払の通貨、構成が<b>許容通貨</b>以外の通貨に変更された場合。</p> <p>(A) 「<b>許容通貨</b>」とは、(1)G7 の国の法貨（あるいは G7 がそのメンバー</p>

<sup>49</sup> 2009 年 7 月追加条項 IV. 3 条により修正。

<sup>50</sup> 2009 年 7 月追加条項 IV. 4 条により修正。

		<p>国を拡大した場合には G7 メンバーとなる国) または (2) 当該変更時点において経済協力開発機構 (OECD) のメンバーであり、かつその現地通貨建の長期債の格付けが、マグロウヒル・カンパニーの一部門であるスタンダード &amp; プアーズまたはその格付け業務の承継者による格付けの AAA かそれ以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービスまたはその格付け業務の承継者による格付けの Aaa かそれ以上、あるいはフィッチ・レーティングスまたはその格付け業務の承継者による格付けの AAA かそれ以上である国の法貨をいう。</p> <p>(b) 4.7 条(a)の規定にかかわらず、以下の事由はリストラクチャリングを構成しない。</p> <p>(i) EC 設立準拠条約を修正する欧州連合条約に従い統一通貨を採択した欧州連合の加盟国の通貨建である<b>オブリゲーション</b>について、利息または元本の支払がユーロ建で行われた場合。</p> <p>(ii) 4.7 条(a) (i)から (v)までに規定される事由のいずれかの発生、合意または発表が、事務的な調整、会計上の調整、税法上の調整あるいはその他の通常の業務の過程において発生する技術的な調整による場合。</p> <p>(iii) 4.7 条(a) (i)から (v)までに規定される事由のいずれかの発生、合意または発表が、<b>参照組織</b>の与信または財務状態の悪化の直接または間接の結果として生じたのではない場合。</p> <p>(c) 4.7 条(a)、4.7 条(b)、4.9 条について、<b>オブリゲーション</b>は、<b>参照組織</b>が<b>適格関係会社保証</b>の提供者である<b>原オブリゲーション</b>、または<b>すべての保証</b>の適用があると関係する<b>コンファメーション</b>に規定されている場合において<b>参照組織</b>が<b>適格保証</b>の提供者である<b>原オブリゲーション</b>を含むものとみなされる。<b>適格保証</b>と<b>原オブリゲーション</b>の場合には、4.7 条(a)における<b>参照組織</b>への言及は<b>原債務者</b>に言及するものとされ、4.7 条(b)における<b>参照組織</b>への言及は引き続き<b>参照組織</b>に言及するものとする。</p>
<p>Certain Definitions Relating to Credit Events (クレジットイベントに関わる定義)</p>	<p>4.8 (a)</p>	<p>「<b>最低デフォルト額</b>」とは、<b>コンファメーション</b>に特定された金額または該当する<b>オブリゲーション通貨</b>の相当額をいい、<b>最低デフォルト額</b>の特定がない場合には、USD10,000,000 または該当する<b>オブリゲーション通貨</b>の相当額 (いずれの場合も<b>クレジットイベント発生時点</b>における) をいう。</p>
	<p>4.8 (b)</p>	<p>「<b>政府当局</b>」とは、<b>参照組織</b>または<b>参照組織</b>の設立地の金融市場 (中央銀行を含む。) の規制の責に任ずる事実上または法律上の政府 (または機関、省庁もしくは省内各部門)、裁判所、審判機関、行政その他政府当局またはその他の担当機関 (公的機関、私的機関を問わない。) をいう。</p>
	<p>4.8 (c)</p>	<p>「<b>オブリゲーション通貨</b>」とは、<b>オブリゲーション</b>の表示通貨をいう。</p>
	<p>4.8 (d)</p>	<p>「<b>最低支払不履行額</b>」とは、関連する<b>コンファメーション</b>に特定された金額あるいは該当する<b>オブリゲーション通貨</b>の相当額をいい、<b>最低支払不履行額</b>の特定がない場合には、USD1,000,000 または<b>オブリゲーション通貨</b>の相当額 (いずれの場合も<b>支払不履行</b>もしくは<b>潜在的支払不履行発生時点</b>における) をいう。</p>



<p>Limitation on Obligations in Connection with Section 4.7. (4.7 条に関連したオブリゲーションの制限)</p>	<p>4.9<sup>51</sup></p>	<p>複数債権者オブリゲーションが関連するコンファメーションにおいて適用なしと規定されている場合を別として、4.7 条の規定にかかわらず、4.7 条(a)(i) から(v)に規定される事由のいずれかの発生、合意または発表は、当該事由に関するオブリゲーションが複数債権者オブリゲーションでない限り、リストラクチャリングとはならない。</p> <p>(a) 「複数債権者オブリゲーション」とは、(i) リストラクチャリングクレジットイベントを構成する事由発生時点において、相互に<b>関係会社</b>ではない 4 以上の債権者によって保有され、かつ(ii) (当該事由発生日に有効なオブリゲーションの条件に従って決定された) 少なくとも 66 と 2/3% の割合の債権者が、リストラクチャリングクレジットイベントを構成する事由に同意することを求められているオブリゲーションをいう。<u>但し、債券であるオブリゲーションは、本 4.9 条(a)(ii) の要件は充足しているとみなされるものとする。</u></p>
<p>第 5 章 固定金額</p>		
<p>Calculation of Fixed Amount (固定金額の計算)</p>	<p>5.1</p>	<p>固定金利支払人支払日に固定金利支払人により支払われる<b>固定金額</b>は、以下の額とする。</p> <p>(a) 関連するコンファメーションに、当該<b>固定金利支払人支払日</b>または当該<b>固定金利支払人計算期間</b>に<b>固定金利支払人</b>により支払われるべき<b>固定金額</b>が特定される場合は、その金額。</p> <p>(b) 関係するコンファメーションに、当該<b>固定金利支払人支払日</b>または関係する<b>固定金利支払人計算期間</b>に<b>固定金利支払人</b>により支払われるべき<b>固定金額</b>が特定されない場合は、当該<b>固定金利支払人支払日</b>、あるいは、関係する<b>固定金利支払人計算期間</b>に支払われるべき金額は以下の数式により計算される。</p> <p style="text-align: center;"><b>固定金額 = 固定金利支払人計算金額 x 固定金利 x 固定金利日数計算式</b></p>
<p>Fixed Rate (固定金利)</p>	<p>5.2</p>	<p>「<b>固定金利</b>」とは、<b>固定金利支払人支払日</b>または<b>固定金利支払人支払日</b>に関する<b>固定金利支払人計算期間</b>について、関連するコンファメーションに特定される小数により表示される年率による利率をいう。</p>
<p>Fixed Rate Day Count Fraction (固定金利日数計算式)</p>	<p>5.3</p>	<p>「<b>固定金利日数計算式</b>」とは、クレジットデリバティブ取引に関連し、<b>固定金額</b>の計算について以下を意味する。</p> <p>(a) コンファメーションに「Actual/365」または「Actual/Actual」と指定される場合、支払が行われる<b>固定金利支払人計算期間</b>の実日数を 365 で除する (または、<b>固定金利支払人計算期間</b>の一部が閏年にあたる場合、(i) 当該<b>固定金利支払人計算期間</b>のうち閏年に入る部分の実日数を 366 で除したものおよび(ii) 当該<b>固定金利支払人計算期間</b>のうち閏年以外の部分の実日数を 365 で除したものを合計する。)</p>

<sup>51</sup> 2003 年 5 月追加条項 IV 条により修正。

		<p>(b) コンファメーションに「Actual/365(Fixed)」と指定される場合、支払が行われる<b>固定金利支払人計算期間</b>の実日数を 365 で除する。</p> <p>(c) コンファメーションに「Actual/360」「Act/360」「A/360」と指定される場合、支払が行われる<b>固定金利支払人計算期間</b>の実日数を 360 で除する。</p> <p>(d) コンファメーションに「30/360」または「Bond Basis」と指定される場合、支払が行われる<b>固定金利支払人計算期間</b>の日数を 360 で除する（日数は 30 日を 1 ヶ月とし、その 12 倍の 360 日を 1 年の基準とする。但し、(i) <b>固定金利支払人計算期間</b>の最後の日が、31 日に当たるが、当該<b>固定金利支払人計算期間</b>の最初の日が月の 30 日にも 31 日にも当たらない場合、最後の日を含む月は、30 日に短縮されないものとされ、また(ii) <b>固定金利支払人計算期間</b>の最後の日が 2 月の最後の日の場合、2 月は 30 日に延長されない。)</p> <p>(e) コンファメーションに「30E/360」または「Eurobond Basis」と指定される場合、支払が行われる<b>固定金利支払人計算期間</b>の日数を 360 で除する（<b>固定金利支払人計算期間</b>の最初の日または最後の日にかかわらず、日数は 30 日を 1 ヶ月とし、その 12 倍の 360 日を 1 年の基準とする。但し、最後の<b>固定金利支払人計算期間</b>の最後の日が 2 月の最後の日であった場合には、かかる 2 月は 30 日に延長されない。)</p> <p>(f) クレジットデリバティブ取引に関し、「Actual/365」、「Actual/Actual」、「Actual/365(Fixed)」、「Actual/360」、「Act/360」、「A/360」、「30/360」、「Bond Basis」、「30E/360」および「Eurobond Basis」のいずれも指定がない場合には、<b>固定金利日数計算式</b>は、「Actual/360」とする。</p>
Relating Fixed Rate Payer Payments to Fixed Rate Payer Calculation Periods (固定金利支払人支払と固定金利支払人計算期間の関係)	5. 4	<b>固定金額</b> が <b>固定金利支払人計算期間</b> を参照することにより計算される場合、関連する <b>コンファメーション</b> に別段の規定がない限り、 <b>固定金利支払人支払日</b> に適用される <b>固定金額</b> は当該 <b>固定金利支払人支払日</b> に該当する（または最も近い時間の） <b>固定金利支払人計算期間最終日</b> （当日を含まない。）に終了する <b>固定金利支払人計算期間</b> または最終の <b>固定金利支払人計算期間</b> の場合、 <b>予定終了日</b> と <b>事由発生決定日</b> のいずれか早い方の日（当日を含む）に終了する <b>固定金利支払人計算期間</b> を参照することにより計算される。
<u>Initial Payment (インシヤルペイメント)</u>	5. 5 <sup>52</sup>	<u>関連するコンファメーションに、インシヤルペイメント支払人およびインシヤルペイメント金額が指定されている場合、インシヤルペイメント支払人は、他方当事者に対して、インシヤルペイメント支払日にインシヤルペイメント金額相当額を支払うものとする。</u>
<u>Initial Payment Payer (インシヤルペイメント支払人)</u>	5. 6 <sup>53</sup>	<u>「インシヤルペイメント支払人」とは、関連するコンファメーションにおいてそのように指定された当事者をいう。</u>

<sup>52</sup> [2009 年 7 月追加条項 V.1 条により追加。](#)

<sup>53</sup> [2009 年 7 月追加条項 V.2 条により追加。](#)

<u>Initial Payment Amount</u> (イニシャルペイメント金額)	5. 7 <sup>54</sup>	<u>「イニシャルペイメント金額」とは、関連するコンファメーションにおいてそのように指定された金額をいう。</u>
<u>Initiap Payment Date</u> (イニシャルペイメント支払日)	5. 8 <sup>55</sup>	<u>「イニシャルペイメント支払日」とは、関連するコンファメーションにおいてそのように指定された日、または、そのような日が指定されていない場合、取引日の3営業日後の日をいう。</u>
第6章 決済に関わる条項		
Settlement Method (決済方法)	6. 1 <sup>56</sup>	<u>「決済方法」とは、<del>クレジットデリバティブ取引に関して、</del>(a) <u>関連するコンファメーションに決済方法として「入札決済」が指定されている場合には、入札決済を意味し、(b) 関連するコンファメーションに決済方法として「現金決済」が指定されている場合と規定され、</u>またはその適用があるとみなされる場合には、現金決済をいい、(bc) 関連するコンファメーションに<u>決済方法として「現物決済」が指定されている場合には、と規定される場合には現物決済をいう。</u></u>
Settlement Date (決済日)	6. 2 <sup>57</sup>	<u>「決済日」とは、適用のある入札決済日、現金決済日または現物決済日をいう。</u>
Settlement Currency (決済通貨)	6. 3	<u>「決済通貨」とは、関連するコンファメーションに特定される通貨を意味し、特定がない場合、変動金利支払人計算金額の単位通貨をいう。</u>
<u>Fallback Settlement Method</u> (代替決済方法)	6. 4 <sup>58</sup>	<u>「代替決済方法」とは、関連するコンファメーションにおいて決済方法として「入札決済」が指定されているクレジットデリバティブ取引について、関連するコンファメーションにおいて代替決済方法として「現金決済」が指定されている場合は、現金決済を意味し、それ以外の場合は現物決済を意味する。</u>
<u>Settlement Suspension</u> (決済の停止)	6. 5 <sup>59</sup>	<u>1. 8 条(a) (i)に従った事由発生決定日の決定の後、現物決済日（または適用がある場合には評価日）前に、1. 24 条(a)および(b)に定める事項を決議するためにクレジットデリバティブ決定委員会を開催する条件が DC ルールに従って満たされた旨 ISDA が公表した場合、3. 2 条(c)、3. 4 条、7. 2 条、7. 8 条、8. 1 条および8. 6 条またはその他の本定義集の決済に関する規定における時期に関する要件は、その後、関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、(a) 1. 24 条(a)および(b)に定める事項、または(b)かかる事項について決定をしないことを決議した旨 ISDA が公表する時まで猶予され、かつ停止される。かかる停止期間、各当事者は関連するクレジットデリバティブ取引のいずれの決済に関しても、なんらの行為も行ふ義務を負わず、権利も有しない。関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、(a) 1. 24 条(a)および(b)に定める事項、または(b)かかる事項について決定をしないことを決議した場合、それまで猶予され、または停止されていた3. 2 条(c)、3. 4 条、7. 2 条、7. 8 条、8. 1 条および8. 6 条ま</u>

<sup>54</sup> 2009年7月追加条項 V. 3 条により追加。

<sup>55</sup> 2009年7月追加条項 V. 4 条により追加。

<sup>56</sup> 2009年7月追加条項 VI. 1 条により修正。

<sup>57</sup> 2009年7月追加条項 VI. 2 条により修正。

<sup>58</sup> 2009年7月追加条項 VI. 3 条により追加。

<sup>59</sup> 2009年7月追加条項 VI. 4 条により追加。

		<u>たはその他の本定義集の決済に関する規定における時期に関する要件は、かかる ISDA による公表の翌営業日において再び効果を取り戻すものとする。なお、本 6.5 条に基づく猶予または停止の効果がいつ生じたかにかかわらず、各当事者は当該翌営業日の 1 日間は、かかる効果を取り戻したことの恩恵を受けることができるものとする。</u>
第 7 章 現金決済に関わる条件		
Cash Settlement (現金決済)	7.1	クレジットデリバティブ取引について現金決済が指定され、または、9.3、9.4、9.5 もしくは 9.6 条のいずれかに従い適用されるとみなされる場合、売り手は 3.1 条に従い、現金決済日に買い手に対して現金決済金額を支払うものとする。
Cash Settlement Date (現金決済日)	7.2 <sup>60</sup>	「現金決済日」とは、(a) 関連するコンファメーションに現金決済金額が特定されていない場合、 <u>6.5 条の適用を条件として、最終価格</u> の計算後コンファメーションに特定される営業日日数（または、営業日日数の特定がない場合、3 営業日）経過後の日を意味し、(b) コンファメーションに現金決済金額または最終価格が特定される場合、 <u>6.5 条の適用を条件として、すべての決済条件が充足された後（または 12.1 条(a) または(b) に基づき「現金決済」が代替決済方法として適用される場合であって、より遅い日となる場合には、入札中止日後または入札不実施発表日後）</u> コンファメーションに特定される営業日日数（営業日日数の特定がない場合、3 営業日）経過後の日をいう。現金決済日をもって終了日とする。
Cash Settlement Amount (現金決済金額)	7.3	「現金決済金額」とは、関連するコンファメーションで特定される金額を意味し、金額の特定がない場合には、(a) (i) 変動金利支払人計算金額に、(ii) 参照価格から最終価格を引いた値を乗じた金額と、(b) ゼロのいずれか大きい金額をいう。
Final Price (最終価格)	7.4	「最終価格」とは、指定された評価方法に従い決定された参照債務の価格であり、百分率により表示される。カルキュレーション・エージェントは、評価日にすべてのクォーターションを取得した後実務上可能な限り速やかに、最終価格の計算に関連して取得した各クォーターションを当事者に書面により通知し、最終価格の計算を示す計算式を当事者に書面により提供するものとする。
Valuation Method (評価方法)	7.5(a)	単一の参照債務を有し評価日が 1 回であるクレジットデリバティブ取引について、関連するコンファメーションには、下記の評価方法を指定できる。  (i) 「市場値」とは、評価日にカルキュレーション・エージェントが決定した市場価値をいう。  (ii) 「高値」とは、評価日にカルキュレーション・エージェントが取得した（または 7.7 条(b) に従い取得された）最も高いクォーターションをいう。  関連するコンファメーションに評価方法の指定がない場合、評価方法は高値とする。

<sup>60</sup> 2009 年 7 月追加条項 VII.1 条により修正。

7.5(b)	<p>単一の<b>参照債務</b>を有し<b>評価日</b>が複数回ある<b>クレジットデリバティブ取引</b>について、関連する<b>コンファメーション</b>には、下記の<b>評価方法</b>を指定できる。</p> <p>(i) 「<b>平均市場値</b>」とは、各<b>評価日</b>について<b>カルキュレーション・エージェント</b>が決定した<b>市場価値</b>の単純算術平均をいう。</p> <p>(ii) 「<b>高値</b>」とは、当該<b>評価日</b>に<b>カルキュレーション・エージェント</b>が取得した（または7.7条(b)に従い取得された）最も高い<b>クォーターション</b>をいう。</p> <p>(iii) 「<b>平均高値</b>」とは、各<b>評価日</b>について、<b>カルキュレーション・エージェント</b>が取得した（または7.7条(b)に従い取得された）最も高い<b>クォーターション</b>の単純算術平均をいう。</p> <p>関連する<b>コンファメーション</b>に<b>評価方法</b>の指定がない場合、<b>評価方法</b>は<b>平均高値</b>とする。</p>
7.5(c)	<p>複数の<b>参照債務</b>を有し<b>評価日</b>が1回である<b>クレジットデリバティブ取引</b>について、関連する<b>コンファメーション</b>には、下記の<b>評価方法</b>を指定できる。</p> <p>(i) 「<b>混合市場値</b>」とは、<b>評価日</b>について<b>カルキュレーション・エージェント</b>が決定した各<b>参照債務</b>の<b>市場価値</b>の単純算術平均をいう。</p> <p>(ii) 「<b>混合高値</b>」とは、<b>評価日</b>について、<b>カルキュレーション・エージェント</b>が取得した（または7.7条(b)に従い取得された）各<b>参照債務</b>に関する最も高い<b>クォーターション</b>の単純算術平均をいう。</p> <p>関連する<b>コンファメーション</b>に<b>評価方法</b>の指定がない場合、<b>評価方法</b>は<b>混合高値</b>とする。</p>
7.5(d)	<p>複数の<b>参照債務</b>を有し<b>評価日</b>が複数回ある<b>クレジットデリバティブ取引</b>について、関連する<b>コンファメーション</b>には、下記の<b>評価方法</b>を指定できる。</p> <p>(i) 「<b>平均混合市場値</b>」とは、<b>混合市場値</b>の<b>評価方法</b>に従い各<b>評価日</b>について<b>カルキュレーション・エージェント</b>が決定した<b>価格</b>を使用し、各<b>評価日</b>について決定された<b>価格</b>の単純算術平均をいう。</p> <p>(ii) 「<b>平均混合高値</b>」とは、<b>混合高値</b>の<b>評価方法</b>に従い各<b>評価日</b>について<b>カルキュレーション・エージェント</b>が決定した<b>価格</b>を使用し、各<b>評価日</b>について決定された<b>価格</b>の単純算術平均をいう。</p> <p>関連する<b>コンファメーション</b>に<b>評価方法</b>の指定がない場合、<b>評価方法</b>は<b>平均混合高値</b>とする。</p>

	7.5(e)	7.5 条(a)から(d)までの規定にかかわらず、クォーテーションが加重平均クォーテーションを含むか、フル・クォーテーションが2件未満しか得られない場合、評価方法は、市場値、平均市場値、混合市場値または平均混合市場値とする。
Market Value (市場価値)	7.6	<p>「市場価値」とは評価日における参照債務に関し、以下を意味する。</p> <p>(a) 3件より多いフル・クォーテーションが取得された場合、その最高値と最低値を除外した残りのフル・クォーテーションの単純平均（同一の最高値または最低値をつけたフル・クォーテーションを含む場合、そのうち1件を除外する。）。</p> <p>(b) 3件のフル・クォーテーションが取得された場合、その最高値と最低値を除外した残りのフル・クォーテーション（同一の最高値または最低値をつけたフル・クォーテーションを含む場合、そのうち1件を除外する。）。</p> <p>(c) 2件のフル・クォーテーションが取得された場合、その2件のフル・クォーテーションの算術平均。</p> <p>(d) 2件未満のフル・クォーテーションしか得られず、かつ、加重平均クォーテーションが取得された場合、かかる加重平均クォーテーション。</p> <p>(e) 2件未満のフル・クォーテーションしか得られず、かつ、加重平均クォーテーションも得られない場合、下記7.7条(b)の規定に従い、2件以上のフル・クォーテーションまたは1件の加重平均クォーテーションが取得された最初の営業日にカルキュレーション・エージェントが決定する金額。</p> <p>(f) 2件以上のフル・クォーテーションまたは1件の加重平均クォーテーションが、7.7条(b)所定の5営業日以内に取得されなかった場合、7.7条(b)の規定に従い市場価値が決定される。</p>
Quotation (クォーテーション)	7.7	<p>「クォーテーション」とは、評価日について百分率により表示される各フル・クォーテーションおよび加重平均クォーテーションであり、以下の方法により取得されるものをいう。</p> <p>(a) カルキュレーション・エージェントは、各評価日に5社以上のディーラーからフル・クォーテーションの取得を試みる。カルキュレーション・エージェントが評価日から3営業日以内に同一の営業日において2件以上のフル・クォーテーションを取得できない場合、カルキュレーション・エージェントは、翌営業日（および、必要なら評価日の10営業日目までの各営業日）に、5社以上のディーラーからフル・クォーテーションの取得を試み、2件以上のフル・クォーテーションが取得できない場合には、加重平均クォーテーションの取得を試みる。</p> <p>(b) カルキュレーション・エージェントがクレジットデリバティブ取引の当事者で、当該評価日から10営業日が経過するまでに同一の営業日において2件以上のフル・クォーテーションまたは1件の加重平均クォーテーションを取得できない場合、カルキュレーション・エージェントではない方の当</p>

事者が5社以上のディーラーからフル・クォーターションの取得を試みる  
ことができ、2件以上のフル・クォーターションを取得できない場合には、  
加重平均クォーターションの取得を試みる。

かかる当事者が前述の10営業日経過後5営業日以内に同一の営業日におい  
て2件以上のフル・クォーターションまたは1件の加重平均クォーターシ  
ョンを取得することができた場合、カルキュレーション・エージェントは  
それらのフル・クォーターションまたは加重平均クォーターションを用い、  
指定された評価方法に従って最終価格を決定する。

かかる当事者が前述の5営業日以内に同一の営業日において2件以上のフ  
ル・クォーターションまたは1件の加重平均クォーターションを取得する  
ことができない場合、当該5営業日目の評価時間においてディーラーから  
取得したフル・クォーターションをクォーターションとみなし、フル・ク  
ォーターションをひとつも取得できなかった場合には、当該5営業日目の  
評価時間においてディーラーから取得した参照債務のファーム・クォーテ  
ーション（クォーターション金額のうち、クォーターションが取得された  
部分の合計に関して）の加重平均額とする。尚、クォーターション金額の  
うち当該日においてファーム・クォーターションを取得できなかった残高  
については、クォーターションをゼロとみなすものとする。

カルキュレーション・エージェントが第三者であり、当該評価日より10  
営業日目までに同一の営業日において2件以上のフル・クォーターション  
または1件の加重平均クォーターションを取得することができない場合、  
買い手および売り手は、各々5社以上のディーラーからフル・クォーテ  
ーションの取得を試みることができ、2件以上のフル・クォーターションを  
取得できない場合には、加重平均クォーターションの取得を試みる。一方  
または双方の当事者が前述の5営業日以内に同一の営業日において2件以  
上のフル・クォーターションまたは1件の加重平均クォーターションを取  
得することができた場合、カルキュレーション・エージェントはそれら  
すべてのフル・クォーターションまたは加重平均クォーターションを用い、  
指定された評価方法に従って最終価格を決定する。両当事者が、両者の間  
で前述の5営業日以内に同一の営業日における2件以上のフル・クォーテ  
ーションまたは1件の加重平均クォーターションを取得することができな  
い場合、当該5営業日目の評価時刻においてディーラーから参照債務のフ  
ーム・クォーターションが取得されたクォーターション金額部分の合計  
額に関しては、かかるファームクォーターションの加重平均額とする。尚、  
クォーターション金額のうち当該日においてファーム・クォーターシ  
ョンを取得できなかった残高については、クォーターションをゼロとみなす  
ものとする。

- (c) (i)クォーターションについて「経過利息を含む」とコンファメーションに  
指定された場合、当該クォーターションは未払経過利息を含むものとし、  
(ii)クォーターションについて「経過利息を含まない」とコンファメーシ  
ョンに指定された場合、当該クォーターションは未払経過利息を含まない  
ものとし、(iii)クォーターションについて「経過利息を含む」および「経  
過利息を含まない」のいずれもコンファメーションに指定がない場合、カ  
ルキュレーション・エージェントは、当事者と協議の上、当該時点におけ

		<p>る当該参照債務の市場における市場慣行に従い、かかるクォーテーションが未払経過利息を含むべきか否かを決定するものとする。すべてのクォーテーションはかかる指定または決定に従って取得されるものとする。</p> <p>(d) 償還金通増債務について取得されたクォーテーションが、当該債務の満期時に償還される金額に対する百分率で表示される場合、最終価格を決定する目的において残存元本金額 (8.7 条(a) (i) で定義されている) に対する百分率として当該クォーテーションを扱うものとする。</p>
Valuation Date (評価日)	7.8 <sup>61</sup>	<p>「評価日」とは、(a) 関連するコンファメーションに「単一評価日」と指定される場合、<u>6.5 条の適用を条件として、すべての決済条件が充足された後、関連するコンファメーションに特定される日数の営業日 (かかる営業日の日数の特定がない場合には、5 営業日) が経過した後の日、<del>あるいはかかる営業日数の規定がない場合には、5 営業日経過後の日</del> (または 12.1 条(a) または (b) に基づき「現金決済」が代替決済方法として適用される場合、入札中止日もしくは関連する入札不実施発表日の後、関連するコンファメーションに特定される日数の営業日 (かかる営業日の日数の特定がない場合には、5 営業日) 後の日)</u> を意味し、(b) 関連するコンファメーションに「複数評価日」と指定される場合、下記の日をいう。</p> <p>(i) <u>6.5 条の適用を条件として、すべての決済条件が充足された後、関連するコンファメーションに特定される日数の営業日 (かかる営業日の日数の特定がない場合には、5 営業日) が経過した後の日、<del>(あるいは、営業日数の規定がない場合には、5 営業日が経過した日)</del> (または 12.1 条(a) または (b) に基づき「現金決済」が代替決済方法として適用される場合、入札中止日もしくは関連する入札不実施発表日の後、関連するコンファメーションに特定される日数の営業日 (かかる営業日の日数の特定がない場合には、5 営業日) 後の日)</u>。</p> <p>(ii) カルキュレーション・エージェントが直前の評価日に関する市場価値を取得した日以降で、コンファメーションに特定される日数の営業日 (あるいは営業日数の特定がない場合には、5 営業日) が経過した各該当日。</p> <p>複数評価日が指定される場合、評価日の合計数は関連するコンファメーションに特定される評価日の数と等しいものとする (評価日数の特定がない場合には、5 評価日)。</p> <p>関連するコンファメーションに単一評価日も複数評価日も指定がない場合には、単一評価日が適用される。</p>
Quotation Method (クォーテーション方法)	7.9	<p>下記の用語を参照することにより、関連するコンファメーションにおいて適用されるクォーテーション方法を指定できる。</p> <p>(a) 「買値」(Bid) とは、ディーラーにビッド・サイドのクォーテーションのみを要求することを指す。</p>

<sup>61</sup> 2009 年 7 月追加条項 VII.2 条及び VII.3 条により修正。



		<p>(b) 「<b>売値</b>」(Offer)とは、<b>ディーラー</b>に<b>オファー・サイド</b>の<b>クォーテーション</b>のみを要求することを指す。</p> <p>(c) 「<b>仲値</b>」(Mid-market)とは、<b>ディーラー</b>に<b>ビッドとオファー</b>の両<b>サイド</b>の<b>クォーテーション</b>を要求し、当該<b>ディーラー</b>の<b>クォーテーション</b>を決定する目的においてかかる<b>ビッド・サイド</b>の<b>クォーテーション</b>と<b>オファー・サイド</b>の<b>クォーテーション</b>の<b>単純平均</b>を使用することを指す。</p> <p>関連する<b>コンファメーション</b>に<b>クォーテーション方法</b>の指定がない場合には、<b>買値</b>を適用する。</p>
Full Quotation (フル・クォーテーション)	7.10	「 <b>フル・クォーテーション</b> 」とは、 <b>クォーテーション金額</b> と同額の <b>残存元本金額</b> を有する <b>参照債務</b> の金額について、 <b>クォーテーション方法</b> に従い、合理的に実行可能な方法で <b>評価時間</b> に <b>ディーラー</b> から取得した、 <b>ファーム・クォーテーション</b> をいう。
Weighted Average Quotation (加重平均クォーテーション)	7.11	「 <b>加重平均クォーテーション</b> 」とは、入手可能な最大の金額であるが、 <b>クォーテーション金額</b> よりも少なく（但し、 <b>最低クォーテーション金額</b> と等しいか、 <b>最低クォーテーション金額</b> に等しい <b>クォーテーション</b> が入手できない場合には、 <b>最低クォーテーション金額</b> に実行可能な限り近似する金額の） <b>残存元本金額</b> を有する <b>参照債務</b> の金額について、 <b>クォーテーション方法</b> に従い、合理的に実行可能な限度において <b>評価時間</b> に <b>ディーラー</b> から取得した <b>ファーム・クォーテーション</b> の加重平均であり、その合計額が <b>クォーテーション金額</b> とほぼ同額となるものをいう。
Quotation Amount (クォーテーション金額)	7.12	「 <b>クォーテーション金額</b> 」とは、関連する <b>コンファメーション</b> に特定される金額（ある通貨建ての金額または <b>代表金額</b> を参照することにより特定することができる。）または、金額が特定されない場合には、 <b>変動金利支払人計算金額</b> （いずれの場合についても、関係する <b>クォーテーション</b> が取得される時点において有効な為替交換レートを参照して、商業的に合理的な方法に従い <b>カルキュレーション・エージェント</b> により換算される <b>オブリゲーション通貨</b> による相当額）をいう。
Minimum Quotation Amount (最低クォーテーション金額)	7.13	「 <b>最低クォーテーション金額</b> 」とは、関連する <b>コンファメーション</b> に特定される金額（または、 <b>オブリゲーション通貨</b> による相当額）をいう。金額の特定がない場合には、(a)USD1,000,000（または、 <b>オブリゲーション通貨</b> による相当額）および(b) <b>クォーテーション金額</b> のいずれか低い方をいう。
Valuation Time (評価時間)	7.14	「 <b>評価時間</b> 」とは、関連する <b>コンファメーション</b> に特定される時刻、あるいは特定のない場合には、 <b>参照債務</b> の主要な取引市場における午前11時をいう。
Dealer (ディーラー)	7.15	「 <b>ディーラー</b> 」とは、 <b>クォーテーション</b> を取得しようとしている <b>オブリゲーション</b> と同じタイプの債務の <b>ディーラー</b> （関連する <b>コンファメーション</b> において別段の定めがない限り、各当事者、あるいは当事者の <b>関係会社</b> を除く。）を意味し、関連する <b>コンファメーション</b> に特定される各 <b>ディーラー</b> を含む。 <b>コンファメーション</b> に <b>ディーラー</b> の特定がない場合、 <b>カルキュレーション・エージェント</b> は、当事者と協議の上で <b>ディーラー</b> を選定するものとする。但し、9.9条の場合には、 <b>売り手</b> は、誠実に商業的に合理的な方法で <b>ディーラー</b> を選定するも

		のとする。ディーラーが（後継者なしに）存在しなくなり、あるいはクォーテーションを取得しようとしている種類の債務について活発なディーラーではなくなった場合、カルキュレーション・エージェントは当事者と協議の上、当該ディーラーを他のディーラーと交替させることができる。
Representative Amount (代表金額)	7.16	「代表金額」とは、当該市場の当該時刻における一取引の代表的な単位金額をいい、当事者と協議の上、カルキュレーション・エージェントによって決定される。
第8章 現物決済に関わる条件		
Physical Settlement (現物決済)	8.1 <sup>62</sup>	<p><u>クレジットデリバティブ取引について関連するコンファメーションにおいて決済方法として「現物決済」が指定されている場合（または、12.1条に基づき、代替決済方法として現物決済が適用される場合）、と規定される場合、</u>買い手は、3.1条、6.5条および9.2条(c)(i)の適用を条件として、現物決済日以前に売り手に対して、現物決済通知<u>または適用ある場合には現物決済修正通知</u>に特定される引渡可能債務を引渡し、売り手は買い手に対して買い手が引渡した引渡可能債務に対応する現物決済金額を支払うものとする。買い手が現物決済通知<u>または適用ある場合には現物決済修正通知</u>に特定される引渡可能債務を超える金額の引渡可能債務を引渡した場合、売り手は、現物決済通知<u>または適用ある場合には現物決済修正通知</u>に特定される引渡可能債務に対応する現物決済金額を超えて支払う義務はない。上記について、買い手の引渡および売り手の支払は、引渡日において引渡可能債務に適用される市場慣行に従って行われる。</p> <p>買い手は、(a)(i)引渡可能債務が借入債務である場合は、残存元本金額（関連するコンファメーションに「経過利息を含む」と指定されている場合には未払経過利息（当事者と協議の後、カルキュレーション・エージェントにより決定されたもの）を含み、関連するコンファメーションに「経過利息を含まない」と指定されている場合には未払経過利息を含まず、関連するコンファメーションに「経過利息を含む」「経過利息を含まない」のいずれも指定がない場合には未払経過利息を含まない。）が引渡日において総額で<u>現物決済金額変動金利支払人計算金額</u>に等しい引渡可能債務、(ii)引渡可能債務が借入債務以外である場合は、<u>期限到来金額</u>が引渡日において総額で<u>現物決済金額変動金利支払人計算金額</u>に等しい引渡可能債務（または、(ia)(ii)いずれの場合も当該金額の<u>他通貨相当金額</u>）を引渡すものとする。但し、買い手は、(i)未払元本金額（その適用関係に応じて、未払経過利息を含み、または含まない。）または<u>期限到来金額のうち、適用のある金額（または、当該金額の他通貨相当金額）の総額が、引渡日において、変動金利支払人計算金額を超える引渡可能債務を引渡すことができ、その場合、売り手は現物決済金額を超える金額を買い手に支払う義務を負わないものとし、または、(ii)未払元本金額（その適用関係に応じて、未払経過利息を含み、または含まない。）または期限到来金額のうち、適用のある金額（または、当該金額の他通貨相当金額）の総額が、引渡日において、変動金利支払人計算金額未満の引渡可能債務を引渡すことができ、その場合、売り手は、9.2条(c)(ii)の適用を条件として、引渡された引渡可能債務に相当する現物決済金額の按分額を超えて支払う義務を負わないものとする。</u></p> <p>ある債務がその条件に従い、ある事由または状況が発生したかまたは発生しな</p>

<sup>62</sup> 2009年7月追加条項 VIII.1条及び XIV条により修正。

		<p>かったことにより、引渡日における残存元本金額を超える金額を支払う義務を表章または予定する場合には、当該債務の残存元本金額には、当該事由または状況の発生または不発生により付加的に支払うこととなる金額は含まれないものとする。</p>
Deliver (引渡す)	8. 2 <sup>63</sup>	<p>「引渡す」とは、<u>現物決済通知または適用ある場合には現物決済修正通知</u>に特定された引渡可能債務に関するすべての権利、権限、および利益を先取特権、担保権、請求権その他の負担による制限（参照組織または、該当する場合には、原債務者による反対請求権、抗弁権（4.1条(a)から(d)に規定されている事由に基づく反対請求権または抗弁権を除く。）および相殺権の行使を含むがこれらに限られない。）が何ら付されることなく譲渡するために、当該引渡可能債務の決済慣行（すべての必要な契約書類の作成およびその他の必要な行為を含む。）に従って、引渡し、更改し、移転し（適格保証の場合には適格保証の利益の移転を含む。）、譲渡し、または売却することをいう。但し、引渡可能債務が直接ローンパーティシペーションにより構成される限度において、「引渡す」とは、売り手のためにパーティシペーションを付与し、または生じさせることをいい、また引渡可能債務が適格保証により構成される範囲において、「引渡す」とは、適格保証および原オブリゲーションの双方を引渡すことをいう。「引渡」および「引渡された」も同様に解釈される。ローンの場合の引渡は、当該時点にかかるローンの引渡を行う市場において慣習的に用いられている契約書類と実質的に同じ形式の契約書類を使用することにより有効に行われる。<u>上記にかかわらず、ローンの場合、買い手および売り手は、関連するクレジットデリバティブ取引の決済のために、関連するクレジットデリバティブ決定委員会によって、当該時点にかかるローンの引渡を行う市場において慣習的に用いられている契約書類を構成すると決議された契約書類の規定（かかる規定は、関連するクレジットデリバティブ決定委員会が決議により、その目的のために認めた市場における勧告を含むものとみなされる。）に従うことに同意する。かかる契約書類は、本条に定める両当事者の引渡義務および支払義務と整合性のあるものとし、関連するクレジットデリバティブ決定委員会が適当であると決議した限度で修正されることがある。買い手および売り手は、かかる契約書類の規定にそれぞれが遵守することは、本8.2条が定める「引渡」のために必要であると共に、（かかる契約書類に、有効な「引渡」がどのように行われるのかを定めた規定がある限りにおいて）かかる遵守が、更なる行為を必要とすることなく「引渡」を構成することに合意する。また、買い手および売り手は、かかる契約書類に別段の定めがない限り、9.2条(c)(i)、(v)または(vi)に基づくいかなる行為も他方当事者に要求することは許されず、かつ、かかる行為を行う必要がないことに合意する。</u></p>
Delivery Date (引渡日)	8. 3	<p>「引渡日」とは、引渡可能債務について、当該引渡可能債務が引渡される日をいう。</p>
Physical Settlement Date (現物決済日)	8. 4 <sup>64</sup>	<p>「現物決済日」とは、適用のある決済条件がすべて充足された後に発生する現物決済期間のうち最長の期間の最終日をいう。現物決済通知<u>または適用ある場合には現物決済修正通知</u>に特定される引渡可能債務の全部が現物決済日以前に引渡された場合には、現物決済日を終了日とする。</p>

<sup>63</sup> 2009年7月追加条項 VIII. 2条により修正。

<sup>64</sup> 2009年7月追加条項 XIV条により修正。

Physical Settlement Amount (現物決済金額)	8.5	「現物決済金額」とは、変動金利支払人計算金額に参照価格を乗じたものをいう。
Physical Settlement Period (現物決済期間)	8.6 <sup>65</sup>	「現物決済期間」とは、 <u>6.5 条の適用を条件として</u> 、コンファメーションに特定される営業日数、または、営業日数の特定がない場合には、 <u>現物決済通知または適用ある場合には現物決済修正通知</u> に特定されている引渡可能債務につき、当該引渡可能債務が当該引渡時点の市場慣行に従い決済されるのに要する最大の営業日数をいい、当事者との協議の上カルキュレーション・エージェントが決定する。
Provisions Applicable to Convertible, Exchangeable and Accreting Obligations (転換債務、交換可能債務、償還金逋増債務)	8.7(a)	(i) 償還金逋増債務について「残存元本金額」とは償還金逋増後金額をいう。  (ii) 償還金逋増債務でない交換可能債務について「残存元本金額」とは、当該債務の条件により、その債務が交換可能なエクイティー証券の価値について支払われ得る金額は含まれないものとする。
	8.7(b)	(i) 「償還金逋増後金額」とは、償還金逋増債務について以下の(A)から(B)を差し引いた金額とし、いずれの場合においても、以下のいずれか早い時点において計算するものとする。 (x) 元本金額として請求できる金額を確定させる効果のある事象が発生した日。 (y) 引渡日または適用のある評価日。  (A) 以下の合計額(1)債務の当初発行価格、(2)満期時償還予定金額のうち債務の条件により(もしくは、本条下段の定めに従って)逋増した部分の金額 (B) 当該債務の債務者による現金支払額で、債務の条件によれば、満期時償還予定金額を減少させるもの(但し、上記(A)(2)の金額の算出に当たり考慮されている場合は除く。  <b>償還金逋増後金額は、「経過利息を含む」と指定された場合のみ、定期的に現金で支払われる未払経過利息(当事者と協議の上、カルキュレーション・エージェントが決定したもの)を含むものとする。もし償還金逋増債務が直線法により逋増することとなっている場合、又は、当該債務の最終利回りがその条件に規定されず、黙示的にも示されていない場合、償還金逋増後金額は上記(A)(2)においては、当該債務の最終利回りと同じレートを用いて計算されるものとする。この利回りは、年2回利払いの公社債等をベースとして、当該債務の当初発行価格および満期時償還予定金額を用いて決定するものとし、(x)元本金額として請求できる金額を確定させる効果のある事象が発生した日、(y)引渡日または適用のある評価日、のうちいずれか早い日に決定する。交換可能債務の場合、償還金逋増後金額には当該債務が交換可能なエクイティー証券の価値について、当該債務の条件に従い支払われ得る金額は含まれないものとする。</b>  (ii) 「償還金逋増債務」とは債務(転換債務および交換可能債務を含むがこれ

<sup>65</sup> 2009年7月追加条項 VIII.3 条及び XIV 条により修正。

		<p>に限られない。)のうち、その条件において、期限の利益喪失時に当初発行金額(額面金額と同額であるかどうかを問わない。)と、逡増する予定の追加的金額(当初割引発行によるもの、又は定期的に支払われない利息若しくは元本の経過金額)との合計額が支払われる旨が明示的に規定されているものをいう。尚、(A)当該追加金額の支払いが偶発事由に拠るか、若しくは数式あるいは指標を参照して決定されるかどうか、又は(B)更に定期的に現金でも付利されるかどうか、のいずれも問わないものとする。</p> <p>(iii)「<b>転換債務</b>」とは、債務の全部または一部が、専ら債権者、又は受託者若しくは同様の代理人で当該債務の債権者の利益のためにのみ行為する者の選択により、<b>エクイティー証券</b>(又は、現金決済の選択権が当該債務の発行者にあるか、債権者に(又は債権者の利益のために)あるかにかかわらず、その現金相当額)に転換可能な全ての債務をいう。</p> <p>(iv)「<b>エクイティー証券</b>」とは、以下をいう。</p> <p>(A) <b>転換債務</b>の場合、当該債務の発行者のエクイティー証券(オプションおよびワラントを含む。)、または当該債務発行者のエクイティー証券の預託証券。尚、当該エクイティー証券の保有者に対し、適時分配され、もしくは授与されるいかなる財産をも含むものとする。</p> <p>(B) <b>交換可能債務</b>の場合、当該債務の発行者以外の者のエクイティー証券(オプションおよびワラントを含む。)、または当該債務発行者以外の者のエクイティー証券の預託証券。尚、当該エクイティー証券の保有者に対し、適時分配され、もしくは授与されるいかなる財産をも含むものとする。</p> <p>(v)「<b>交換可能債務</b>」とは、当該債務の全部または一部が専ら債権者、又は受託者若しくは同様の代理人で当該債務の債権者の利益のためにのみ行為する者の選択により、<b>エクイティー証券</b>(又は、現金決済の選択権が当該債務の発行者にあるか、債権者に(もしくは債権者の利益のために)にあるかにかかわらず、その現金相当額)に交換可能な債務をいう。</p>
Due and Payable Amount (期限到来金額)	8. 8	<p>「<b>期限到来金額</b>」とは、期限の利益喪失、満期の到来、解約その他理由を問わず、<b>引渡日</b>において、<b>引渡可能債務</b>の条件に基づき期限が到来している金額をいう(遅延金利、補償金、租税に関するグロスアップ金額その他類似の金額を除く。)</p>
Currency Amount (他通貨相当金額)	8. 9 <sup>66</sup>	<p>「<b>他通貨相当金額</b>」とは、<u>(a) 決済通貨以外の通貨建て現物決済通知に指定された引渡可能債務については、通貨レートを参照して決定される為替レートを</u>用いて<b>決済通貨</b>に換算された金額をいい、<u>(b) 現物決済修正通知に指定された入替新引渡可能債務については、(存在する場合には)通貨レートおよび当該クレジットデリバティブ取引の一部について各現物決済修正通知に指定された各入替旧引渡可能債務未払残高を関連する入替新引渡可能債務が表示される通貨に換算するために利用した修正通貨レートを参照して決定される為替レートを</u>用いて<b>決済通貨</b>に換算された(または、<b>決済通貨</b>に換算しなおした)金額表示される金額につき、<del>本定義集で他通貨相当金額を参照して決定されると規定されている場合に、通貨レートを</del>用いて<b>関連する決済通貨に換算された金額</b>を</p>

<sup>66</sup> 2009年7月追加条項VIII.4条により修正。

		いう。
Currency Rate (通貨レート)	8.10 <sup>67</sup>	<p>「通貨レート」とは、<u>(a) 現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に指定された引渡可能債務について、決済通貨と当該引渡可能債務の未払残高が表示されている通貨との間の為替レートであって、(i) 次回通貨確定時点における通貨レート情報源を参照して決定されるもの、または(ii) かかる時点においてかかるレートが入手できない場合、カルキュレーション・エージェントが当事者と協議の上、商業的に合理的な方法により決定するものをいい、または(b) 現物決済修正通知に指定された入替新引渡可能債務については、修正通貨レートをいう。以下を意味する。</u></p> <p><del>引渡可能債務の通貨を決済通貨に変換するためのレートであり、以下を参照することによりカルキュレーション・エージェントが決定する。</del></p> <p><del>(i) 決済通貨が米ドルの場合、現物決済通知が有効になった日（現物決済日までに現物決済通知が変更されたときは、かかる変更の最終の通知が有効となった日）の（NY 時間）午前 10 時にロイター FEDSPOT ページに表示されるニューヨーク連銀の中間レート、または、当事者と協議の上カルキュレーション・エージェントが商業的に合理的な他の方法により決定するレート。</del></p> <p><del>(ii) 決済通貨がユーロの場合、現物決済通知が有効になった日（現物決済日までに現物決済通知が変更されたときは、かかる変更の最終の通知が有効となった日）の（ロンドン時間）午後 12 時にロイター EUROFX/1 に表示される平均価格、または、当事者と協議の上カルキュレーション・エージェントが商業的に合理的な他の方法により決定するレート。</del></p> <p><del>(b) 決済通貨が米ドルかユーロではない場合、カルキュレーション・エージェントが当事者と協議の上、商業的に合理的な方法により決定するレートをいう。現物決済通知において規定された引渡可能債務の詳細に関する誤謬または矛盾の訂正は、8.10 条の関係上は変更には該当しない。</del></p>
Escrow (エスクロー)	8.11(a)	<p>「エスクロー」とは、コンファメーションにおいて適用ありと指定される場合には、各当事者がエスクロー代理人を介して現物決済を行うよう要求できることをいう。エスクローの取決めの設定に要した諸費用は、かかる要求をした当事者が負担する。</p>
	8.11(b)	<p>当事者が、エスクロー代理人を介して現物決済を行うことを要求した場合、当事者によるエスクロー代理人への引渡は、現物決済の期限までに、あたかもエスクロー代理人が存在しないかのように行われなければならない。</p>
		<p>「エスクロー代理人」とは、コンファメーションにおいてクレジットデリバティブ取引の当事者が指定した金融機関（かかる指定のない場合には、エスクロー取決めの条件に従い、現物決済日までに買い手が指定する独立した第三者の金融機関）をいう。</p>

<sup>67</sup> 2009 年 7 月追加条項 VIII.5 条により修正。

<u>Revised Currency Rate</u> (修正通貨レート)	8. 12 <sup>68</sup>	「 <u>修正通貨レート</u> 」とは、 <u>現物決済修正通知</u> に指定された入替新引渡可能債務について、 <u>入替旧引渡可能債務未払残高</u> が表示されている通貨と、当該入替新引渡可能債務の未払残高が表示されている通貨との間の為替レートであって、 <u>(a) 次回通貨確定時点における通貨レート情報源</u> を参照して決定されるもの、または <u>(b) かかる時点においてかかるレートが入手できない場合、カルキュレーション・エージェント</u> が当事者と協議の上、 <u>商業的に合理的な方法</u> により決定するものをいう。
<u>Next Currency Fixing Time</u> (次回通貨確定時点)	8. 13 <sup>69</sup>	「 <u>次回通貨確定時点</u> 」とは、 <u>現物決済通知</u> または（適用ある場合には） <u>現物決済修正通知</u> が有効となった日の直後のロンドン営業日の午後4時（ロンドン時間）をいう。
<u>Currency Rate Source</u> (通貨レート情報源)	8. 14 <sup>70</sup>	「 <u>通貨レート情報源</u> 」とは、 <u>WM/Reuters</u> により午後4時（ロンドン時間）に公表される為替ミッドレート、または関連する <u>クレジットデリバティブ決定委員会</u> により認められた承継レート情報源をいう。
第9章 当事者の追加的表明および誓約		
Additional Representations and Agreements of the Parties (当事者の追加表明および誓約)	9. 1 (a)	<u>買い手および売り手</u> は、 <u>クレジットデリバティブ取引</u> の取引日において、当該 <u>クレジットデリバティブ取引</u> に関して他方当事者または他方当事者の <u>関係会社</u> のいずれも、 <u>参照組織</u> 、 <u>参照債務</u> 、 <u>オブリゲーション</u> 、 <u>引渡可能債務</u> 、 <u>原債務者</u> または <u>原オブリゲーション</u> に関して自らが依拠する、または依拠することのできる何らの表明も行っていないことを、他方当事者に対して表明したものとみなされる。
	9. 1 (b) <sup>71</sup>	<u>クレジットデリバティブ取引</u> を締結した時点において、 <u>買い手および売り手</u> は、いずれかの当事者が当該 <u>クレジットデリバティブ取引</u> の下で債務を負担し、または負担する可能性がある限りにおいて、各自、他方当事者との間において、以下の事項について誓約したものとみなされる。 <p>(i) 当事者は、3. 1 条の条件が満たされている場合、当事者の<u>参照組織</u>に対するエクスポージャーの有無あるいはその金額にかかわらず、<u>当該クレジットデリバティブ取引に適用される決済方法</u>または<u>12. 1 条に基づき適用がある場合には代替決済方法</u>に従って義務履行する義務を負い、また<u>買い手</u>は、<u>クレジットイベント</u>の発生の結果としていかなる損失も被る必要はなく、または損失の証拠を提供する必要もない。</p> <p>(ii) 当該<u>クレジットデリバティブ取引</u>は、その取引の当事者でない組織についてはいかなる権利義務も生じさせない。</p> <p>(iii) 各当事者およびその<u>関係会社</u>ならびに<u>カルキュレーション・エージェント</u>は、各<u>参照債務</u>、<u>オブリゲーション</u>、<u>引渡可能債務</u>または<u>原オブリゲーション</u>を取引することができ、認められる場合には、<u>参照組織</u>、<u>参照組織</u>の</p>

<sup>68</sup> 2009年7月追加条項 VIII. 6 条により追加。

<sup>69</sup> 2009年7月追加条項 VIII. 7 条により追加。

<sup>70</sup> 2009年7月追加条項 VIII. 8 条により追加。

<sup>71</sup> 2009年7月追加条項 IX. 1 条乃至 IX. 3 条により修正。

		<p>関係会社、原債務者、参照組織ないしは原債務者に関する債務を負うその他の者もしくは組織、または、原債務者から預金を受け入れ、これらに対して貸付を行い、信用を供与し、これらとの間で商業銀行または投資銀行その他の業務に一般的に従事することができ、かつ、かかる行為（クレジットイベントを構成し、もしくは発生させる可能性のある行為を含むがこれに限らない。）が参照組織、原債務者、当該クレジットデリバティブ取引の他方当事者の地位に不利な影響等を与えるか否かにかかわらず、当該クレジットデリバティブ取引が存在しないものとして、かかる業務を行うことができる。</p> <p>(iv) 各当事者およびその各関係会社ならびにカルキュレーション・エージェントは、ここに記述されている関係によるものか否かにかかわらず、取引日またはその後いつでも、参照組織または原債務者に関する情報で、当該クレジットデリバティブ取引にとって重要であるか重要となりうる、一般的に入手可能または他方当事者が知っている可能性のある、あるいはその可能性のない情報を保有することができ、当該クレジットデリバティブ取引は、当該当事者、その関係会社、またはカルキュレーション・エージェントが、他方当事者に対して、かかる関係または情報（機密性のあるものであるか否かを問わない。）を開示する義務を発生させるものではない。</p> <p>(v) 別途秘密保持義務または契約に服し、または、拘束されているものではない限り、当該クレジットデリバティブ取引について他方当事者から何らかの情報を受領する当事者は、当該情報について秘密保持義務を負うことにはならず、当該情報の開示者は、情報受領者が当該情報の機密性に関する法律、または情報開示者が当事者となっている了解事項もしくは契約に違反することにより被る損失、義務、請求、損害、費用その他について補償し、不利益を負わせない。</p> <p><u>(vi) 各当事者は、他方当事者が保有している可能性がある 9.1 条 (b) (iv) に定める情報にかかわらず、また、参照組織、参照組織の関係会社、原債務者、その他参照組織もしくは原債務者に関する債務を負っている者もしくは組織との間の貸付契約その他の契約により、またはその他の理由により、当該他方当事者は、かかる情報を他の当事者に開示すること、または開示することを申し出ることを契約上禁止されている可能性があるにもかかわらず、当該クレジットデリバティブ取引を締結することを決定した。</u></p> <p><u>(vii) いずれの当事者も、当該クレジットデリバティブ取引に関する 9.1 条 (b) (iv) に定める情報の非開示に関連して、他方当事者（または、その役員、取締役、代理人、組合員、構成員、支配組織もしくは従業員）に対して責任を負わず、各当事者は他方当事者（または、その役員、取締役、代理人、組合員、構成員、支配組織もしくは従業員）に対して、適用ある証券関連法その他の理由により取得する可能性のあるいかなる請求権も免除し、放棄する。但し、かかる情報は、本定義集または関連するコンファメーションにおいて当該当事者が表明した事項の真実性または正確性に影響するものではなく、影響してはならない。</u></p>
	9.1(c)	<u>クレジットデリバティブ取引が締結された時点において、買い手および売り手は、以下に同意したものとみなされる。</u>



(i) DC 関連当事者または当該 DC 関連当事者の DC ルールもしくはクレジットデリバティブ入札決済条項（またはその双方）に基づく義務の履行に関連して DC 関連当事者に雇われた弁護士もしくはその他の第三者たる専門家のいずれも、DC ルールもしくはクレジットデリバティブ入札決済条項（またはその双方）に基づき行われた当該 DC 関連当事者の義務の履行、または当該 DC 関連当事者の義務の履行に関連して当該 DC 関連当事者に雇われた弁護士その他の第三者たる専門家によるアドバイスに関して生じた、いかなる損害（直接損害、間接損害、特別損害、結果損害その他いかなる損害であるかを問わない。）についても、その過失の有無を問わず、買い手または売り手に対して責任を負うものではない。但し、当該 DC 関連当事者または弁護士その他の第三者たる専門家に、詐欺または故意があった場合は除く。上記の規定は、DC 関連当事者に、DC ルールもしくはクレジットデリバティブ入札決済条項（またはその双方）に基づく当該 DC 関連当事者の義務の履行に関連して雇われた弁護士その他の第三者たる専門家が、当該 DC 関連当事者に対して責任を負うことを否定するものではない。

(ii) 買い手および売り手は、DC ルールに基づく DC 関連当事者の義務の履行に関連して、DC 関連当事者および当該 DC 関連当事者に雇われた弁護士その他の第三者たる専門家に対して有するあらゆる請求権を、過失の有無を問わず放棄するものとする。但し、当該 DC 関連当事者または弁護士その他の第三者たる専門家に、詐欺または故意があった場合は除く。上記の規定は、DC 関連当事者に、DC ルールもしくはクレジットデリバティブ入札決済条項（またはその双方）に基づく当該 DC 関連当事者の義務の履行に関連して雇われた弁護士その他の第三者たる専門家が、当該 DC 関連当事者に対して責任を負うことを否定するものではない。

(iii) 関連するクレジットデリバティブ取引に適用ある買い手および売り手間のマスター契約もしくは関連するコンファメーション（または、その双方）において、関連するクレジットデリバティブ決定委員会で決議された事項について、買い手および売り手の間で合意がない場合に決定するための代替手段を定めたなんらかの規定が存在する場合（当該規定が、本 9.1 条 (c) (iii) を具体的に参照した上で本 9.1 条 (c) (iii) を修正または変更するものであり、かつ関連するクレジットデリバティブ取引に適用ある買い手および売り手間のマスター契約に基づき有効なものである場合を除く。）であっても、当該クレジットデリバティブ取引に適用のある関連するクレジットデリバティブ決定委員会の DC 決議は、当該 DC 決議が本定義集（ISDA が 2009 年 7 月 14 日に公表した 2009 ISDA Credit Derivatives Determination Committees, Auction Settlement and Restructuring Supplement to the 2003 ISDA Credit Derivatives Definitions を含め、ISDA が公表した本定義集に対する補充規定により修正もしくは補充されたものを意味する。）の条項または関連するコンファメーションによって適用されるものとされた ISDA が公表した追加規定の条項を参照して行われたものである限り、以下に定める条件で買い手および売り手を拘束するものとする。

(A) かかる拘束力は、当該 DC 決議が、関連するクレジットデリバティブ決定委員会のその後の DC 決議によって覆った（9.1 条 (c) (iii) (B) の適用を条件とする。）旨 ISDA が公表した時点まで効力を有する。

- (B) 当該 DC 決議が、関連するクレジットデリバティブ決定委員会が以前に行った DC 決議、カルキュレーション・エージェントが以前に行った決定または事由発生決定日が発生したことの決定であって、以下のいずれかを生ぜしめてしまったものを覆すものである場合は、かかる拘束力は生じない。
- (I) 1 ないし複数の承継者の特定
- (II) 1 ないし複数の代替参照債務の特定
- (III) 入札最終価格決定日もしくは現物決済日の発生、または関連するクレジットデリバティブ決定委員会の当該 DC 決議について ISDA が公表した日以前に評価日、引渡日または終了日が生じた場合
- (C) かかる拘束力は、以下のいずれかの場合であっても影響されない。
- (I) 本定義集（補充もしくは修正されたもの）または関連するコンファメーションによって適用されるものとされた ISDA が公表した追加規定において、そのような決定はカルキュレーション・エージェントにより行われることが要求されている場合
- (II) かかる DC 決議に至るためには、当該 DC 決議を行う前に関連するクレジットデリバティブ決定委員会が 1 ないし複数の事実関係について決議することが必要な場合
- (D) DC ルールに基づく DC 関連当事者の義務の履行に関連して、DC 関連当事者および当該 DC 関連当事者に雇われた弁護士その他の第三者たる専門家に現実の利益相反が存在し、または利益相反のおそれがある場合であっても、かかる拘束力に影響はない。
- (iv) いずれの DC 関連当事者も、(A) 関連するクレジットデリバティブ決定委員会がその決定の前提とした情報について、調査、研究、補充またはその正確性について検証する義務を負わず、(B) 関連するクレジットデリバティブ取引に関して買い手または売り手の受託者またはアドバイザーとして行為するものではない。
- (v) 本定義集（補充もしくは修正されたもの）または関連するコンファメーションによって適用されるものとされた ISDA が公表した追加規定に別段の定めがある場合であっても、関連するクレジットデリバティブ決定委員会は、当該クレジットデリバティブ取引に適用される DC 決議に至るに際し、買い手もしくは売り手と協議し、または買い手もしくは売り手に個別に通知する義務を負うものではない。
- (vi) 関連するクレジットデリバティブ決定委員会の DC 決議に関し、(A) (I) 本定義集（補充もしくは修正されたもの）または(II) 関連するコンフ

		<u>アレーションによって適用されるものとされた ISDA が公表した追加規定における条項と、(B) DC ルールとの間で矛盾が存在する場合、DC ルールが優先するものとする。</u>
	9.1(d)	<u>クレジットデリバティブ取引が締結された時点において、買い手および売り手は、DC ルール 5.1 条 (b) に定める免責条項について承認したものとみなされる。</u>
Additional Representations and Agreements for Physical Settlement (現物決済に関する追加表明および合意)	9.2 (a)	クレジットデリバティブ取引に現物決済が適用される場合（直接ローンパーティシペーションに関する場合を除き）、買い手は、売り手（またはその指定人）に対して、各引渡日に、かかる日に引渡された引渡可能債務に関するすべての権利、権限および利益を、いかなる先取特権、担保権、請求権その他の負担による制限（4.1 条 (a) から (d) までに規定されている事由に基づく反対請求権および抗弁権を除く、参照組織または、該当する場合には原債務者による反対請求権および抗弁権または相殺権の行使を含むがこれらに限らない。）も何ら付されていない形で譲渡し（もしくは該当すれば譲渡させ）たことを表明したものとみなされる（かかる表明は引渡日以降も存続する。）。買い手による合理的な検証を条件として、買い手は、本 9.2 条 (a) に含まれている買い手の表明の違反により発生した損失、義務、請求、損害、費用その他について売り手に対して補償し、不利益を負わせないものとする。前記の補償は終了日後も存続する。本 9.2 条 (a) に含まれている表明の違反は、かかるクレジットデリバティブ取引に適用があるマスター契約で当事者が合意している期限の利益喪失事由を構成することはない。
	9.2 (b)	クレジットデリバティブ取引に現物決済が適用される場合、買い手は、売り手に対して、各引渡日に、売り手が下記に関して満足する補償を買い手から受ける場合を除き、引渡可能債務の売り手への引渡および引渡可能債務の売り手から第三者への移転は、売り手にいかなる義務、責任または追加融資のコミットメント（残存する偶発的なものも含む。）（いずれの場合においても (i) 重要でないもの、非金銭債務、ローンに関する譲渡に対する報酬、および (ii) 借入債務における通常の規定に基づき発生する義務（借入債務の債権者が受託者、事務管理代理人、財務代理人その他類似の者もしくは組織に対して経費、責任または費用を補償または弁済する義務、および、ある貸出人が、関連するローンの契約書に記載される手続以外の方法による支払、相殺その他により受領した金額を、他の貸出人との間で分配することを要求する通常の比例配分の規定に基づき発生する義務を含むがこれに限らない。）を除く。）も引受けさせたり、または負担させたりするものではないことを表明したものとみなされる（かかる表明は引渡日後も存続する。）。
	9.2 (c) <sup>72</sup>	クレジットデリバティブ取引に現物決済が適用される場合、  (i) 買い手と売り手は、買い手による現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に特定された引渡可能債務の引渡に関して、譲渡、更改、その他の書類を作成し、交付し、申請し、登録すること、および、他方当事者から合理的に要求され、かつ、必要であるか、慣習的であるか、望

<sup>72</sup> 2009 年 7 月追加条項 XIV 条により修正。

ましいその他の行為を行うことに合意し（**売り手**が合理的に満足する程度に、**買い手**が必要な同意を得るための合理的なすべての段階を経ていることを示すこと、および**現物決済通知**または（適用ある場合には）**現物決済修正通知**に特定される**引渡可能債務**の**買い手**から**売り手**への**引渡**の可能性に影響を与える事由の発生で**買い手**が知っていること（または合理的に知り得べきもの）について**売り手**に知らせることを含む。）、**売り手**および**買い手**は、上記に関して合理的に協力する旨を合意する。上記の**買い手**および**売り手**の間の合意は、終了日後も存続する。

(ii) 9.3、9.4、9.5、9.6、9.9および9.10条の規定に従い、**買い手**は、**現物決済通知**または（適用ある場合には）**現物決済修正通知**に特定された**引渡可能債務**に限り、かつ同通知に記載の金額のみを**引渡**することができる。**買い手**は、(x) **引渡可能債務**が**債券**または**ローン**の場合には、**現物決済日**以降も、また(y) **引渡可能債務**が**債券**または**ローン**以外の場合には、**現物決済日**後5営業日の間、**現物決済通知**または（適用ある場合には）**現物決済修正通知**に特定された**引渡可能債務**の全部を**引渡**することを継続的に試みることができる。**買い手**が**現物決済通知**または（適用ある場合には）**現物決済修正通知**に特定された**引渡可能債務**を**引渡**ができなかった場合にも、かかる不履行は当該**クレジットデリバティブ取引**に適用される**マスター契約**上両当事者が合意している期限の利益喪失事由を構成することはない。9.3、9.4、9.5、および9.6条の規定の適用がある場合は、それに反しない範囲で、以下のうち最も遅い日が**終了日**となる。即ち、(A) **買い手**が**現物決済通知**または（適用ある場合には）**現物決済修正通知**に特定された**引渡可能債務**の**引渡**を完了した日（または、**引渡**が**債券**または**ローン**以外の**引渡可能債務**を含む場合には、(1) **買い手**が**債券**または**ローン**である**引渡可能債務**の**引渡**を完了したか、(2) **現物決済日**の5営業日後のいずれか遅い日）、(B) **現物決済通知**または（適用ある場合には）**現物決済修正通知**に特定された**引渡可能債務**の**債券**のうち**買い手**が**引渡**することのできなかったすべてのものについて、**売り手**が9.9条に基づき**バイ・イン**を完了した日（または、これより早い場合には当該**債券**がすべて消滅した日）、または(C) **現物決済通知**または（適用ある場合には）**現物決済修正通知**に特定された**引渡可能債務**の**ローン**のうち**買い手**が**引渡**することのできなかったすべてのものについて、9.10条に基づく**代替物**の**引渡**が完了した日。

(iii) 9.3条に基づき履行不能または違法事由を構成する事由が発生し、当該事由が当該**クレジットデリバティブ取引**に適用される**マスター契約**において一方当事者に当該**クレジットデリバティブ取引**を終了させる権利を生じさせる事由も同時に構成する場合、かかる事由は9.3条に基づいて処理され、当該**クレジットデリバティブ取引**に適用される**マスター契約**において当事者に当該**クレジットデリバティブ取引**を終了させる権利を生じさせる事由は構成しないものとする。

(iv) いずれの当事者（「**指定人**」）も、**クレジットデリバティブ取引**について、自己の**関係会社**（「**被指定人**」）を、**引渡**を行い、もしくは**引渡**を受ける者、またはその他の方法により**引渡**を行い、**引渡**を受ける義務を履行する者として指定することができ、**被指定人**はかかる債務を引受けすることができる。かかる指定は、**指定人**を当該**クレジットデリバティブ取引**のいかなる義務からも解放するものではない。**被指定人**が当該**クレジットデリバティブ取**

		<p>引に基づく債務を履行した場合、指定人はかかる履行の限度において他方当事者に対する自己の債務から解放されるものとする。かかる指定の結果として、(A)適用のある法律または規則により被指定人によるかかる引渡または引渡の受領が違法となる場合、指定人は、引渡または引渡受領のためにそうした被指定人を選任することは許されず、また(B)かかる引渡が指定を行っていない当事者に課税その他の損害または費用を発生させる場合、指定を行っていない当事者が当該課税その他の損害または費用について指定を行った当事者から納得できる内容の補償を受け取った場合を除き、当該被指定人による引渡を行うことは許されない。</p> <p>(v) コンファメーションにおいて別段の規定がない限り、ローンの条件により、譲渡（引渡可能債務が譲渡可能ローンまたは同意を要するローンを含む場合）またはパーティシペーション（引渡可能債務が直接ローンパーティシペーションを含む場合）に関連して買い手が負担し、エージェントに対して支払うべきこととなった合理的範囲における登録費用、手続費用その他類似の報酬は、買い手および売り手が対等額にて引渡日か最終現物決済可能日に支払うべきものとする。</p> <p>(vi) クレジットデリバティブ取引のその他の規定にかかわらず、印紙税が(A)参照債務（または、参照債務と同一の種類他の引渡可能債務）の引渡について支払われるべき場合、当該印紙税は、当該参照債務の購入契約上通常こうした費用を負担する当事者により支払われるものとし、(B)その他の引渡可能債務の場合、当該印紙税は買い手により支払われるものとする。</p>
<p>Partial Cash Settlement Due to Impossibility or Illegality (履行不能または違法事由による部分現金決済)</p>	<p>9.3<sup>73</sup></p>	<p>現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に特定される引渡可能債務のいずれかについて、現物決済日における買い手による引渡が、買い手の支配の範囲を超える事象の発生により履行不能もしくは違法となる場合、または、売り手によるその引渡の受領が、売り手の支配の範囲を超える事象の発生により履行不能もしくは違法となった場合（決済システムの機能不全、または法律、規則もしくは裁判所の命令を含むが、マーケット状況あるいはローンの引渡について必要とされる同意を得られない場合を除く。）、現物決済日もしくはそれ以前に、</p> <p>(a) 買い手は、現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に特定される引渡可能債務のうち、引渡が可能かつ合法的なものを引渡し、売り手は当該引渡を受領し、かつ、売り手は、現物決済金額のうち、引渡日に当該引渡可能債務に適用される市場慣行に従って引渡された引渡可能債務の金額に対応する相当額を支払うものとする。</p> <p>(b) 買い手または売り手は、かかる履行不能または違法となった事実について合理的な範囲で詳細に記述した明細を提供し、その後実務上可能な限り速やかに、買い手は、引渡されなかった現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に特定される引渡可能債務を引渡し、売り手はかかる引渡を受領し、かつ、売り手は、現物決済金額のうち、引渡日に当該引渡可能債務に適用される市場慣行に従って引渡された引渡可能債務の金額に対応する相当額を支払うものとする。現物決済通知または（適用ある</p>

<sup>73</sup> 2009年7月追加条項 XIV 条により修正。

		<p>場合には) <a href="#">現物決済修正通知</a>に特定されたが引渡されなかった引渡可能債務が後に引渡された日を終了日とする。かかる履行不能事由または違法事由の発生後において、<b>最終現物決済可能日以前に現物決済通知または(適用ある場合には) 現物決済修正通知</b>により引渡が予定されていた引渡可能債務の金額が売り手に引渡されなかった場合、引渡ができなかった引渡可能債務(「引渡不能債務」)についてかかるクレジットデリバティブ取引には、<b>部分現金決済条項</b>に基づく<b>現金決済</b>が適用されるものとみなされる。</p>
<p>Partial Cash Settlement of Consent Required Loans (同意を要するローンの部分現金決済)</p>	9. 4 <sup>74</sup>	<p>(a) 関連するコンファメーションに「同意を要するローンの部分現金決済適用あり」と指定され、</p> <p>(b) <b>現物決済通知または(適用ある場合には) 現物決済修正通知</b>に特定された引渡可能債務に、必要な同意を取得することができないため<b>現物決済日</b>において<b>売り手またはその被指定人に譲渡またはノベーション</b>ができず、かかる同意が<b>最終現物決済可能日</b>までに取得されないか、もしくは、与えられたとみなされない<b>同意を要するローン</b>が含まれ、かつ</p> <p>(c) (i) 関連するコンファメーションに、<b>引渡可能債務の性質として直接ローンパーティシペーション</b>の指定がないか、または(ii) 関連するコンファメーションに、<b>引渡可能債務の性質として直接ローンパーティシペーション</b>が指定されているものの、当該パーティシペーションが<b>最終現物決済可能日</b>までに成立しない場合、</p> <p><b>現物決済通知または(適用ある場合には) 現物決済修正通知</b>に特定された引渡可能債務(「引渡不能ローン債務」)のうち、同意が得られず、もしくは得られたとみなされない<b>同意を要するローン</b>については、かかるクレジットデリバティブ取引に<b>部分現金決済条項</b>に基づく<b>現金決済</b>が適用されるとみなされるものとする。</p>
<p>Partial Cash Settlement of Assignable Loans (譲渡可能ローンの部分現金決済)</p>	9. 5 <sup>75</sup>	<p>(a) 関連するコンファメーションに「<b>譲渡可能ローンの部分現金決済適用あり</b>」と指定され、</p> <p>(b) <b>現物決済通知または(適用ある場合には) 現物決済修正通知</b>に特定された引渡可能債務の中に、必要な同意を取得することができないため<b>現物決済日</b>において<b>売り手または売り手の被指定人に対する譲渡またはノベーション</b>ができず、かかる同意が<b>最終現物決済可能日</b>までに取得されないか、もしくは、与えられたとみなされない<b>譲渡可能ローン</b>が含まれ、かつ</p> <p>(c) (i) 関連するコンファメーションに、<b>引渡可能債務の性質として直接ローンパーティシペーション</b>の指定がないか、または(ii) 関連するコンファメーションに、<b>引渡可能債務の性質として直接ローンパーティシペーション</b>が指定されているものの、当該パーティシペーションが<b>最終現物決済可能日</b>までに成立しない場合、</p> <p><b>現物決済通知または(適用ある場合には) 現物決済修正通知</b>に特定された引渡</p>

<sup>74</sup> 2009年7月追加条項 XIV 条により修正。

<sup>75</sup> 2009年7月追加条項 XIV 条により修正。

		可能債務（「譲渡不能債務」）のうち、同意が得られず、もしくは得られたとみなされない譲渡可能ローンについては、かかるクレジットデリバティブ取引に部分現金決済条項に基づく現金決済が適用されるとみなされるものとする。
Partial Cash Settlement of Participations (パーティシペーションの部分現金決済)	9.6 <sup>76</sup>	(a) 関連するコンファメーションに「パーティシペーションの部分現金決済適用あり」と指定され、かつ  (b) 引渡可能債務が、直接ローンパーティシペーションを含み、当該パーティシペーションが最終現物決済可能日までに成立しない場合、  現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に特定された引渡可能債務（「引渡不能パーティシペーション」）のうち、当該パーティシペーションが成立しなかった直接ローンパーティシペーションについては、かかるクレジットデリバティブ取引に部分現金決済条項に基づく現金決済が適用されるとみなされるものとする。
Latest Permissible Physical Settlement Date (最終現物決済可能日)	9.7	「最終現物決済可能日」とは、9.3条に関しては、現物決済日の30暦日後の日を意味し、9.4、9.5および9.6条に関しては、現物決済日の15暦日後の日（または、2.33条(b)(i)(C)が適用される場合には、この規定に従いそうみなす日）をいう。[注]本条の「2.33条(b)(i)(C)が適用される場合には、この規定に従いそうみなす日」との括弧書きは、実は原稿締め切り直前に2.33条(b)(i)(C)の方が削除されたが削除漏れで残留してしまった規定で明らかな誤り。]
Partial Cash Settlement Terms (部分現金決済条項)	9.8	コンファメーションにおいて別段の規定がない限り、9.3、9.4、9.5および9.6条にいう部分現金決済条項に関しては、以下の用語は、以下のとおり定義されているものとみなされる。
	9.8(a)	「現金決済金額」は、各引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、または譲渡不能債務について以下のいずれか大きい方の総額とみなされる。  (i) (A)各引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、または譲渡不能債務の残存元本金額、期限到来金額または他通貨相当金額に、(B)参照価格から、当該引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、または譲渡不能債務の最終価格を差し引いた金額を乗じた金額。  (ii) ゼロ。
	9.8(b)	「現金決済日」は、最終価格の計算後3営業日後の日とされ、この日を終了日とする。
	9.8(c)	「参照債務」は、各引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、または譲渡不能債務とみなされ、「参照価格」は、100%とみなされる。

<sup>76</sup> 2009年7月追加条項XIV条により修正。

9.8(d)	「評価日」は、最終現物決済可能日の2営業日後の日とみなされる。
9.8(e)	「評価方法」は、高値とみなされるが、2件未満のフル・クォーターションしか得られないか、または加重平均クォーターション（または、適用のある場合には、インディカティブ・クォーターション）が適用される場合には、市場値とみなされる。
9.8(f)	「クォーターション方法」は、買値とみなされる。
9.8(g)	「クォーターション金額」は、各引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、または譲渡不能債務の種類もしくは商品に関し、当該各引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、または譲渡不能債務の残存元本金額もしくは期限到来金額（または、いずれの場合についても、関係するクォーターションが取得される時点において有効な為替交換レートをもとにカルキュレーション・エージェントにより、商業的に合理的な方法に従い換算されるオブリゲーション通貨相当額）に等しい金額とみなされる。
9.8(h)	「最低クォーターション金額」はないものとする。
9.8(i)	「評価時間」は、関連するコンファメーションに特定された時刻か、または特定のない場合には、引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、もしくは譲渡不能債務の主要な取引市場における午前11時とする。
9.8(j)	<p>「市場価値」は、引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、または譲渡不能債務について、評価日に、</p> <p>(i) 3件を超えるフル・クォーターションが取得された場合、最高値と最低値を除外した残りのフル・クォーターションの単純平均とする（複数のフル・クォーターションが同一の最高値または最低値である場合、そのうち1件が除外される。）。</p> <p>(ii) ちょうど3件のフル・クォーターションが取得された場合、最高値と最低値を除外した残りのフル・クォーターションとする（複数のフル・クォーターションが同一の最高値または最低値である場合、そのうち1件が除外される。）。</p> <p>(iii) ちょうど2件のフル・クォーターションが取得された場合、これらのフル・クォーターションの単純平均とみなされる。</p> <p>(iv) 2件未満のフル・クォーターションおよび加重平均クォーターションが取得された場合、当該加重平均クォーターションとする。</p> <p>(v) インディカティブ・クォーターションが適用される場合に、ちょうど3件のインディカティブ・クォーターションが取得された場合、最高値と最低値を除外した残りのインディカティブ・クォーターションとする（複数のフル・クォーターションが同一の最高値または最低値である場合には、その</p>



	<p>うち1件が除外される。)</p> <p>(vi) 取得されたフル・クォーターションが2件未満で、かつ、加重平均クォーターションも取得できない場合（インディカティブ・クォーターションが適用される場合には、3件未満のインディカティブ・クォーターションしか取得できない場合）、下記(k) (ii)が優先的に適用されるが、2件以上のフル・クォーターション、加重平均クォーターション、または、適用ある場合に3件のインディカティブ・クォーターションのいずれかが取得された日の翌営業日にカルキュレーション・エージェントが決定する金額とする。</p> <p>(vii) 2件未満のフル・クォーターションしか得られず、本条(k) (ii)所定の追加の5営業日の間に加重平均クォーターションも得られない（かつ、インディカティブ・クォーターションが適用される場合に、3件以上のインディカティブ・クォーターションが得られない）場合、市場価値は、同(k) (ii)に従い決定される。</p>
9.8(k)	<p>「クォーターション」とは、百分率により表示される各フル・クォーターション、加重平均クォーターション、および、インディカティブ・クォーターションが適用される場合には各インディカティブ・クォーターションであり、各評価日について以下の方法により取得されるものをいう。</p> <p>(i) カルキュレーション・エージェントは各評価日に5社以上のディーラーからフル・クォーターションの取得を試みる。評価日の3営業日以内の同一の営業日にカルキュレーション・エージェントが2件以上のフル・クォーターションを取得できない場合、カルキュレーション・エージェントは、翌営業日（必要な場合には10営業日後までの間の各営業日）に、5社以上のディーラーからフル・クォーターションを取得することを試み、2件以上のフル・クォーターションを取得できない場合には、加重平均クォーターションの取得を試みる。2件以上のフル・クォーターション、または加重平均クォーターションのいずれも取得できず、インディカティブ・クォーターションが適用される場合、カルキュレーション・エージェントは、5社以上のディーラーから3件のインディカティブ・クォーターションを取得することを試みる。</p> <p>(ii) カルキュレーション・エージェントが当該クレジットデリバティブ取引の当事者であり、当該評価日から10営業日以内の同一の営業日において2件以上のフル・クォーターションまたは加重平均クォーターション（または、インディカティブ・クォーターションが適用される場合には3件のインディカティブ・クォーターション）を取得することができない場合、カルキュレーション・エージェントではない当事者は、5社以上のディーラーから複数のフル・クォーターションの取得を試み、2件以上のフル・クォーターションが取得できない場合には、加重平均クォーターション（または、インディカティブ・クォーターションが適用される場合には3件のインディカティブ・クォーターション）の取得を試みることができる。</p> <p>かかる当事者がこれに続く5営業日の間に、同一の営業日において2件以上のフル・クォーターション、または加重平均クォーターション（または、インディカティブ・クォーターションが適用される場合には3件のインディカ</p>

ティブ・クォーターション) を取得することができた場合、カルキュレーション・エージェントは、かかるフル・クォーターションまたは加重平均クォーターション (または、適用ある場合にはインディカティブ・クォーターション) を用いて、指定される評価方法に従い最終価格を決定する。

かかる当事者が上記の追加の 5 営業日の間に、同一の営業日において 2 件以上のフル・クォーターションまたは加重平均クォーターション (またはインディカティブ・クォーターションが適用される場合には 3 件のインディカティブ・クォーターション) を取得することができない場合には、クォーターションは、かかる 5 営業日目の評価時間に 1 社のディーラーから取得したフル・クォーターションがあれば当該フル・クォーターション、フル・クォーターションが得られなければ、引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、譲渡不能債務のうち該当するものにつき、かかる 5 営業日目の評価時間にディーラーからファーム・クォーターション (または、適用ある場合にはインディカティブ・クォーターション) が取得された部分の合計額に関しては、かかるファーム・クォーターションの加重平均となるものとし、当該日にファーム・クォーターション (もしくは、適用ある場合にはインディカティブ・クォーターション) が得られなかったクォーターション金額の残額については、ゼロとみなす。

カルキュレーション・エージェントが第三者であり、当該評価日から 10 営業日以内に同一の営業日において 2 件以上のフル・クォーターションまたは加重平均クォーターション (または、インディカティブ・クォーターションが適用される場合には 3 件のインディカティブ・クォーターション) を取得することができない場合、買い手および売り手は、それぞれ 5 社以上のディーラーから複数のフル・クォーターションの取得を試み、2 件以上のフル・クォーターションが取得できない場合には、加重平均クォーターション (または、インディカティブ・クォーターションが適用される場合には 3 件のインディカティブ・クォーターション) の取得を試みることができる。

いずれかまたは双方の当事者が、これに続く 5 営業日の間に、同一の営業日において 2 件以上のフル・クォーターション、または加重平均クォーターション (または、インディカティブ・クォーターションが適用される場合には 3 件のインディカティブ・クォーターション) を取得することができた場合、カルキュレーション・エージェントは、かかるフル・クォーターションまたは加重平均クォーターション (または、適用ある場合にはインディカティブ・クォーターション) を用いて、指定される評価方法に従い最終価格を決定する。

両当事者が上記の追加の 5 営業日の間に、同一の営業日において 2 件以上のフル・クォーターションまたは加重平均クォーターション (または、インディカティブ・クォーターションが適用される場合には 3 件のインディカティブ・クォーターション) を取得することができない場合には、クォーターションは、かかる 5 営業日目の評価時間に 1 社のディーラーから取得したフル・クォーターションがあれば当該フル・クォーターション、フル・クォーターションが得られなければ、引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、譲渡不能債務のうち該当するものにつき、かかる 5 営業日目の評価時間にディーラーからファーム・クォーターション (また

	<p>は、適用ある場合にはインディカティブ・クォーターション) が取得された部分の合計額に関しては、かかるファーム・クォーターションの加重平均となるものとし、当該日にファーム・クォーターション (もしくは、適用ある場合にはインディカティブ・クォーターション) が得られなかったクォーターション金額の残額については、ゼロとみなす。</p> <p>(iii) カルキュレーション・エージェントは、当事者と協議の上、関係する引渡不能債務、引渡不能ローン債務、引渡不能パーティシペーション、または譲渡不能債務のその時点における市場慣行に基づき、当該クォーターションが未払経過利息を含むべきか否かを決定するものとする。すべてのクォーターションは、この指定または決定方法に従い取得される。</p> <p>(iv) 償還金通増債務について得られたクォーターションが、当該債務の満期日における支払金額の百分率で表示された場合、当該償還金通増債務の最終価格を決定する目的においては、当該クォーターションは、(8.7条(a)(i)で定義する) 残存元本金額の百分率表示に修正して表示されるものとする。</p>
9.8(1)	<p>「インディカティブ・クォーターション」とは、クォーターション方法に従い、評価時間にディーラーから取得したクォーターション金額に (実務上合理的に可能な限りにおいて) 等しい金額の引渡不能債務の各クォーターションであり、当該ディーラーが関連すると考える過去の価格推移、回収率を含む関連する要因に基づいて合理的に評価した当該引渡不能債務の価格を反映したものをいう。</p>
9.8(m)	<p>本9.8条において、インディカティブ・クォーターションは、9.3条に基づき履行不能または違法を招来させる事由の発生によって、クレジットデリバティブ取引に部分現金決済条項が適用される場合にのみ適用されるものとする。</p>
Buy-in of Bonds Not Delivered. (引渡されない債券のバイ・イン)	<p>9.9<sup>77</sup> <u>現物決済日の5営業日後の日以降、現物決済通知または(適用ある場合には)現物決済修正通知</u>に特定された引渡可能債務で債券であるものを買い手が引渡さない場合で、引渡さない理由が9.3条に定める事由によるものでない限りにおいて(9.3条の事由による場合、9.3条に従う)、売り手は当該クレジットデリバティブ取引の一部もしくは全部を、本9.9条の条件に従った債券の買い付け(「バイ・イン」という。)によって、手仕舞いする権利を行使できる。売り手は買い手に2営業日以上(かかる通知は書面(ファクシミリ、電子メールを含む。)もしくは電話、またはこれらの双方の方法によることができ電話による通知も可、)の事前通知(かかる通知は書面(ファクシミリ、電子メールを含む。)もしくは電話、またはこれらの双方の方法によることができ電話による通知も可、)をもってバイ・インする意思を通知し(「バイ・イン通知」という。)、当該バイ・イン通知において、予想されるバイ・イン日(「バイ・イン日」という。)、バイ・イン対象の債券(バイ・イン日前までに引渡されていない限度において当該債券を「関連債券」という)および、バイ・イン対象関連債券についてバイ・インを試みる元本金額を特定するものとする。</p> <p>バイ・イン日に売り手は5社以上のディーラーから、当該関連債券について特定した残存元本金額について売値のファーム・クォーターション(「バイ・インに対するオファー」という。)の取得を試みる。当該関連債券の残存元本金額に</p>

<sup>77</sup> 2009年7月追加条項XII条及びXIV条により修正。

		<p>ついでのパイ・インに対するオファーのうち、最も低価格のものか、一件しか入手できなかった場合当該唯一のパイ・インに対するオファーを「パイ・イン価格」とする。売り手が当該パイ・イン日に当該関連債券について特定した残存元本金額について少なくとも一件のパイ・インに対するオファーも取得できなかった場合、売り手は5社以上のディーラーから、当該関連債券について特定した残存元本金額の全額または一部について、パイ・イン日から、(i)当該パイ・イン日後4営業日目の日(当該日を含む)か、(ii)関連債券について特定した残存元本金額の全額に関してパイ・イン価格(複数も可)が決定した日(パイ・イン日から始まるこの期間を「パイ・イン期間」という。)のいずれか早く到来する日まで、毎営業日にパイ・インに対するオファー取得の試みを続ける。売り手は商業的に合理的な方法で、かつ、本条に規定する手続に従ってパイ・インを行うものとする。</p> <p>買い手の、関連債券について特定された残存元本金額を引渡す権利はパイ・イン期間中に限って一時的に停止させられるが、売り手が関連債券について特定した残存元本金額についてパイ・イン価格を決定していない限り、パイ・イン期間終了の翌営業日に再開する。売り手は関連債券の当該元本金額を該当するパイ・イン価格で買い付けることを確約する。その後、関連債券について特定された残存元本金額の全部についてパイ・イン期間中にパイ・イン価格が決定していない限り、パイ・イン期間後6営業日目以降、売り手は関連債券につき本条規定の手続に従って次なるパイ・イン期間を開始する目的でパイ・イン通知を送付することができる。この過程は本クレジットデリバティブ取引が最終的に決済されるまで繰り返すことができる。</p> <p>パイ・イン価格が決定した日(かその後可及的速やかに)売り手はパイ・イン価格が決定した関連債券の残存元本金額とその各々のパイ・イン価格を通知(かかる通知は書面(ファクシミリ、電子メールを含む。)もしくは電話、またはこれらの双方の方法によることができる。電話によるものも可)する。当該通知から3営業日目に、買い手は、現物決済通知または(適用ある場合には)現物決済修正通知に特定された引渡可能債務の残存元本金額のうちパイ・イン価格の決定した部分について引渡を完了したとみなされ、売り手は、引渡可能債務の当該部分に対応する現物決済金額の一部から、パイ・イン価格の決定した関連債券に対応する残存元本金額とパイ・イン価格の積を差し引いて、パイ・インの一環として売り手が行った関連債券の購入につき発生した合理的な額の仲介料を更に差し引いた金額(但し差引結果はゼロを最小値とする)を支払う。</p> <p>パイ・インに関連する通知は1.10条の通知に関する要件に従う。買い手と売り手に別段の合意が無い限り本9.9条は、本条が無ければ適用し得るいかなるパイ・インのルールにも代替する。</p>
Alternative Procedures Relating to Loans Not Delivered. (引渡の行われないローンに関する代替手続)	9.10 <sup>78</sup>	<p>現物決済日の5営業日後の日(「代替手続開始日」)かそれ以前に、現物決済通知または(適用ある場合には)現物決済修正通知に特定された引渡可能債務でローンであるものを買い手が引渡さない場合で、以下の(i)から(v)のいずれかが該当しない場合、以下の規定が適用される。</p> <p>(i) 関連するコンファメーションに引渡可能債務の種類として参照債務のみが指定されている場合</p>

<sup>78</sup> 2009年7月追加条項XIV条により修正。

		<p>(ii) 同意を要するローンについて、関連するコンファメーションに「同意を要するローンの部分現金決済適用あり」と指定されている場合（その場合 9.4 条に従う。）</p> <p>(iii) 譲渡可能ローンについて、関連するコンファメーションに「譲渡可能ローンの部分現金決済適用あり」と指定されている場合（その場合 9.5 条に従う。）</p> <p>(iv) 直接ローンパーティシペーションについて、関連するコンファメーションに「パーティシペーションの部分現金決済適用あり」と指定されている場合（その場合 9.6 条に従う。）</p> <p>(v) 当該引渡ができない理由が 9.3 条に記載された事由による場合（その場合 9.3 条に従う。）</p> <p>(a) 買い手が現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に特定されたローンを引渡す為に必要な同意を取り付けられなかった場合で、買い手が買い手のマネージング・ディレクター（または実質同等の地位の者）の署名入りの証書で当該合意を取り付ける為に合理的な努力をしたことを証明すれば、代替手続開始日以降買い手はいつでも、当該ローンの全部または一部に代えて、2.32 または 2.33 条に従い、譲渡可能で非持参人払式の債券か、譲渡可能ローンのいずれかで、関連するコンファメーションに指定があればその指定された引渡可能債務の性質（但し、同意を要するローンと直接ローンパーティシペーションを除く。）を現物決済日と引渡日の両日に満たし、且つ引渡可能債務を構成するためのその他の要件も満たすものを選出（当該債務は現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に特定されていたものとみなす。）して、引渡すことができる。</p> <p>(b) 代替手続開始日から 15 営業日の経過した時点以降何時でも、現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に特定された引渡可能債務でローンであるものが引渡されずに残っており、買い手が 9.10 条(a)に従って代替の債券またはローンも引渡していない限りにおいて、売り手は買い手に、現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に特定されたローンの全部もしくは一部に代えて、2.32 もしくは 2.33 条に従い、譲渡可能で非持参人払式の債券か、譲渡可能ローンのいずれかで、関連するコンファメーションに指定があればその指定された引渡可能債務の性質（但し、同意を要するローンと直接ローンパーティシペーションを除く。）を現物決済日と引渡日の両日に満たし、かつ引渡可能債務を構成するためのその他の要件も満たすものを選定（当該債務は現物決済通知または（適用ある場合には）現物決済修正通知に特定されていたものとみなす。）して、引渡しを要求することができる。但し(i)売り手はその選出した債務を参照価格より安い価格（パーセント表示）にて買い手に引渡し得る、売り手とその関係会社以外の債務の債権者を特定し、かつ(ii)当該債務は誰の同意も必要とせず買い手から売り手へ引渡が可能でなければならない。</p>
<p>第 10 章 ノベーション条項</p>		
<p>Novation (ノベーション)</p>	<p>10.1</p>	<p>当事者は、ノベーション取引が、本第 10 章に規定するノベーション条項およびノベーション契約の規定に従うことを、ノベーション・コンファメーションに指定することにより、ノベーション取引を書面化することができる。「ノベーション</p>

		「 <b>ノン・コンファメーション</b> 」とは、 <b>ノベーション取引</b> に関し、 <b>譲渡人</b> 、 <b>譲受人</b> 、 <b>残留当事者</b> 間で取り交わされる一部または複数の書面やその他の確認手段あるいは他の有効な方法で、全体として <b>ノベーション取引</b> の条件のすべてを確認または証明するものをいう。 <b>ノベーション・コンファメーション</b> の様式は、添付書類Fのとおり。
Novation Transaction (ノベーション取引)	10.2	「 <b>ノベーション取引</b> 」とは、 <b>クレジットデリバティブ取引</b> の <b>ノベーション金額</b> につき、 <b>残留当事者</b> に対する <b>譲渡人</b> の全ての権利・義務、債権・債務を、 <b>譲渡人</b> が <b>ノベーション</b> によって <b>譲受人</b> に譲渡し、 <b>譲受人</b> が <b>ノベーション</b> によって当該譲渡を引受け、 <b>残留当事者</b> が <b>ノベーション</b> による当該譲渡およびその引受に同意する取引をいう。
Transferor (譲渡人)	10.3	「 <b>譲渡人</b> 」とは、 <b>ノベーション</b> によって、 <b>クレジットデリバティブ取引</b> の <b>ノベーション金額</b> につき、 <b>残留当事者</b> に対する全ての権利・義務、債権・債務を、 <b>譲受人</b> に譲渡する当事者をいう。
Transferee (譲受人)	10.4	「 <b>譲受人</b> 」とは、 <b>ノベーション</b> によって、 <b>クレジットデリバティブ取引</b> の <b>ノベーション金額</b> につき、 <b>残留当事者</b> に対する <b>譲渡人</b> の全ての権利・義務、債権・債務を引受ける当事者をいう。
Remaining Party (残留当事者)	10.5	「 <b>残留当事者</b> 」とは、 <b>クレジットデリバティブ取引</b> の <b>ノベーション金額</b> に関し、自らに対する <b>譲渡人</b> の権利・義務、債権・債務のすべてについて、 <b>ノベーション</b> による <b>譲渡人</b> の譲渡および <b>譲受人</b> によるその引受に同意する当事者をいう。
Old Transaction (旧取引)	10.6	「 <b>旧取引</b> 」とは、 <b>譲渡人</b> から <b>譲受人</b> への <b>ノベーション</b> の対象となる <b>譲渡人</b> と <b>残留当事者</b> 間の <b>クレジットデリバティブ取引</b> をいう。
New Transaction (新取引)	10.7	「 <b>新取引</b> 」とは、本第10章および <b>ノベーション契約</b> において詳細に規定される、 <b>旧取引</b> と同一の経済的条件(担保契約およびその他の信用補完契約を除き、かつ下記10.9条に従う)を有する <b>譲受人</b> と <b>残留当事者</b> 間の新規の取引をいう。
Old Agreement (旧契約)	10.8	「 <b>旧契約</b> 」とは、 <b>譲渡人</b> と <b>残留当事者</b> 間の <b>ISDA マスター契約</b> で、 <b>旧取引</b> がその対象となっていたものという。
New Agreement (新契約)	10.9	「 <b>新契約</b> 」とは、 <b>新取引</b> について当事者間の関係を律する <b>譲受人</b> と <b>残留当事者</b> 間の <b>ISDA マスター契約</b> をいう。 <b>譲受人</b> と <b>残留当事者</b> が <b>ISDA マスター契約</b> を締結していない場合には、以下の規定が <b>ノベーション・コンファメーション</b> に含まれるものとする。「本 <b>ノベーション・コンファメーション</b> は、本 <b>ノベーション・コンファメーション</b> が対象とする <b>新取引</b> の条件に関する <b>譲受人</b> と <b>残留当事者</b> 間の完全な拘束力のある合意内容を証明するものです。加えて、 <b>譲受人</b> と <b>残留当事者</b> は、 <b>ISDA マスター契約</b> のフォームによって、両当事者が誠意をもって合意する修正を加えて、速やかに契約を交渉、作成および交付するようすべての合理的な努力をすることに合意するものとします。 <b>譲受人</b> と <b>残留当事者</b> がかかる契約を締結することにより、本 <b>ノベーション・コンファメーション</b> はかかる契約を補足し、その一部を構成し、その条件に従うものとします。当該契約に含まれ、あるいは言及する形で盛り込まれているすべての規定はその締結により、以下で明示的に修正されている場合を除き、本 <b>ノベーション・コンファメーション</b> に適用されるものとします。 <b>譲受人</b> と <b>残留当事者</b> がかかる契約を作成し、

		<p>交付するまで、本ノバージョン・コンファメーションは、両当事者間で締結した取引（各々「取引」という。）を確認する ISDA マスター契約に言及している他のあらゆる書類（各々「コンファメーション」という。）とともに（コンファメーションに異なる記述があろうとも）、ノバージョン・コンファメーションの日付に先立つ日付のコンファメーションが、1992 年版 ISDA マスター契約（マルチカレンシー・クロスボーダー用）を参照している場合には 1992 年版 ISDA マスター契約（マルチカレンシー・クロスボーダー用）形式の、それ以外の場合には 2002 年版 ISDA マスター契約形式の契約を補足し、その一部を構成し、その条件に従うものとします。それはあたかも譲受人と残留当事者間で最初に締結した取引の取引日に、両当事者がかかる形式による契約（但し、準拠法として本ノバージョン・コンファメーションで指定した準拠法を選択する点、終了通貨として、ノバージョン・コンファメーションにおいて英国法を準拠法としている場合はユーロを、ニューヨーク州法を準拠法としている場合は米ドルを選択する点を除き、スケジュールなしのもの）を締結したかのように扱われるものとします。かかる契約条項と本ノバージョン・コンファメーションとの間に矛盾がある場合には、本ノバージョン取引については、本ノバージョン・コンファメーションが優先するものとします。」</p>
ISDA Master Agreement (ISDA マスター契約)	10.10	<p>「ISDA マスター契約」とは、1992 年版 ISDA マスター契約（マルチカレンシー・クロスボーダー用）、または 2002 年版 ISDA マスター契約のいずれか該当するものをいう。</p>
Old Confirmation (旧コンファメーション)	10.11	<p>「旧コンファメーション」とは、旧取引の契約条件を定める譲渡人と残留当事者間のコンファメーションをいう。</p>
Novated Amount (ノバージョン金額)	10.12	<p>「ノバージョン金額」とは、ノバージョン取引の対象である旧取引の固定金利支払人計算金額と変動金利支払人計算金額の該当部分をいう。ノバージョン金額が、旧取引の固定金利支払人計算金額と変動金利支払人計算金額の 100%未満である場合には、将来における全ての支払い、引渡し、計算が当該ノバージョン金額により減額された固定金利支払人計算金額と変動金利支払人計算金額に基づいてなされる以外、旧取引は完全に有効であるものとする。</p>
Novation Agreement (ノバージョン契約)	10.13	<p>ノバージョン・コンファメーションを取り交わすことにより、譲渡人、譲受人、および残留当事者は、本第 10 章およびノバージョン・コンファメーションに規定される明細と情報によって補足された、添付書類 E に示される様式のノバージョン契約（「ノバージョン契約」）を締結したものとみなされる。</p>
<p><a href="#">第 12 章<sup>79</sup> 入札決済に関する条項</a></p>		

<sup>79</sup> 2009 年 7 月追加条項 X 条により追加。

<u>Auction Settlement (入札決済)</u>	<u>12.1</u>	<p>関連するコンファメーションにおいて、決済方法として「入札決済」が指定されている場合であって、かつ事由発生決定日が入札最終価格決定日以前に発生した場合、売り手は、3.1条の適用を条件として、売り手に対して、<u>入札決済日に、入札決済金額を支払う。</u>上記の規定に影響を与えることなく、また、重畳的な決済を認めることなく、(a) <u>入札中止日が生じた場合、(b) 入札不実施発表日が生じた場合(かつ、入札不実施発表日が12.12条(b)に基づき生じた場合、いずれの当事者も移動オプションを行使していないとき)、(c) 関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、クレジットイベント決議要請日の後、1.24条(a)および(b)に定める事項について決定しないことを決議した旨 ISDA が公表した場合、(d) 1.8条(a)(i)に基づき事由発生決定日が決定され、かつ当該事由発生決定日の3営業日後の日以前にクレジットイベント決議要請日が生じていない場合、または(e) 1.8条(a)(ii)(B)(II)に基づき事由発生決定日が生じた場合、両当事者は、3.1条の適用を条件として、代替決済方法に従って各自の支払義務および引渡義務を履行するものとする。</u></p>
<u>Auction (入札)</u>	<u>12.2</u>	<p>「入札」とは、<u>取引入札決済条項に定める意味を有する。</u></p>
<u>Auction Settlement Date (入札決済日)</u>	<u>12.3</u>	<p>「入札決済日」とは、<u>入札最終価格決定日の後、取引入札決済条項に指定された日数の営業日(かかる営業日の日数が指定されていない場合、5営業日)後の日をいう。入札決済日は終了日とする。</u></p>
<u>Auction Settlement Amount (入札決済金額)</u>	<u>12.4</u>	<p>「入札決済金額」とは、(a)(i) <u>変動金利支払人計算金額に、(ii)(A) 参照価格から(B) 入札最終価格を差し引いた百分率で示される数値を乗じた金額と、(b) ゼロのうち、いずれか大きい金額をいう。</u></p>
<u>Auction Final Price (入札最終価格)</u>	<u>12.5</u>	<p>「入札最終価格」とは、<u>取引入札決済条項に定める意味を有する。</u></p>
<u>Auction Final Price Determination Date (入札最終価格決定日)</u>	<u>12.6</u>	<p>「入札最終価格決定日」とは、<u>取引入札決済条項に定める意味を有する。</u></p>
<u>Parallel Auction Final Price Determination Date (並行入札最終価格決定日)</u>	<u>12.7</u>	<p>「並行入札最終価格決定日」とは、関連する<u>並行入札決済条項において「入札最終価格決定日」と定義される日をいう。</u></p>
<u>Credit Derivatives Auction Settlement Terms (クレジットデリバティブ入札決済条項)</u>	<u>12.8</u>	<p>「クレジットデリバティブ入札決済条項」とは、DCルールに基づき、ISDAが公表する<u>クレジットデリバティブ入札決済条項をいい、その様式は、ISDAによりそのウェブサイト(www.isda.org)またはその承継ウェブサイト)においてその時々公表され、DCルールに基づきその時々修正されるものをいう。</u></p>



<u>Transaction Auction Settlement Terms (取引入札決済条項)</u>	<u>12.9</u>	<u>「取引入札決済条項」とは、あるクレジットイベントについて、関連するクレジットデリバティブ取引が入札対象取引とされるクレジットデリバティブ入札決済条項をいう。</u>
<u>Parallel Auction Settlement Terms (並行入札決済条項)</u>	<u>12.10</u>	<u>「並行入札決済条項」とは、関連するコンファメーションで「リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり」または「修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり」が指定されているクレジットデリバティブ取引についてリストラクチャリングが発生した後、DCルールに基づき当該リストラクチャリングに関して ISDA が公表したクレジットデリバティブ入札決済条項であって、その引渡可能債務条件が、関連するクレジットデリバティブ取引に適用される引渡可能債務条項と同様であり、かつ当該クレジットデリバティブ取引が入札対象取引ではないものをいう。</u>
<u>Auction Covered Transaction (入札対象取引)</u>	<u>12.11</u>	<u>「入札対象取引」とは、取引入札決済条項で定める意味を有する。</u>
<u>No Auction Announcement Date (入札不実施発表日)</u>	<u>12.12</u>	<u>「入札不実施発表日」とは、あるクレジットイベントについて、(a) 取引入札決済条項および (適用がある場合には) 並行入札決済条項が公表されないこと、(b) 関連するコンファメーションで「リストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり」または「修正リストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり」が指定されているクレジットデリバティブ取引についてリストラクチャリングが発生した後に限り、取引入札決済条項は公表されないが、並行入札決済条項は公表されること、または(c) 関連するクレジットデリバティブ決定委員会が、それ以前の ISDA の公表に反して、入札は行われな旨決議したことを、ISDA が最初に公表した日をいう。</u>
<u>Auction Cancellation Date (入札中止日)</u>	<u>12.13</u>	<u>「入札中止日」とは、取引入札決済条項で定める意味を有する。</u>
<u>Parallel Auction Cancellation Date (並行入札中止日)</u>	<u>12.14</u>	<u>「並行入札中止日」とは、関連する並行入札決済条項において「入札中止日」と定義される日をいう。</u>
<u>Parallel Auction (並行入札)</u>	<u>12.15</u>	<u>「並行入札」とは、関連する並行入札決済条項において「入札」と定義されるものをいう。</u>
<u>Parallel Auction Settlement Date (並行入札決済日)</u>	<u>12.16</u>	<u>「並行入札決済日」とは、関連する並行入札決済条項において「入札決済日」と定義される日をいう。</u>

<u>Movement Option (移動オプション)</u>	12.17	<p>「<u>移動オプション</u>」とは、関連するコンファメーションで「<u>リスストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり</u>」または「<u>修正リスストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり</u>」が指定されているクレジットデリバティブ取引であって、12.12条(b)に基づき入札不実施発表日が生じたものについて、(a) いずれの通知当事者がクレジットイベント通知を交付したかを問わず、かかるクレジットデリバティブ取引に対して、その決済のために、<u>許容引渡可能債務が、買い手が現物決済通知に指定できる引渡可能債務より制限的となるような並行入札決済条項を適用することを選択する買い手によるオプション</u> (但し、複数の並行入札決済条項が公表された場合、最も多数のかかる許容引渡可能債務が指定されている並行入札決済条項が適用されるものとする。)、または(b) <u>買い手がクレジットイベント通知を交付した場合において、かかるクレジットデリバティブ取引に対して、その決済のために、最終リストに記載されたすべての引渡可能債務が許容引渡可能債務となるような並行入札決済条項を適用することを選択する売り手によるオプション</u>をいう。他方当事者に有効な移動オプション行使通知を移動オプション行使期限日以前に交付した当事者は、どの並行入札決済条項が当該クレジットデリバティブ取引に適用されるのか決定するものとする。両当事者が有効な移動オプション行使通知を移動オプション行使期限日以前に交付した場合、どちらの当事者が先に有効な移動オプション行使通知を交付したかにかかわらず、<u>買い手の移動オプション行使通知が優先するものとする</u>。いずれの当事者も有効な移動オプション行使通知を移動オプション行使期限日以前に交付しなかった場合、<u>当該クレジットデリバティブ取引は、代替決済方法に従って決済される。</u></p>
<u>Permissible Deliverable Obligations (許容引渡可能債務)</u>	12.18	<p>「<u>許容引渡可能債務</u>」とは、関連するクレジットデリバティブ入札決済条項で定める意味を有し、<u>当該入札に適用される引渡可能債務条件に従った最終リストに含まれる引渡可能債務の全部または一部</u>をいう。</p>
<u>Movement Option Cut-off Date (変更オプション行使期限日)</u>	12.19	<p>「<u>変更オプション行使期限日</u>」とは、<u>買い手に適用される行使期限日の4関連都市営業日後の日</u>をいう。</p>
<u>Notice to Exercise Movement Option (移動オプション行使通知)</u>	12.20	<p>「<u>移動オプション行使通知</u>」とは、</p> <p>(a) 関連するコンファメーションで「<u>リスストラクチャリング満期期限と完全に譲渡可能な債務適用あり</u>」または「<u>修正リスストラクチャリング満期期限と条件付譲渡可能債務適用あり</u>」が指定されているクレジットデリバティブ取引、および(b)本条の適用がない場合12.1条(b)に基づき代替決済方法が適用されることとなるクレジットデリバティブ取引について、(i) 12.17条に基づき当該クレジットデリバティブ取引に適用される並行入札決済条項を指定し、かつ(ii) <u>移動オプション行使期限日以前に有効となる、一方当事者から他方当事者への取消不能の通知</u> (かかる通知は書面 (ファクシミリ、電子メールを含む。) もしくは電話、またはこれらの双方の方法によることができ、かつ1.10条に定められた通知に関する要件に従う。) をいう。</p> <p><u>移動オプション行使通知の様式は、添付書類Gのとおり。</u></p>

<u>Deliverable Obligation Terms (引渡可能債務条件)</u>	<u>12.21</u>	<u>「引渡可能債務条件」とは、関連するクレジットデリバティブ入札決済条項で定める意味を有する。</u>
<u>Deliverable Obligation Provisions (引渡可能債務条項)</u>	<u>12.22</u>	<u>「引渡可能債務条項」とは、関連するクレジットデリバティブ入札決済条項で定める意味を有する。</u>

# 索引

## 2

2002年版ISDAマスター契約 (2002 ISDA Master Agreement) .....	8
2005マトリックス追加条項 (2005 Matrix Supplement) .....	5

## 3

30/360 .....	47
30E/360 .....	47

## A

A/360 .....	47
Act/360 .....	47
Actual/360 .....	47
Actual/365 .....	47
Actual/365(Fixed) .....	47
Actual/Actual .....	47

## B

Bond Basis .....	47
------------------	----

## D

DC 関連当事者 (DC Party) .....	11
DC クレジットイベント発生発表 (DC Credit Event Announcement) .....	12
DC クレジットイベント不発生発表 (DC No Credit Event Announcement) .....	12
DC 決議 (DC Resolution) .....	12

## E

Eurobond Basis .....	47
----------------------	----

## I

ISDA マスター契約 (ISDA Master Agreement) .....	77
---	----

## T

TARGET 決済日 (TARGET Settlement Day) .....	8
--	---

## い

移動オプション (Movement Option) .....	80
移動オプション行使通知 (Notice to Exercise Movement Option) .....	80
イニシャルペイメント金額 (Initial Payment Amount) .....	49
イニシャルペイメント支払人 (Initial Payment Payer) .....	48
イニシャルペイメント支払日 (Initial Payment Date) .....	49
入替旧引渡可能債務未払残高 (Replaced Deliverable Obligation Outstanding Amount) .....	37
入替新引渡可能債務 (Replacement Deliverable Obligation) .....	37
印紙税 (Stamp Tax) .....	8
インディカティブ・クォーテーション (Indicative Quotation) .....	73

## う

売り手 (Seller) .....	2, 8
売値 (Offer) .....	54

## え

営業日 (Business Day) .....	8
営業日調整 (Business Day Convention) .....	19
エクイティ証券 (Equity Securities) .....	58
エスクロー (Escrow) .....	60
エスクロー代理人 (Escrow Agent) .....	60
延期日 (Extension Date) .....	9

## お

オブリゲーション (Obligation) .....	19, 21
オブリゲーション・アクセレーション (Obligation Acceleration) .....	42
オブリゲーション・デフォルト (Obligation Default) .....	42
オブリゲーション通貨 (Obligation Currency) .....	46
オブリゲーションの種類 (Obligation Category) .....	21
オブリゲーションの性質 (Obligation Characteristics) .....	21

## か

外国通貨 (Not Domestic Currency) .....	22
外国発行 (Not Domestic Issuance) .....	22
外国法準拠 (Not Domestic Law) .....	22
開始日 (Effective Date) .....	1

買い手 (Buyer).....	2, 8
買い手または売り手 (Buyer or Seller).....	2, 36
該当オブリゲーション (Relevant Obligations).....	15
買値 (Bid).....	54
加重平均クォーテーション (Weighted Average Quotation).....	55
借入債務 (Borrowed Money).....	21
カルキュレーション・エージェント (Calculation Agent).....	7
カルキュレーション・エージェント・シティー (Calculation Agent City).....	8
カルキュレーション・エージェント・シティー営業日 (Calculation Agent City Business Day).....	8
関係会社 (Affiliate).....	8
関係子会社 (Downstream Affiliate).....	26
完全に譲渡可能な債務 (Fully Transferable Obligation).....	29
関連債券 (Relevant Bonds).....	73
関連都市営業日 (Relevant City Business Day).....	12

## き

期間 (Term).....	1
議決権株式 (Voting Shares).....	26
期限到来金額 (Due and Payable Amount).....	24, 59
期限の利益喪失または期限の到来 (Accelerated or Matured).....	24
旧契約 (Old Agreement).....	76
旧コンファメーション (Old Confirmation).....	77
旧取引 (Old Transaction).....	76
許可債務 (Enabling Obligation).....	33
許容通貨 (Permitted Currency).....	45
許容引渡可能債務 (Permissible Deliverable Obligations).....	80

## く

偶発事由によらずに金額確定可能 (Not Contingent).....	23
クォーテーション (Quotation).....	52, 71
クォーテーション金額 (Quotation Amount).....	55, 70
クォーテーション方法 (Quotation Method).....	54
クレジットイベント (Credit Event).....	41
クレジットイベント基準日 (Credit Event Backstop Date).....	9
クレジットイベント決議要請日 (Credit Event Resolution Request Date).....	9
クレジットイベント通知 (Credit Event Notice).....	36

クレジットデリバティブ決定委員会 (Credit Derivatives Determinations Committees) .....	9
クレジットデリバティブ取引 (Credit Derivative Transaction) .....	1
クレジットデリバティブ入札決済条項 (Credit Derivatives Auction Settlement Terms) .....	78
クローズアウト金額 (Close-out Amount) .....	8

## け

経過利息を含まない (Exclude Accrued Interest) .....	52
経過利息を含む (Include Accrued Interest) .....	7, 52, 56, 58
決議 (Resolve) .....	12
決済条件 (Conditions to Settlement) .....	34
決済通貨 (Settlement Currency) .....	49
決済日 (Settlement Date) .....	49
決済方法 (Settlement Method) .....	49
原オブレーション (Underlying Obligation) .....	26
現金決済 (Cash Settlement) .....	27, 49, 50, 54
現金決済金額 (Cash Settlement Amount) .....	50, 69
現金決済日 (Cash Settlement Date) .....	50, 69
原債務者 (Underlying Obligor) .....	26
現物決済 (Physical Settlement) .....	56
現物決済期間 (Physical Settlement Period) .....	58
現物決済金額 (Physical Settlement Amount) .....	58
現物決済通知 (Notice of Physical Settlement) .....	37
現物決済日 (Physical Settlement Date) .....	57

## こ

公開情報 (Publicly Available Information) .....	38
公開情報源 (Public Source) .....	40
公開情報の通知 (Notice of Publicly Available Information) .....	39
交換可能債務 (Exchangeable Obligation) .....	58
行使期限日 (Exercise Cut-off Date) .....	11
行使金額 (Exercise Amount) .....	40
国際機関 (Supranational Organization) .....	27
国内通貨 (Domestic Currency) .....	27
固定金額 (Fixed Amount) .....	18
固定金利 (Fixed Rate) .....	47
固定金利支払人 (Fixed Rate Payer) .....	18

固定金利支払人計算期間 (Fixed Rate Payer Calculation Period) .....	18
固定金利支払人計算期間最終日 (Fixed Rate Payer Period End Date) .....	18
固定金利支払人計算金額 (Fixed Rate Payer Calculation Amount) .....	18
固定金利支払人支払日 (Fixed Rate Payer Payment Date) .....	18
固定金利日数計算式 (Fixed Rate Day Count Fraction) .....	47
混合市場値 (Blended Market) .....	51
混合高値 (Blended Highest) .....	51
コンファメーション (Confirmation) .....	1, 76

## さ

債券 (Bond) .....	21
債券またはローン (Bond or Loan) .....	21
最終価格 (Final Price) .....	50
最終現物決済可能日 (Latest Permissible Physical Settlement Date) .....	69
最終満期リストラクチャリング対象債券またはローン (Latest Maturity Restructured Bond or Loan) .....	29
最終リスト (Final List) .....	12
最長満期 (Maximum Maturity) .....	24
最低クォーテーション金額 (Minimum Quotation Amount) .....	55
最低支払不履行額 (Payment Requirement) .....	46
最低デフォルト額 (Default Requirement) .....	46
参照価格 (Reference Price) .....	18, 69
参照債務 (Reference Obligation) .....	18, 69
参照債務のみ (Reference Obligation Only) .....	21
参照組織 (Reference Entity) .....	12
残存元本金額 (outstanding principal balance) .....	24, 58
残留当事者 (Remaining Party) .....	76

## し

次回通貨確定時点 (Next Currency Fixing Time) .....	61
市場価値 (Market Value) .....	52, 70
市場値 (Market) .....	50
事前参照債務 (Prior Reference Obligation) .....	21
指定された数 (Specified Number) .....	40
指定通貨 (Specified Currency) .....	22
指定人 (designator) .....	31, 65



シニア・オブリゲーション (Senior Obligation) .....	21
支払債務 (Payment) .....	21
支払不履行 (Failure to Pay) .....	42
修正 (Modified) .....	19
修正通貨レート (Revised Currency Rate) .....	61
修正適格譲受人 (Modified Eligible Transferee) .....	31
修正翌営業日 (Modified Following) .....	19
修正リストラクチャリング満期期限日 (Modified Restructuring Maturity Limitation Date) .....	31
事由発生決定日 (Event Determination Date) .....	2
事由発生当事者 (Affected Party) .....	8
事由発生取引 (Affected Transaction) .....	8
終了日 (Termination Date) .....	1
償還金通増後金額 (Accreted Amount) .....	58
償還金通増債務 (Accreting Obligation) .....	58
承継 (succeed) .....	14
承継者 (Successor) .....	13, 16
承継事由 (Succession Event) .....	14
承継事由基準日 (Succession Event Backstop Date) .....	17
承継事由決議要請日 (Succession Event Resolution Request Date) .....	17
承継事由通知 (Succession Event Notice) .....	18
条件付譲渡可能債務 (Conditionally Transferable Obligation) .....	31
上場 (Listed) .....	22, 24
譲渡可能 (Transferable) .....	24
譲渡可能ローン (Assignable Loan) .....	23, 24
譲渡可能ローンの部分現金決済適用あり (Partial Cash Settlement of Assignable Loans Applicable) .....	68, 74
譲渡不能債務 (Unassignable Obligations) .....	68, 69
除外債務 (Excluded Obligation) .....	20
除外引渡可能債務 (Excluded Deliverable Obligation) .....	20
新クレジットデリバティブ取引 (New Credit Derivative Transactions) .....	15
新契約 (New Agreement) .....	76
新取引 (New Transaction) .....	76
<b>せ</b>	
政府当局 (Governmental Authority) .....	46

潜在的支払不履行 (Potential Failure to Pay) .....	7
潜在的履行拒否/支払猶予 (Potential Repudiation/Moratorium) .....	43
<b>そ</b>	
租税 (Tax) .....	8
その他の終了事由 (Additional Termination Event) .....	8
ソブリン (Sovereign) .....	26
ソブリン以外の貸手 (Not Sovereign Lender) .....	22
ソブリン機関 (Sovereign Agency) .....	26
<b>た</b>	
代替決済方法 (Fallback Settlement Method) .....	49
代替参照債務 (Substitute Reference Obligation) .....	27
代替手続開始日 (Alternative Procedure Start Date) .....	74
代表金額 (Representative Amount) .....	56
高値 (Highest) .....	50, 51
単一評価日 (Single Valuation Date) .....	54
<b>ち</b>	
直接ローンパーティシペーション (Direct Loan Participation) .....	23, 24
<b>つ</b>	
通貨レート (Currency Rate) .....	60
通貨レート情報源 (Currency Rate Source) .....	61
通知交付期間 (Notice Delivery Period) .....	5
通知当事者 (Notifying Party) .....	36
<b>て</b>	
ディーラー (Dealer) .....	55
適格関係会社保証 (Qualifying Affiliate Guarantee) .....	26
適格パーティシペーション売り手 (Qualifying Participation Seller) .....	26
適格保証 (Qualifying Guarantee) .....	26
適格譲受人 (Eligible Transferee) .....	29
転換債務 (Convertible Obligation) .....	58
<b>と</b>	
同意を要するローン (Consent Required Loan) .....	23, 24

同意を要するローンの部分現金決済適用あり (Partial Cash Settlement of Consent Required Loans Applicable) .....	68, 74
取引入札決済条項 (Transaction Auction Settlement Terms) .....	79
取引日 (Trade Date) .....	1
<b>な</b>	
仲値 (Mid-market) .....	54
<b>に</b>	
入札 (Auction).....	78, 79
入札決済金額 (Auction Settlement Amount) .....	78
入札決済日 (Auction Settlement Date).....	78, 79
入札最終価格 (Auction Final Price) .....	78
入札最終価格決定日 (Auction Final Price Determination Date) .....	78
入札対象取引 (Auction Covered Transaction) .....	79
入札中止日 (Auction Cancellation Date) .....	79
入札不実施発表日 (No Auction Announcement Date) .....	79
入手可能な最良情報 (Best Available Information) .....	15
<b>の</b>	
ノベーション・コンファメーション (Novation Confirmation) .....	75
ノベーション金額 (Novated Amount) .....	77
ノベーション契約 (Novation Agreement) .....	77
ノベーション取引 (Novation Transaction) .....	76
<b>は</b>	
パーティシペーションの部分現金決済適用あり (Partial Cash Settlement of Participations Applicable) .....	69, 74
バイ・イン (Buy-in) .....	73
バイ・イン通知 (Buy-in Notice).....	73
バイ・インに対するオファー (Buy-in Offers) .....	73
バイ・イン日 (Buy-in Date) .....	73
バイ・イン価格 (Buy-in Price) .....	73
バイ・イン期間 (Buy-in Period).....	73
パリクラブデット (Paris Club debt) .....	22
バンクランプシー (Bankruptcy) .....	41

## ひ

引渡可能債務 (Deliverable Obligation).....	20, 22
引渡可能債務条件 (Deliverable Obligation Terms).....	81
引渡可能債務条項 (Deliverable Obligation Provisions).....	81
引渡可能債務の種類 (Deliverable Obligation Category).....	23
引渡可能債務の性質 (Deliverable Obligation Characteristics).....	23
引渡日 (Delivery Date).....	57
引渡不能債務 (Undeliverable Obligations).....	67, 69
引渡不能パーティシペーション (Undeliverable Participations).....	69
引渡不能ローン債務 (Undeliverable Loan Obligations).....	68, 69
引渡す (Deliver).....	57
非持参人払式 (Not Bearer).....	24
被指定人 (designee).....	65
評価時間 (Valuation Time).....	55, 70
評価日 (Valuation Date).....	54, 70
評価方法 (Valuation Method).....	50
標準指定通貨 (Standard Specified Currency).....	22
非劣後 (Not Subordinated).....	21

## ふ

複数債権者オブリゲーション (Multiple Holder Obligation).....	47
複数評価日 (Multiple Valuation Date).....	54
フル・クォーテーション (Full Quotation).....	55

## へ

平均混合市場値 (Average Blended Market).....	51
平均混合高値 (Average Blended Highest).....	51
平均市場値 (Average Market).....	51
平均高値 (Average Highest).....	51
並行入札 (Parallel Auction).....	79
並行入札決済条項 (Parallel Auction Settlement Terms).....	79
並行入札決済日 (Parallel Auction Settlement Date).....	79
並行入札最終価格決定日 (Parallel Auction Final Price Determination Date).....	78
並行入札中止日 (Parallel Auction Cancellation Date).....	79
変更オプション行使期限日 (Movement Option Cut-off Date).....	80

変動金利支払人 (Floating Rate Payer).....	19
変動金利支払人計算金額 (Floating Rate Payer Calculation Amount).....	19
<b>ほ</b>	
他通貨相当金額 (Currency Amount).....	59
<b>ま</b>	
前営業日 (Preceding).....	19
<b>み</b>	
未払残高 (Outstanding Amount).....	37
<b>ゆ</b>	
猶予期間 (Grace Period).....	6
猶予期間営業日 (Grace Period Business Day).....	6
猶予期間延期日 (Grace Period Extension Date).....	5
譲受人 (Transferee).....	76
譲渡人 (Transferor).....	76
<b>よ</b>	
翌営業日 (Following).....	19
予定終了日 (Scheduled Termination Date).....	1
<b>り</b>	
履行拒否/支払猶予 (Repudiation/Moratorium).....	43
履行拒否/支払猶予延長条件 (Repudiation/Moratorium Extension Condition).....	44
履行拒否/支払猶予延長通知 (Repudiation/Moratorium Extension Notice).....	45
履行拒否/支払猶予評価日 (Repudiation/Moratorium Evaluation Date).....	43
リストラクチャリング (Restructuring).....	45
リストラクチャリング対象債券またはローン (Restructured Bond or Loan).....	33
リストラクチャリング対象引渡可能ソブリン債務 (Sovereign Restructured Deliverable Obligation) .....	20
リストラクチャリング満期期限日 (Restructuring Maturity Limitation Date).....	29
リストラクチャリング有効日 (Restructuring Date).....	33
<b>れ</b>	
劣後オブリゲーション (Subordinated Obligation).....	21

劣後性 (Subordination) ..... 21

ろ

ローン (Loan) ..... 21